

**高知県中山間地域
事前復興まちづくり計画策定指針
(案)**

令和 8 年〇月

高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課

目次

■ はじめに

■ 中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の使い方

第1章 事前に復興まちづくり計画を策定する必要性	1
1. 中山間地域で想定される事態	2
2. 事前復興の取組を中山間地域へ拡大する背景	3
3. 南海トラフ地震の地震動に起因する大規模な災害	6
第2章 高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念	9
1. 高知県中山間地域の特性	10
2. 大規模災害後を見据えた中山間地域が目指す将来像	14
3. 中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念	15
第3章 地震等による大規模災害の復興から学ぶ	17
1. 空間単位と災害リスクに応じた事例の整理	20
2. 地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例	21
第4章 中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方	47
1. 中山間地域における復興まちづくりの目標	48
2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方	48
3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性	49
4. 中山間地域で活用できる事業	65
第5章 市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方	67
1. 事前復興まちづくり計画の位置付け	68
2. 取組の手順	70
3. STEP1 行政内部の検討	74
4. STEP2 地域住民等の参画	88
5. STEP3 事前復興まちづくり計画に基づく事業の事前着手	97
参考資料	105
1. 復興まちづくりのための支援施策一覧	106
2. 復興まちづくりのための支援施策（例）	107

はじめに

中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針の使い方

市町村職員の 疑問	参照する指針の章	概要
なぜ事前に取り組む必要があるのか？	第1章 p.1～ 事前に復興まちづくり計画を策定する必要性	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 地域の活力を維持するためには、発災後の迅速な事業着手が不可欠 ☑ 事前に復興の将来像を共有しておくことは、震災による急激な人口流出を最小限に抑え、集落再生の土台となる
何を柱にして復興を考えればよいか？	第2章 p.9～ 高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 被災後の将来のまちの姿を描く際に基礎となる「5つの柱」を提示 
どのような災害からの復興をイメージすればよいか？	第3章 p.17～ 地震等による大規模災害の復興から学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 自らの市町村において、対象とする集落、想定される災害をイメージする ☑ 復興事例から類似例をピックアップし、復興のプロセスや選択肢を知る
どのような考え方で復興まちづくり計画を作成すればよいか？	第4章 p.47～ 中山間地域における事前復興まちづくり計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 集落特性を踏まえ、被害想定に応じた復興の選択肢を抽出し整理しておく
どのように取組を進めればよいか？	第5章 p.67～ 市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 3つの取組ステップ(意思形成・課題対応・発災前着手)や留意点を整理 ☑ 沿岸地域における取組の先行事例を中山間地域にフィードバック

第1章

事前に復興まちづくり計画を策定する必要性

1. 中山間地域で想定される事態
2. 事前復興の取組を中山間地域へ拡大する背景
3. 南海トラフ地震の地震動に起因する大規模な災害

第1章 事前に復興まちづくり計画を策定する必要性

1. 中山間地域で想定される事態

大規模災害発生時には、行政は人命を最優先にした業務に追われ、さらに災害対応の業務量が増加する中で、住民に復興まちづくり計画を示し、合意形成を早期に図る必要がある。南海トラフ地震では、被害が広範囲に及び、沿岸部では津波による壊滅的な被害が想定され、中山間地域では、交通障害による支援の遅れで、復興計画の策定や事業実施の着手遅延が懸念される。

地域の復興に時間を要すると、避難先でそのまま定住する事態を招き、地域の活力が低下する。その結果、まちづくりや振興に向けた計画で想定していない急激な人口流出が起こり、地域に内在する潜在的な問題点が顕在化・加速化することが想定される。

事例：新潟中越地震における旧山古志村の事例

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震により、旧山古志村（現長岡市）では土砂災害や河道閉塞による人家水没が相次ぎ、全村民が村外への避難を余儀なくされた。翌年に控えていた長岡市との合併計画もあり、避難者の受け入れは円滑に行われた。その一方で、「山古志復興新ビジョン」等の策定を経て基盤整備が進んだが、帰村は震災から3年後の平成19年10月となった。

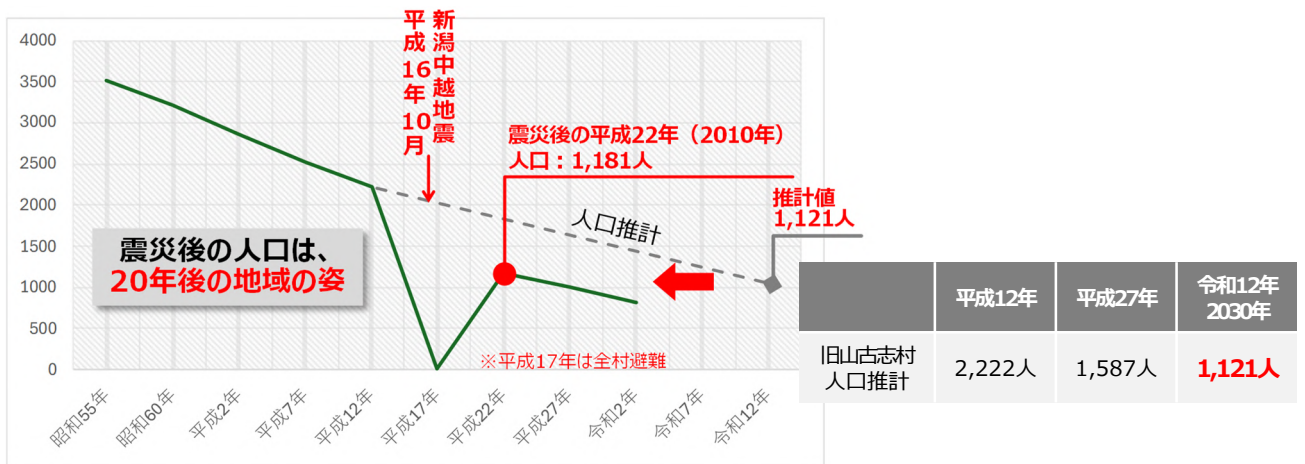
人口動態においては、震災直後に居住人口が一時ゼロとなった。帰村後の平成22年時点の人口（1,181人）は、震災前の推計における「20年後の姿」に相当し、震災後の3年間で、将来予測における20年分に相当する人口減少が顕在化したと言える。

■ 旧山古志村の復興スケジュール

流れ	時期
新潟中越地震発生・孤立	平成16年10月23日
地域外（長岡市内）の避難所	平成16年10月25日～
地域外（長岡市内）の仮設住宅	平成16年12月21日～
長岡市に合併	平成17年4月
山古志復興新ビジョン策定	平成17年5月16日
長岡市復興計画策定	平成18年8月
集落再生計画策定	平成18年10月～
基盤整備	平成19年3月～
住宅再建	平成19年7月～

復興（帰村）までに
3年を要した

■ 旧山古志村の人口推移



人口推移の出典：統計局 国勢調査 令和2年国税調査 令和3年11月30日公表

人口推計の出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の市区町村別将来推計人口 平成15年12月推計

2. 事前復興の取組を中山間地域へ拡大する背景

(1) 過去の教訓と沿岸地域での先行の取組

平成23年の東日本大震災では、応急復旧に追われる中で復興まちづくり計画の策定に時間を要し、事業着手が遅れるケースが見られた。こうした復興プロセスの長期化は、地域の活力低下を招く一因となったと指摘されており、実際に被災自治体の中には10年間で人口が最大約40%減少した事例も存在する。

南海トラフ地震では、被害が東海から九州までの広範囲に及ぶことが想定されており、被災自治体への支援が分散するなど、東日本大震災時よりも復興への取組環境が厳しくなるおそれがある。

これらの教訓と予測をふまえ、本県では発災後速やかに復興まちづくりに着手できるよう、市町村の事前準備を支援する「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を令和4年3月に策定した。これに基づき、現在、沿岸19市町村を対象とした「事前復興まちづくり計画」の策定支援を展開している。

(2) 令和6年能登半島地震で顕在化した「中山間地域の主な課題」

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、過疎化が進む半島部という事情から、倒壊家屋の処理やインフラの復旧に今なお時間を要しており、復興の遅れによる人口流出が懸念されている。

土砂災害特別警戒区域が広がる本県の中山間地域においても、南海トラフ地震発生時に同様の事態が想定される。

このことから、本県への示唆として、中山間地域においても「事前の備え」の必要性を改めて認識し、「事前復興を中山間地域へ拡大」するため、中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針（以下「指針」という。）を作成した。

■ 奥能登地域の計画策定状況

自治体名	計画	策定日
輪島市	輪島市復興まちづくり計画	令和7年2月
珠洲市	珠洲市復興計画	令和7年2月
能登町	能登町復興計画	令和7年2月
穴水町	穴水町復興計画	令和6年12月

計画策定には、1年以上を要している

事前復興を中山間地域へ拡大

▶ 高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針を作成

中山間地域事前復興まちづくり計画は、大規模災害の発生後を見据え、当該地域が抱える諸課題にも対応しながら、持続可能な地域社会を構築するための将来像をあらかじめ策定するものである。

住民の意思形成



「被災後も地元に住み続ける」という意思を育むための将来像を共有

複合課題への対応



防災の視点に加え、持続可能なまちづくり（社会課題）の視点も導入

発災前の事業着手



究極の事前防災として、実施可能な事業を発災前に着手

事例：令和6年能登半島地震－被災概要と人口推移－

被災概要

- 令和6年1月1日に石川県能登地方にてマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生
- 令和7年12月25日時点で**死者698名**（うち災害関連死470名）、**家屋の全壊約6,500棟**、半壊約24,000棟という被害が発生
- **建物被害に加えて、土砂災害による道路の寸断や集落の孤立**など、中山間地域特有の被害が発生
- 国土交通省によると、土砂災害発生箇所は計456箇所（令和6年7月1日時点）であり、発生箇所の**82%が土砂災害警戒区域等に指定されていた**

出典：内閣府 防災情報のページ

大規模な土砂災害



輪島市市ノ瀬町 令和6年4月撮影

木造家屋の倒壊



輪島市門前町黒島 重要伝統的建造物群保存地区
令和6年4月撮影

地震火災



輪島市河井町 朝市地区 令和6年4月撮影

地盤の液状化による被害



内灘町 令和6年4月撮影

奥能登地域の震災前と震災後の人口推移

自治体名	震災前人口 令和6年1月	震災後人口 令和7年6月	減少率
輪島市	21,903	19,080	-12.9
珠洲市	11,721	10,092	-13.9
能登町	14,277	13,133	-8.2
穴水町	7,312	6,747	-7.7
合計	55,213	49,052	-11.2

出典：石川県総務部 いしかわ統計指標ランド

人口減少の主な要因

- **住宅の全半壊、集落の孤立化**によって住民の多くが**地区外への避難**を余儀なくされた
- 当時、一部報道では**3割の人口流出**があったとされた
- 被災した住宅の**公費解体**は、石川県で約4万棟の申請があり、解体の進捗は、**令和7年5月末時点で68.8%**と時間を要している
- 資材高騰や人手不足による住宅整備の遅れも懸念される
- 復興に向けて**住まいの確保が課題**となっている

事前に復興まちづくり計画を策定する必要性

高知県と石川県の比較

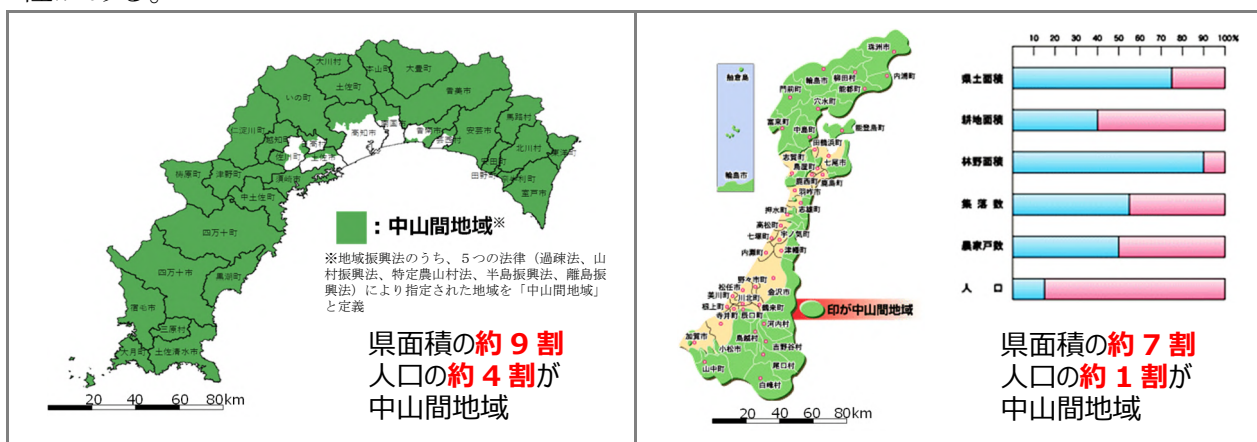
下表は高知県と石川県の比較である。本県は、高齢化率、孤立可能性集落数、可住地面積割合、土砂災害特別警戒区域箇所数について、全項目で石川県よりも厳しい数値となっている。

高知県		石川県
7,102	面積 (km ²)	4,185
666	人口 (千人) ¹⁾	1,109
36.3%	高齢化率 ¹⁾	30.5%
827	孤立可能性集落数 (農業集落) ²⁾	33 (令和6年能登半島地震)
16.0%	可住地面積割合 ³⁾	31.6%
18,581 ⁴⁾	土砂災害特別警戒区域指定箇所数	3,579 ⁵⁾

出典: 1) 内閣府 令和6年版高齢社会白書 2) 内閣府 南海トラフ地震の被害想定 3) e-Stat 政府統計ポータルサイト 4) 高知県土木部防災砂防課 高知県における市町村別土砂災害警戒区域等の指定状況 令和6年10月11日現在 5) 石川県土木部砂防課 土砂災害(特別)警戒区域指定状況 令和7年11月4日現在

高知県と石川県の中山間地域の状況

本県は、面積の約9割、人口の約4割を中山間地域が占めている。一方、石川県は、面積の約7割、人口の約1割が中山間地域となっている。本県は、石川県と比較しても、中山間地域の面積や人口の割合が多く、能登半島地震以上に被害が大きくなる可能性がある。



中山間地域を象徴する景観や歴史文化

厳しい地理的条件に置かれた中山間地域は、多くの課題に直面している一方で、先人たちが守り抜いてきたかけがえのない景観や歴史、文化の宝庫でもある。

事前復興の取組は、単なる災害への備えに留まるものではなく、地域が持つ固有の価値を守り、次世代へと確実に継承していくために不可欠なものである。

農林水産省「つなぐ棚田遺産」認定



高知県本山町の棚田の風景

出典: 本山町 ホームページ

世界農業遺産「能登の里山里海」



石川県最大の羽咋市神子原の棚田

出典: 羽咋市観光協会 ホームページ

3. 南海トラフ地震の地震動に起因する大規模な災害

本指針で想定する災害：南海トラフ地震

本指針が想定する南海トラフ地震の甚大な被害において、中山間地域が直面する最も深刻なリスクの一つに土砂災害が挙げられる。南海トラフ地震の発生時、本県の中山間地域は広範囲にわたって極めて強い揺れに見舞われることが想定されており、震度分布によれば、県西部から東部の山間部にかけての広範なエリアで震度6弱から6強、一部では震度7の揺れが予測されている。

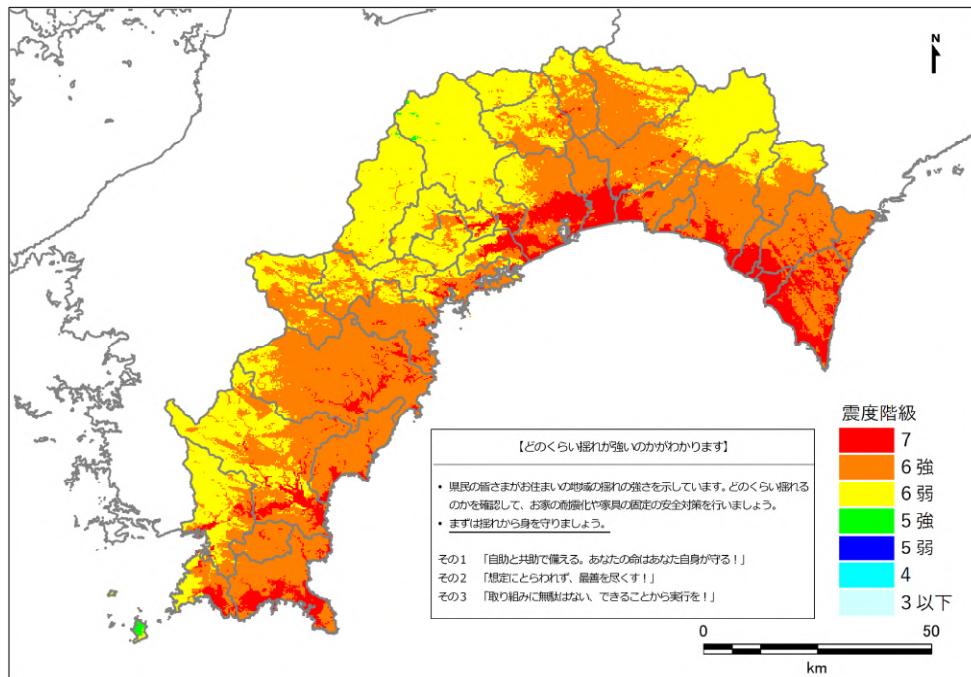
本県は、山地面積比が約85%¹⁾と山地が多く、平坦な土地が少ないため、がけや谷の近くに民家が多く立地している。県内の土砂災害警戒区域の指定箇所数は約2万箇所に及び、可住地面積に対する土砂災害警戒区域の数は、全国トップクラス²⁾という状況にある。こうした脆弱な地形特性と家屋の立地状況に加え、集落間を結ぶ道路網も土砂災害に対して極めて脆弱である。大規模発災時には、道路寸断による集落の孤立化が広範囲かつ長期にわたって発生するリスクが高い。



傾斜地に人家や耕作地が立地する
中山間地域の状況

出典:1) 第六十五回日本統計年鑑 平成28年より算出した値
2) 高知県土木部防災砂防課 ホームページ

震度分布図（最大クラス重ね合わせ）



出典：高知県危機管理部南海トラフ対策課 令和7年度[高知県版]南海トラフ地震による最大クラスの震度分布・津波浸水予測

建物被害（棟）		人的被害（死者数 人）	
揺れ	80,000	建物倒壊	5,200
急傾斜地崩壊	710	急傾斜地崩壊	110
地震火災	5,500	地震火災	500
液状化	1,100		

出典：高知県危機管理部南海トラフ対策課 【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定（平成25年5月）

令和8年3月24日に更新予定

こうした歴史的経緯を踏まえれば、被災後の対応をその場限りで行うのではなく、あらかじめ地域の将来像を見据えた土地利用や復興の方向性を整理しておくことが求められる。



加奈木（かなぎ）崩れの荒廃状況（昭和14年）

出典：林野庁 後世に伝えるべき治山～よみがえる緑～

入河内（にゅうがうち）の土砂災害（安芸市）

安芸市入河内では、昭和21年（1946年）の昭和南海地震によって大規模な斜面崩壊が発生した。

この災害については当時の貴重な映像記録が残されており、地震の揺れが中山間地域の地形に与える衝撃の大きさを今に伝えている。崩壊した土砂は物流ルートであった林道を寸断し、木材輸送を困難にさせた。

この事例は、交通網が限られる中山間地域において、一度の斜面崩壊が経済活動や生活維持に致命的な制約を課すことを示している。発災後の迅速な産業再建を可能にするためには、こうした地理的脆弱性をあらかじめ把握し、代替路の検討や復旧優先順位の整理を事前に行っておく必要がある。



映像記録が残された斜面崩壊の状況

出典：高知県 高知縣ノ災害記録

第2章

高知県における 事前復興まちづくり計画策定の基本理念

1. 高知県中山間地域の特性
2. 大規模災害後を見据えた中山間地域が目指す将来像
3. 中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念

第2章 高知県における事前復興まちづくり計画策定の基本理念

第2章

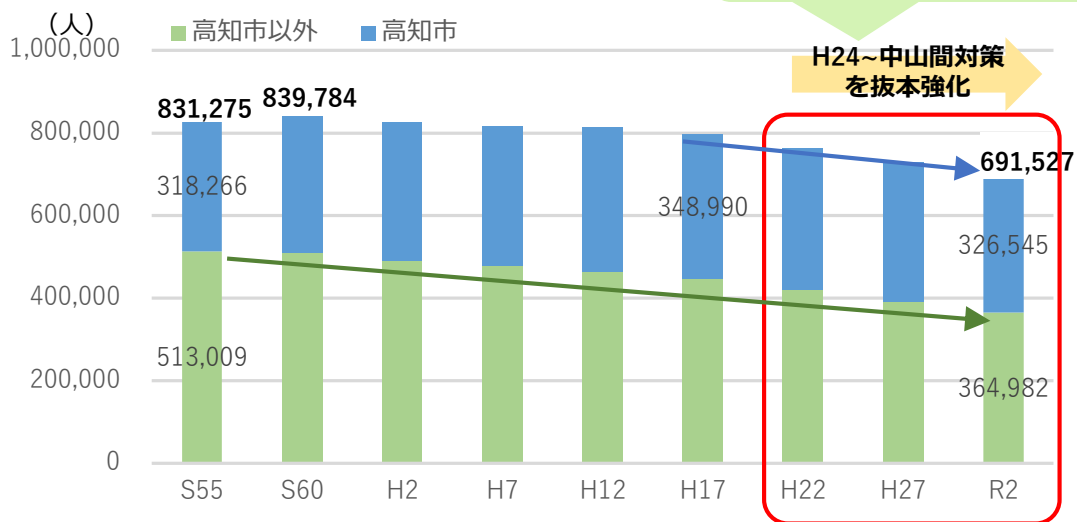
1. 高知県中山間地域の特性

(1) 人口減少と高齢化

本県の中山間地域の現状として、これまで幅広い分野で様々な施策を推進してきた成果が得られた一方で、人口減少や少子高齢化には歯止めがかからない問題を抱えている。

高知市を除く本県の人口は、昭和55年(1980年)以降減少が続いており、平成22年(2010年)から令和2年(2020年)の減少率は、高知市の4.9%に対して13.3%もの高率となっている。

■ 本県の人口推移



H22-R2人口減少率 (H22→H27→R2)
高知県全体：▲9.5% (▲4.7%→▲5.0%)
高知市以外：▲13.3% (▲7.1%→▲6.7%)
高知市：▲4.9% (▲1.8%→▲3.2%)

出典：総務省「国勢調査」

また、令和3年に実施した集落实態調査の結果では、集落の課題として集落代表者の多くが、人口減少により集落全体で活力が衰退していると回答した。

令和3年度 高知県集落实態調査の結果

問 集落代表者から見た集落の課題：集落で困っていること（課題や悩み）

「人口減少」：68.8% 「地域に若者がいない」：55.2% 「集落活動の担い手不足」：45.5%
「集落長のなり手（リーダー）がない」：35.4%

問 集落代表者から見た集落の課題：およそ10年後の集落の姿について

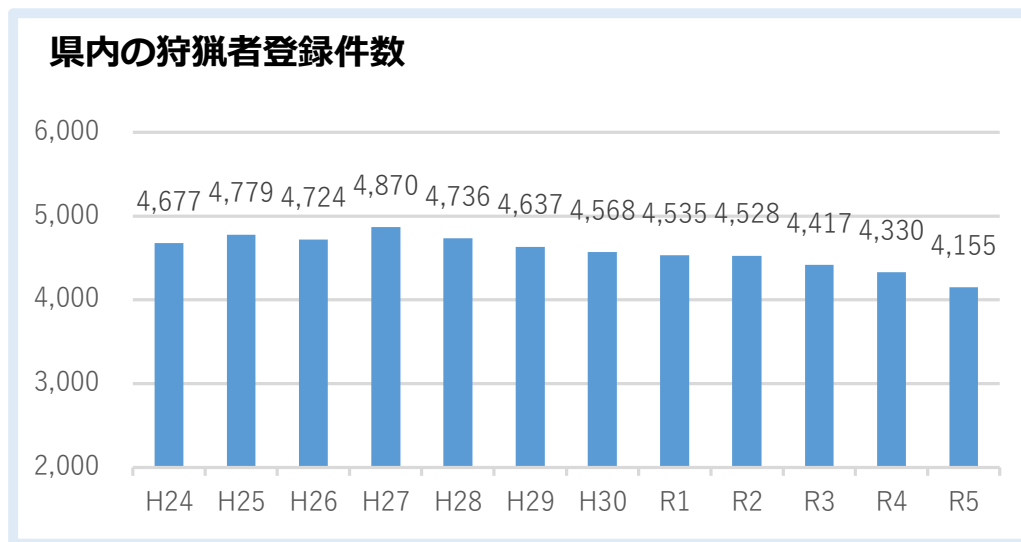
「集落全体で衰退していると思う」：67.2% 「このまま変わらない」：17.8%
「集落内の一部の地域（小集落）が消滅していると思う」：8.1% 「集落全体が消滅していると思う」：4.8%

出典：高知県中山間地域再興ビジョン Ver.2

(2) 暮らし

高齢化の進展に伴い、買い物環境の整備や移動手段の確保に対するニーズが高まる一方で、人口減少の影響により、これらの生活維持サービスの維持・確保は困難になりつつある。

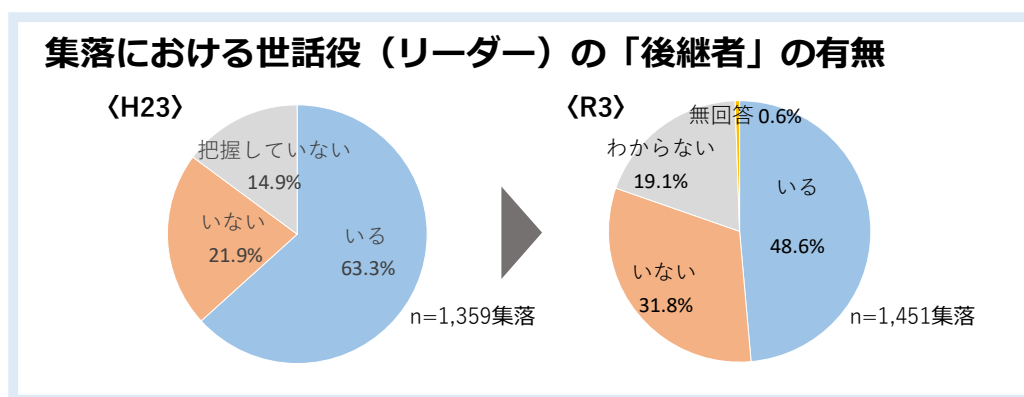
また、依然として年間1億円を超える鳥獣被害が発生しているが、捕獲を担う狩猟者の登録件数は年々減少している（下図参照）。医療・福祉分野では、在宅療養等の取組が広がりつつあるものの、サービス提供量の地域偏在や施策間の連携不足が依然として認められる。



出典：高知県中山間地域再興ビジョン Ver.2

(3) 地域の活力

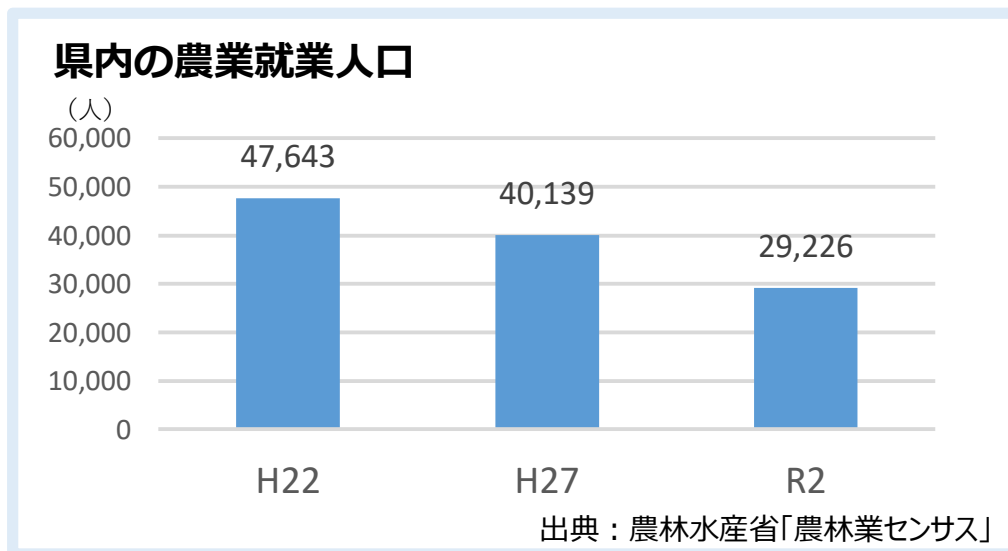
住民主体で地域課題の解決に取り組む「集落活動センター」は、令和7年3月時点で県内68カ所まで拡大したが、近年は新たな立ち上げが頭打ちの傾向にある。人口減少や少子高齢化による担い手不足は深刻化しており、リーダーや後継者の不在（下図参照）を背景に、日常の集落活動の維持や、地域の伝統的な祭り、民俗芸能の継承が困難となる集落が現れている。



出典：高知県中山間地域再興ビジョン Ver.2

(4) しごと

産業振興計画の取組を通じて、各分野における高付加価値化や省力化が推進され、就業者一人あたりの産出額等は増加傾向にある。一方で、地域アクションプラン等による雇用創出の取組が進められているものの、中山間地域においては若者や女性が魅力を感じる就業機会が十分とは言えず、依然として若年層流出の主要な要因となっている。また、中山間地域で最も注目される農業就業人口も、下図に示す通り減少の一途をたどっている。



出典：高知県中山間地域再興ビジョン Ver.2

(5) デジタル技術の活用

中山間地域で特に地理的な条件が不利な地域においては、採算性や立地条件の制約から、光ファイバ等のブロードバンドの整備が未完了の地域が残されている。デジタル技術を活用した「飲料水・生活用品の確保」、「移動手段の効率化」、「オンライン診療」といった先導的な取組は始まっているものの、依然として一部地域での実施に留まっており、中山間地域全域への普及には至っていない。

(6) 高知県中山間地域再興ビジョンによる取組

上述した現状と課題を踏まえ、本県では「高知県中山間再興ビジョン」で、中山間地域が目指す将来像を実現するための取組として、4本の柱と横柱を掲げている。

■テーマ毎の10年後の姿

柱1 若者を増やす

第1策 若者の定着・増加と人づくり

県外からの移住や地元での定住により若者、特に女性が増加し、産業や地域活動等の担い手として活躍している。多くの子ども達が、地元で学びながら地域と関わり、郷土への誇りと愛着が育まれている。

柱2 暮らしを支える

第2策 生活環境づくり

生活用水や生活用品、移動手段等、暮らし続けるために必要となる生活環境が維持されている。

第3策 安全・安心の確保

地域での見守り機能が維持されるとともに、地理的条件が不利な地域においても、医療・福祉サービスへのアクセスが確保されている。また、地域の防災力が高まっている。

柱3 活力を生む

第4策 集落の活性化

集落活動センターや「小さな集落」等、住民主体の組織が中心となり、多様な人材が交流しながら集落の活性化に向けた取り組みが行われている。

第5策 地域の伝統的な祭りや民俗芸能の維持・継承・活用

地域の伝統的な祭りや民俗芸能が継続して催され、地域が賑わい、次世代へ引き継がれている。

柱4 しごとを生み出す

第6策 基幹産業の振興と地域の資源を活用した付加価値の高い産業の創出

農林水産業等の生産性向上が図られ、若者が新たな担い手として活躍している。また、地域の食・自然・文化を生かした付加価値の高い産業が展開され、若者の雇用が生まれている。

第7策 起業等による仕事の創出

移住者や地域の若者等の起業や継業により、地域の魅力や活力が高まっている。また、IT・コンテンツ企業等の立地や、都市部から移住しリモートワークをする若者が増えている。

横串

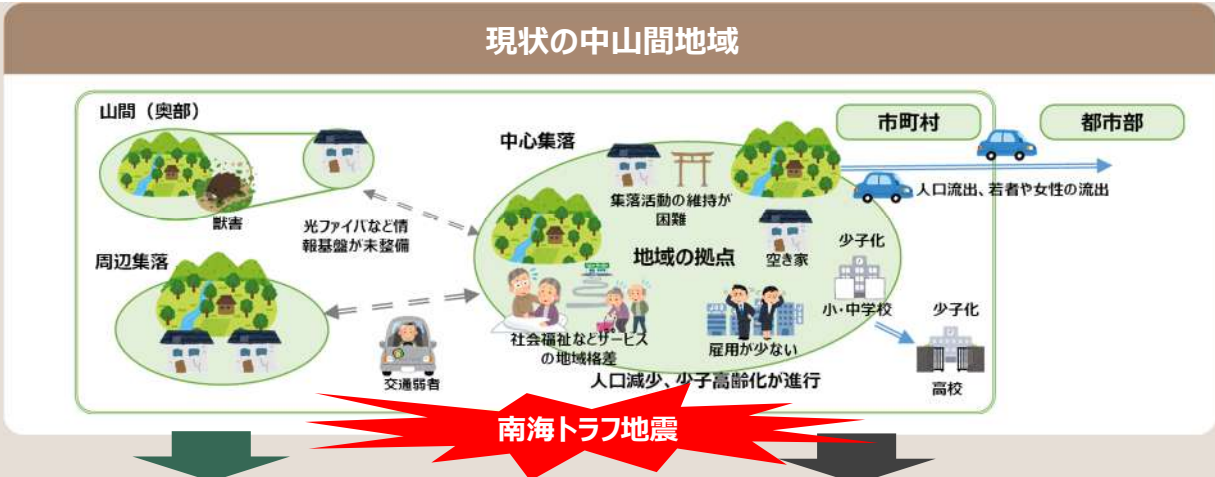
第8策 デジタル技術の活用

中山間地域のニーズに合った通信環境が整備され、日常生活の不便さや担い手不足等、中山間地域の様々な課題を解決するためにデジタル技術の活用が進んでいる。

2. 大規模災害後を見据えた中山間地域が目指す将来像

本県の中山間地域が抱える人口減少や生活サービスの維持困難といった課題は、南海トラフ地震の発災によって顕在化・加速化し、地域の持続可能性に重大な影響を及ぼす恐れがある。「事前の備え」がないまま被災した場合、復興の遅れがさらなる人口流出を招き、平時の課題をより深刻化させる懸念がある。

本指針は、南海トラフ地震後を見据え、持続可能な地域社会の将来像をあらかじめ計画するものである。「高知県中山間地域再興ビジョン」等との整合を図りつつ、単なる復旧にとどまらない「スマートシュリンク（賢い縮小）」の視点を取り入れた「より良い復興（Build Back Better）」を推進し、次世代へつなぐ将来像の実現を目指す。



事前復興まちづくり計画を策定

大規模災害後を見据え、持続可能な地域社会を構築するための将来像をあらかじめ計画

**中山間地域
事前復興まちづくり計画**

事前復興まちづくり計画が未策定の被災後の姿

復興の遅れ ▶ 人口流出

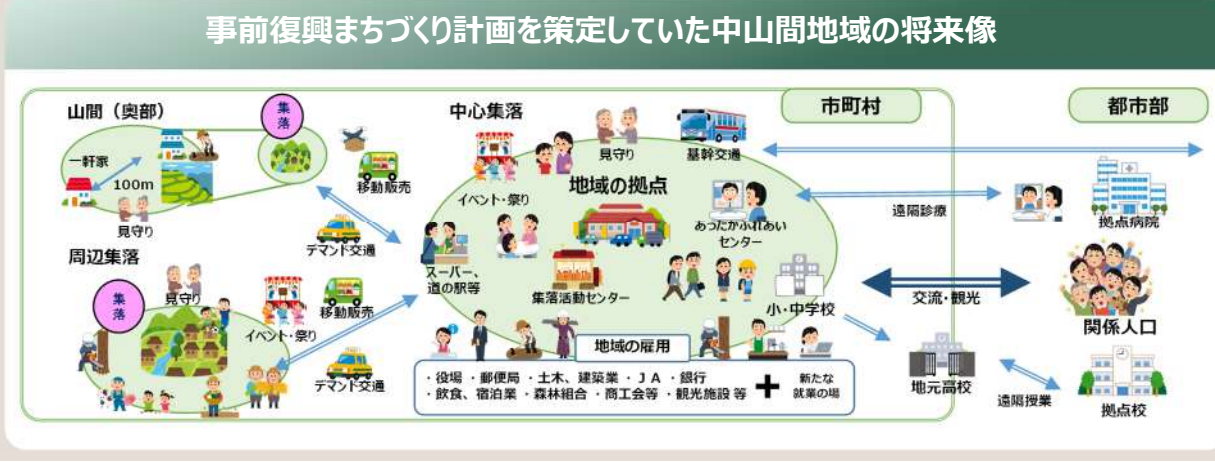
山間（奥部）: 国土の管理不全による荒廃、中山間地域の象徴的な景観悪化

中心集落: 伝統的な祭り・建造物等の喪失

周辺集落: 農地荒廃・未利用地・空き家の増加

都市部: 人口流出の加速

スマートシュリンク（賢い縮小）の視点に基づいたより良い復興（Build Back Better）



3. 中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念

中山間地域における事前復興まちづくり計画の策定にあたっては、中山間地域の地勢的制約や被害想定、過去の災害教訓を踏まえつつ、沿岸部と同様の「命を守る」「生活を再建する」「なりわいを再生する」「歴史・文化を継承する」「地域の課題等の解決につなげる」の5つの柱を基本理念として定めた。

基本理念として掲げた5本柱の下に、本県の中山間地域の特徴である河川流域に散在する山間(奥部)、周辺集落、中心集落のつながりを保ち、将来の目指す姿をどのように実現するかが計画策定の骨子となる。

中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念 ～目指す姿をどのように構成し、表現すべきか～



集落が点在する中山間地域のイメージ

目指す姿

被災前に復興まちづくり計画を策定しておくことで、住民が希望を持って、住み続けることができるまちづくりを早期に実現する。

5つの柱

(1) 命を守る

- なんとしても人命を守る安全で安心な地域づくり
⇒再び被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、ハード・ソフトの施策を組み合わせたまちづくり

(2) 生活を再建する

- 地域の主体的な考え方により暮らしとコミュニティを再建する
⇒誰もが再び日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う復興を目指す

(3) なりわいを再生する

- 地形や気候を活かしたなりわいを早急に再生し、地域に住み続ける基盤を築く
⇒多様な資源や潜在的な可能性など地域の特性を活かした復興の実現

(4) 歴史・文化を継承する

- 脈々と地域に根ざした歴史や文化など地域の資源を次世代に継承する
⇒「ふるさと」に愛着を持ち、暮らし続けていくうえで、心の支えとなる歴史・文化を大切にする地域づくり

(5) 地域の課題等の解決につなげる

- 地域の課題やグローバルな課題等を解決する先進的なまちづくり
⇒人口減少、少子高齢化、担い手不足などの諸課題を解決する先進的なまちづくり

第3章

地震等による大規模災害の復興から学ぶ

1. 空間単位と災害リスクに応じた事例の整理
2. 地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

第3章 地震等による大規模災害の復興から学ぶ

本章の活用のしかた

地域特性の把握

過去の被災地が直面した空間的制約や生活再建上の課題・教訓を学び、自らの対象地域の空間単位（中心集落、周辺集落、山間（奥部））における災害リスクを想定し、地域特性に応じた現状の課題を整理する。

類型化事例の抽出

以下に示す図表及び被災イメージを適宜参照し、自らの自治体の諸条件に近似した事例を抽出する。その際、復興の成功要因のみならず、地域内での合意形成過程における実務上の諸課題や教訓に着目する。

復興事業の把握と適用性の検討

復興事例として活用された各種事業（防災集団移転促進事業、小規模住宅地区改良事業等）の特性や制度上の要件を整理し、自らの自治体の課題解決に資する事業スキームの基礎的な理解を深め、適用性を検討する。

空間・災害リスク区分の凡例

空間単位	被災地の例
中心集落（市街地）	新潟県糸魚川市
周辺集落	新潟県長岡市（旧山古志村）ほか
山間（奥部）	奈良県吉野郡十津川村



災害リスク

被災イメージ

土砂災害

■平成 16 年新潟中越地震



出典:新潟県農地部農地管理課 新潟県中越大地震災～農地・農業用施設の復旧復興に向けて(写真集)～

■令和 6 年能登半島地震



撮影:令和 6 年 4 月 12 日

河道閉塞

■平成 16 年新潟中越地震



出典:新潟県農地部農地管理課 新潟県中越大地震災～農地・農業用施設の復旧復興に向けて(写真集)～

建物倒壊

■平成 28 年熊本地震



出典:内閣府 防災情報のページ

■令和 6 年能登半島地震



撮影:令和 6 年 4 月 9 日

火災

■平成 28 年糸魚川市大規模火災



出典:国土交通省 新潟県糸魚川市「糸魚川市 駅北大火からの復興まちづくり」



■令和 6 年能登半島地震



撮影:令和 6 年 4 月 7 日

1. 空間単位と災害リスクに応じた事例の整理

事例検索マトリクス

事例	災害事例		空間単位	災害リスク	集落再生の選択肢	参照先	
1	平成 16 年 新潟中越地震	新潟県長岡市 (旧山古志村)	木籠集落 檜木集落	周辺集落	土砂災害 河道閉塞	 集落に戻る 仮の居住地	p.21~
		新潟県 小千谷市	塩谷集落 十二平集落	周辺集落	土砂災害 建物倒壊	 集落外への 移転	p.25~
2	平成 23 年 紀伊半島豪雨	奈良県吉野郡 十津川村	猿飼 (高森) 集落	山間 (奥部)	土砂災害 (豪雨)	 集落外への 移転	p.29~
3	平成 28 年 熊本地震	熊本県阿蘇郡 西原村	布田集落 大切畑集落	周辺集落	土砂災害 建物倒壊	 集落に戻る 仮の居住地	p.34~
4	平成 28 年 糸魚川市 大規模火災	新潟県 糸魚川市	糸魚川駅北 地区	中心集落 (市街地)	火災 (風害)	 面的整備	p.39~
5	令和 6 年 能登半島地震	石川県 珠洲市、輪島市	地区ごとの 復興プランを 作成中	地区ごとの復興 プランを作成中	土砂災害 建物倒壊 火災	地区ごとの復興 プランを作成中	p.43~



2. 地震等による大規模災害からの復興まちづくりの事例

事例 1 : 平成 16 年新潟中越地震

■ 主な被害状況

発生日時	平成 16 年 10 月 23 日 17 時 56 分	
地震の概要	地震規模	マグニチュード 6.8
	最大震度	震度 7
人的被害	死者 (人)	68
	重軽傷者 (人)	4,795
住家被害	全壊 (棟)	3,175
	半壊 (棟)	大規模半壊 : 2,167 半壊 : 11,643
	一部損壊 (棟)	104,510
	合計 (棟)	121,495

出典: 内閣府 災害復興対策事例集 事例コード 200404 2004 年(平成 16 年)新潟県中越地震・新潟県



土砂災害による道路寸断



河道閉塞により水没した家屋

出典: 新潟県農地部 新潟県中越大地震災～農地・農業用施設の復旧復興に向けて(写真集)～

■ 高知県中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念からみた取組

命を守る視点

- 砂防・地すべり対策
- 雪害対策

生活を再建する視点

- コミュニティの再生
- 仮設住宅入居から従前のコミュニティを分断させないように工夫
- 河道閉塞により水没した集落や地すべりによって大きな被害を受けた集落の集団移転等による生活再建

なりわいを再生する視点

- 単に元に戻すだけでなく、新しい地域農業の将来像を踏まえた創造的復興

歴史・文化を継承する視点

- 緩やかな斜面を選んでつくられた棚田は、人々が地すべりと共生してきた地域特有の風景
- 復旧された美しい棚田の景観や、重要無形民俗文化財「牛の角突き」、錦鯉といった地域の宝を、復興の象徴として積極的に発信し、住民の誇りと地域のアイデンティティを継承

地域の課題等の解決につなげる視点

- 「デジタル村民」によるバーチャル地域づくりの取組
- 多様な支援者と地域交流の場の提供

集落再生の選択肢【新潟県 長岡市（旧山古志村）】

空間単位	周辺集落	災害リスク	土砂災害 河道閉塞	集落再生の選択肢	集落に戻る
------	------	-------	--------------	----------	-------



出典：国土地理院地図に加筆

住民の思い

- 震災の惨状をヘリコプターから見た子どもたちが「それでも帰りたい」と口にしたことが、帰村の大きなきっかけとなった。住民の思いは「山古志へ帰りたい」。

生活再建

- 災害公営住宅
- 支援を受けて再建

なりわいの再生

- なりわいの継続

集落再生の流れ



世帯数の変化

被災前の世帯数		復興後の世帯数	
榎木集落		榎木集落	
震災前世帯 ¹⁾	29世帯	帰村世帯 ²⁾	16世帯
		自力再建世帯 ²⁾	13世帯
		小規模住宅改良住宅 ²⁾	3戸
木龍集落		木龍集落	
震災前世帯 ¹⁾	26世帯	帰村世帯 ²⁾	16世帯※
		自力再建世帯 ²⁾	10世帯
		小規模住宅改良住宅 ²⁾	6戸

出典：1)やまこし復興交流館おらたる展示物

2)内閣府「災害対応資料集 200405：2004年（平成16年）新潟県中越地震・長岡市」

※16世帯の内訳：榎木集落12世帯、池谷集落4世帯

復興まちづくりにおける土地利用の考え方

平成16年（2004年）新潟県中越地震により、芋川流域では大規模な地すべりが多発した。これに伴う河道閉塞の発生により、上流部に位置する山古志村（現長岡市）の木籠集落および檜木集落は、大規模な浸水被害に見舞われた。

檜木集落では、従前地を見下ろす高台の小学校跡地を移転先に選定し、宅地を造成した。集落跡地の耕作地や作業小屋は、現在も生産基盤として継続利用されている。

木籠集落では、砂防事業により河床の安定化を図るとともに、水没家屋の一部を災害遺構として現地に保存した。再建先は従前地の近傍に整備され、震災の記憶を継承する景観が形成されている。

檜木集落



出典：国土地理院に加筆

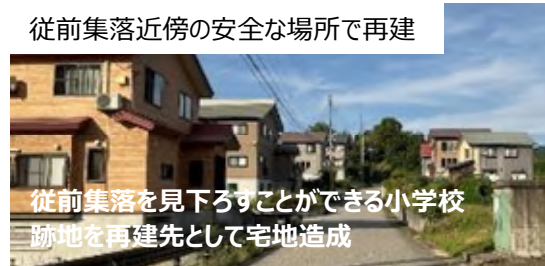
水没した集落跡地



耕作地、作業小屋が立地

撮影：令和7年9月

従前集落近傍の安全な場所で再建



従前集落を見下ろすことができる小学校跡地を再建先として宅地造成

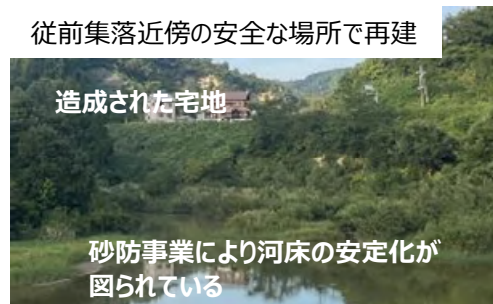
撮影：令和7年9月

木籠集落



出典：国土地理院に加筆

従前集落近傍の安全な場所で再建



造成された宅地

砂防事業により河床の安定化が図られている

撮影：令和7年9月

水没した集落跡地



遺構として保存された家屋

撮影：令和7年9月

活用された復興事業等

小規模住宅地区改良事業

被災者が住み慣れたコミュニティで暮らし続けることができるよう、被災した道路・水道等の公共施設を整備するとともに、住宅の自力再建がかなわぬ住民のための改良住宅を建設することにより集落の居住環境を整え、住み慣れた集落への帰村を実現した。事業主体は、長岡市（旧山古志村）で小規模住宅地区改良事業（社会資本整備総合交付金）、新潟県中越大震災復興基金を活用して実施された。

砂防事業

高度な技術を要する芋川流域の河道閉塞箇所（旧山古志村東竹沢、寺野）は、県から国へ権限委譲が行われ、直轄砂防災害関連緊急事業が実施された。



檜木集落



旧山古志村東竹沢地区の砂防堰堤

復興まちづくりの課題と教訓

課題

≫ 集落の「ありたい姿」を実現するために、数多くの事業から最適な事業を掘り起こす必要があった。

教訓

- ☑ まず事業ありきではなく、**住民の意思を集約した「ありたい姿」を明確にし**、それに合わせて最適な事業を選定することが重要。
- ☑ 平時から多様な復興まちづくりのための支援施策について理解を深めておくことが重要。

Column : 平成 16 年新潟中越地震

「山古志に戻る」ために考えたこと

「復興メニュー」から選ぶのではなく、「目的」に事業を合わせる

旧山古志村は、復興の基本方針を、単なる「住宅再生」ではなく「集落再生」と定めた。その理由は、最大積雪深 4m の山古志では、「集落機能が再生しなければ暮らしていけない」との考えがあった。集落再生を実現するための手段として、「防災集団移転事業」をあえて選択しなかった。この事業は、被災地が「災害危険区域」に指定され、元の場所に戻れなくなるためである。目的に合致しない事業は、不要と判断した。代替案として、当時ほとんど使われていなかった「小規模住宅地区改良事業」を探し出し、活用した。重要なことは、復興メニューから事業を選ぶのではなく、「やりたいこと（集落再生）」を実現するために国と相談し、最適な事業を掘り起こして適用したことである。

事前に準備しておくべきこと

事前に準備すべきことは、行政職員が復興支援事業のメニューに書かれた事業だけを覚えることではない。平時から国の多様な制度を研究し、有事の際に地域の「やりたいこと」を実現するために、行政職員はそれらを柔軟に組み合わせ、応用できる知識と交渉力を持つておくことである。

青木勝氏（元山古志村総務課長）ヒアリング調査より（令和 7 年 9 月）



集落再生の選択肢【新潟県 小千谷市】

空間単位	周辺集落	災害リスク	土砂災害 建物倒壊	集落再生の選択肢	集落外への 移転
------	------	-------	--------------	----------	-------------



出典: 国土地理院地図に加筆

住民の思い

- 震災を機に**生活の安全や利便性を考慮し、住居を山間部から市街地へ移したい。**
- 生活拠点は移しても、ふるさとの山にある農地や養鯉場での仕事を続けたい。

生活再建

- 災害公営住宅
- 集団移転

なりわいの再生

- なりわいの継続（職住分離）



世帯数の変化

被災前の世帯数		復興後の世帯数	
塩谷集落	震災前世帯 ¹⁾	52世帯	
十二平集落	震災前世帯 ¹⁾	11世帯	
	現地再建世帯 ²⁾	0世帯	
	移転世帯 ²⁾	11世帯	
		集団移転世帯 ²⁾	10世帯
		個別移転世帯 ²⁾	1世帯

出典：1)平成12年国勢調査
 2)中越地震の復興プロセス 澤田雅浩
 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科

復興まちづくりにおける土地利用の考え方

塩谷集落の一部および十二平集落の全世帯は、平野部の市街地へ移転した。塩谷集落からは千谷団地および三仏生団地へ、十二平集落からは三仏生団地へとそれぞれ再建地を求め、災害公営住宅の整備等を通じて生活基盤を確保している。十二平集落においては、全世帯が移転した後も、養鯉施設や耕作地は現地に存置され、なりわいの場としての土地利用が継続されている。

塩谷集落（移転元）



出典：国土地理院に加筆



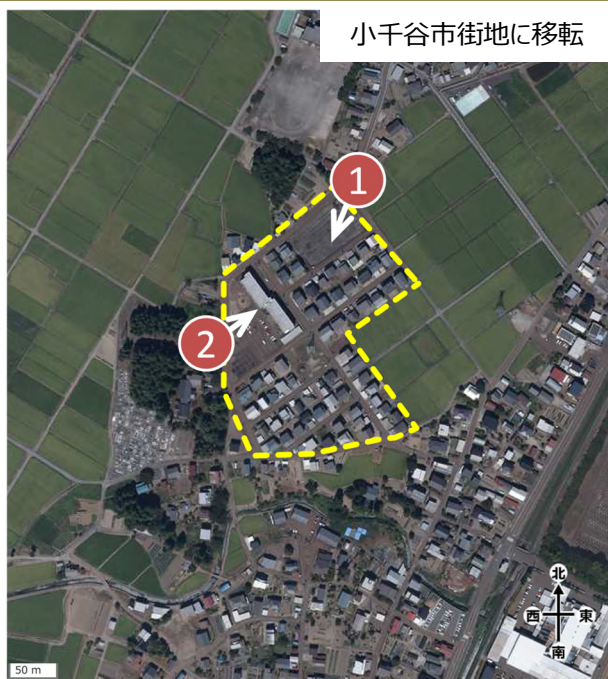
撮影：令和7年9月



撮影：令和7年9月



千谷団地（移転先）



出典：国土地理院に加筆



撮影：令和7年9月



撮影：令和7年9月

十二平集落（移転元）



出典：国土地理院に加筆



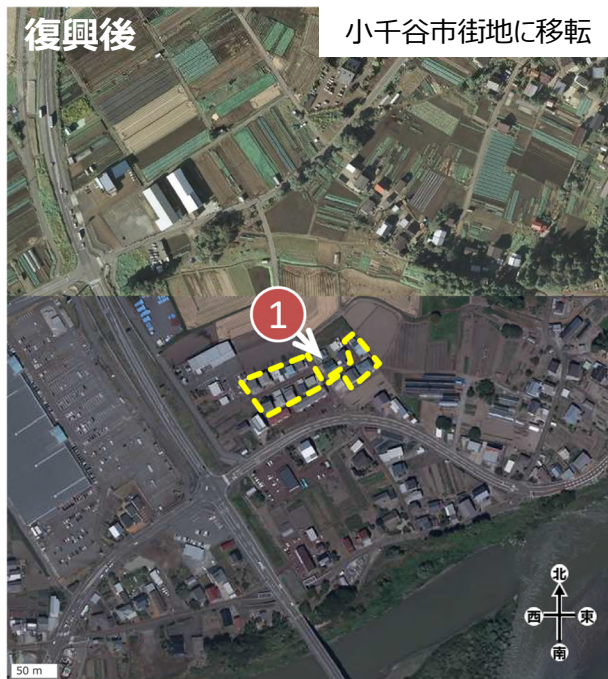
撮影：令和7年9月



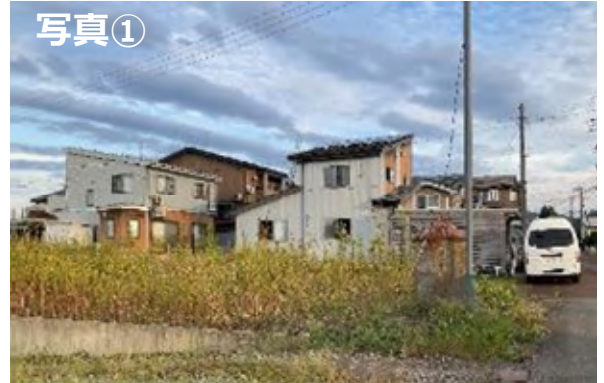
- 集落の全世帯が移転
- 養鯉施設、耕作地は存置



三仏生団地（移転先）



出典：国土地理院に加筆



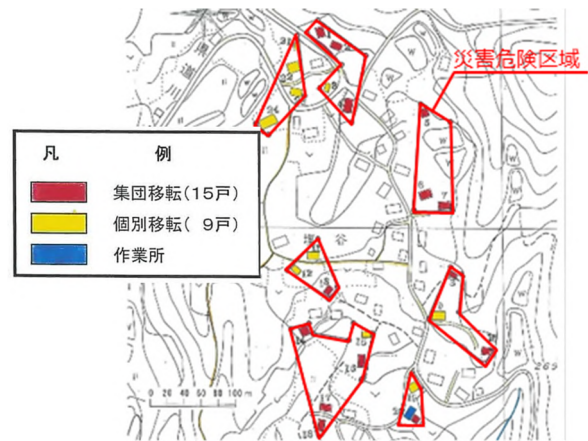
撮影：令和7年9月

活用された復興事業等

防災集団移転促進事業

本事業は、住民の生命および身体を災害から保護することを目的とし、地震により甚大な被害を受けた地域から住居の集団移転を支援するものである。

小千谷市における事業の運用にあたっては、移転希望者の宅地のみをピンポイントで災害危険区域に指定する手法を採用した。移転先の用地選定においては、職場や教育機関、医療施設、商業施設等への利便性が高い市街地であることを基本条件とし、平坦な地形で、まとまった面積を有するといった条件を総合的に考慮している。これらにより、被災者の生活再建における安全性と利便性の両立を図っている。



塩谷集落における災害危険区域の指定状況

出典：兵庫県立大学大学院 澤田雅浩
中越地震の復興プロセスに加筆

復興まちづくりの課題と教訓

課題

- ▶ 住民の選択は、安全な場所へ移転するか、集落に留まるかで二分した。移転する住民の一部は、山での仕事を続けるため、従前集落へのアクセス性と安全性が両立する新たな居住地の確保が必要であった。
- ▶ 集落の空間的規模は維持されたまま世帯数のみが減少した結果、帰村した住民が担うべき共同作業を、より少ない人数で遂行する必要があった。

教訓

- ☑ 職住分離を実現できる移転先の確保が必要となる。
- ☑ 災害後に加速する過疎化を念頭に、集落活動が維持できる仕組みを構築する必要がある。

Column : 平成 16 年新潟中越地震

中山間地域における生活様式の変化

「居住地は市街地、仕事場はふるさとの山」

小千谷市東山地区は、市街地（小千谷市役所）から車で約 20 分程度の中山間地域に位置する。住民の一部は、震災を契機に「居住地は市街地、仕事場はふるさとの山」という職住分離の生活様式へ転換した。それらの住民は、安全と利便性を求めて生活拠点を市街地へ移しつつも、先祖代々の農地や養鯉場での仕事を続けるため、中山間地域へ車で通う「通い農」という暮らしを選択した。

しかし、当時その生活を支えていた世代は、高齢化によって中山間地域への移動自体が困難となった。その結果、手入れされてきた田畑は、担い手を失い、徐々に縮小していくという事態が進行している。錦鯉の養鯉家の一部も、他の農業従事者と同様に、生活拠点は市街地に移しながら、中山間地域の養鯉場へ通うという職住が分離した形で事業を継続している。養鯉業は、地産外商効果によって若者にとっても魅力的な職業となり、次世代の担い手も着実に育ちつつある。

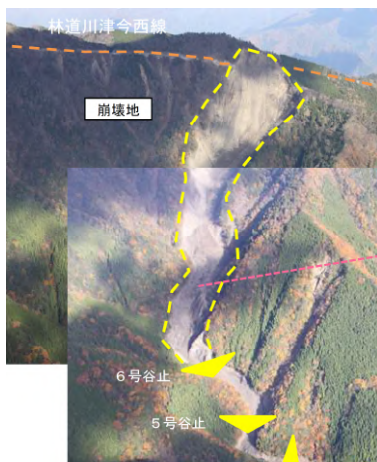
佐藤 瑞穂氏（小千谷市議会議員 元復興支援員）ヒアリング調査より（令和 7 年 9 月）

事例 2 : 平成 23 年紀伊半島豪雨

■ 主な被害状況

発生日時	平成 23 年 8 月 25 日	
台風 12 号の勢力のピーク(8 月 30 日)	中心気圧	965hPa
	最大風速	35m/s
人的被害	死者 (人)	14
	行方不明者 (人)	10
住家被害	全壊 (棟)	49
	半壊 (棟)	71
	床上浸水 (棟)	13
	床下浸水 (棟)	37

出典: 奈良県 紀伊半島大水害の記録 平成 25 年 3 月



深層崩壊

出典: 近畿中国森林管理局 熊野川流域における
治山事業の取組 平成 26 年 7 月 25 日



道路の崩壊

出典: 近畿地方整備局 2011 年紀伊半島大水害
国土交通省近畿地方整備局 災害対応の記録

■ 高知県中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念からみた取組

命を守る視点

- 砂防・地すべり対策

生活を再建する視点

- 住み慣れた集落と安心拠点を往来する二地域居住
- 村内で最期まで暮らせる場所の整備

なりわいを再生する視点

- 十津川式林業 6 次産業化

歴史・文化を継承する視点

- 景観と調和した伝統様式の集落再生

地域の課題等の解決につなげる視点

- 被災前から不足していた高齢者の受け皿となる施設を村内の安全な場所へ整備し、災害による村外流出を防止
- 担い手確保と移住促進のための交流・産業強化

集落再生の選択肢【奈良県吉野郡十津川村】

空間単位	山間 (奥部)	災害リスク	土砂災害 (豪雨)	集落再生の選択肢	集落外への 移転
------	------------	-------	--------------	----------	-------------



出典: 国土地理院地図に加筆

住民の思い

- 自宅もしくは十津川村内に住みたい。
- 従前集落は、近隣に住民がいないため日常的な見守りが無いこと、災害時の避難先が確保できない課題がある。

生活再建

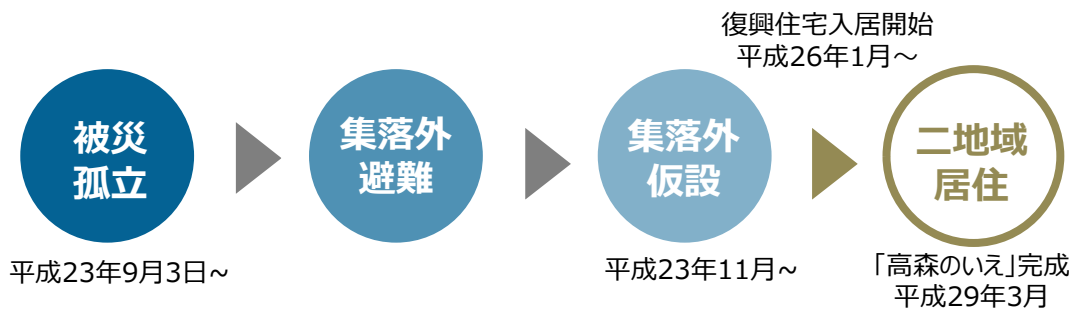
- 災害公営住宅
- 支援を受けて再建

なりわいの再生

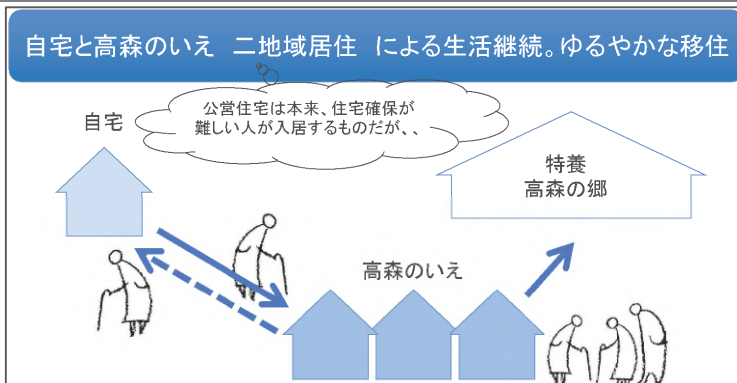
- なりわいの継続

※「高森のいえ」は、公営住宅法による災害公営住宅ではなく、村営住宅として建設

集落再生の流れ



二地域居住



出典: 奈良女子大学 室崎千重 村内に築く 安心拠点 十津川村「高森のいえ」プロジェクト

復興後

高森のいえ世帯 9世帯

復興まちづくりにおける土地利用の考え方

地域特性を考慮した拠点の配置

村民の生活圏は、十津川村役場付近を境界として北側（奈良県五條市側）と南側（和歌山県新宮市）に大きく二分されている。

安心拠点は、北側の観光を軸とした地域では谷瀬団地に、南側の福祉を軸とした地域では、高森団地にそれぞれ配置した。

住み慣れた集落と安心拠点を往来する

二地域居住

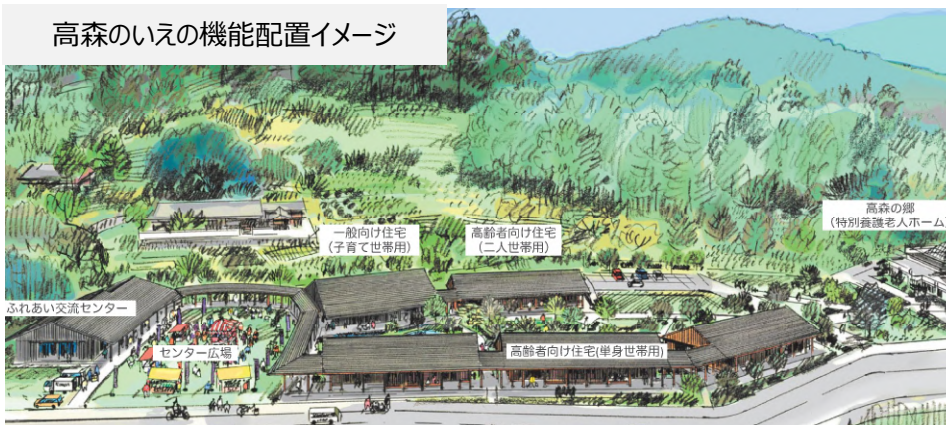
住み慣れた集落・自宅との関係を持ちながら、「安心拠点」となる村内の地域に集まって暮らすこと（＝ゆるやかな移住）を選択した。



出典：奈良女子大学 室崎千重 村内に築く安心拠点
十津川村「高森のいえ」プロジェクト 凡例を一部加筆

安心拠点の機能

- ✓集まって住むことができる「住宅等の確保」
- ✓集まった人たちが「助け合い、支え合いながら生活できる場づくり」
- ✓高齢者や障害者を対象とした医療・介護・福祉等の「生活を支援するサービスの提供」



出典：奈良県十津川村 高森のいえ 平成 29 年 3 月

活用された復興事業等

村営住宅「高森のいえ」

公営住宅法による災害公営住宅ではなく、村営住宅として建設された。理由は、高齢者の二地域居住や、完成後に空き住戸になった場合には、被災者以外の入居用とするなど、建設後の運用を考慮したためである。当時、若い世代の移住者を受け入れる適切な住宅も不足しており、これらの活用も想定された。一部住宅には U ターンおよび村外からの移住者が居住している。



村営住宅「高森のいえ」

出典：十津川村ホームページ

林業の再生に向けた補助制度の活用

■「十津川式林業 6 次産業化」の始動

紀伊半島大水害を契機に、村内で森林整備から製材・加工、販売までを一貫して行う六次産業化に着手した。

■ 生産・流通体制の強化支援

「木材の伐採・搬出経費の軽減補助」「山土場からの集荷助成」「林業機械導入補助」といった各種補助制度を創設した。

その結果、素材生産業者は増加（H22:2社→R2:7社）し、年間木材生産量も大幅に増加（H22:2,665m³→R1:17,846m³）するなど、林業の活発化に寄与している。



高度化された林業

出典：十津川村ホームページ

課題

- » 高齢者の受け皿となる施設が被災前から不足していた。災害による住民の村外流出を防ぎ、村での生活を将来にわたって維持するために、村内で最期まで暮らせる場所の確保が課題であった。

教訓

- ☐ 小規模な集落においては、被災後に全ての集落維持は困難であることが想定される。災害後のコミュニティ維持、特に高齢者の生活を守るためには、平時から地域内に「**新たな生活拠点（受け皿）**」を検討しておくことが重要である。

Column : 平成 23 年紀伊半島豪雨

被災前から村が抱えていた高齢者福祉の課題解決に向けて

被災前から、村内唯一の特別養護老人ホーム（高森の郷）は常に満床で、約 70 人の待機者が発生していた。待機者は村外の施設へ移らざるを得ない状況であった。このため、福祉部局では、特養（要介護 3 以上）と自宅生活の中間的な受け皿として、要介護 2 以下の方々が集まって生活できる「中間施設」の必要性が議論されていた。

被災直後、住民の思いは「元の自宅（集落）に帰りたい」というものが大半であった。しかし、仮設住宅での 2 年 3 か月にわたる生活の中で、利便性（商店が近い等）や、集まって住むことによる安心感、新たなコミュニティの醸成が進んだ。また、渡り廊下など住民が交流できる空間設計も、コミュニティ形成に寄与した。結果として、「集まって住むのも良い選択肢である」という意識の変化が生まれた。

意識の変化に加え、元の居住地が地滑り災害の危険性を抱え、対策工事の完了が仮設住宅の入居期限よりも大幅に遅れる（3～5 年後）見通しとなった集落もあった。このため、移転を決断せざるを得なかったという側面もある。

高森のいえは、高齢者向けだけでなく、天井裏収納を設けるなど、将来的に若者向けの住宅にも転用できるよう設計した。

玉置 広之氏（十津川村長）ヒアリング調査より（令和 7 年 10 月）

事例3：平成28年熊本地震

主な被害状況

発生日時	平成28年4月14日21時26分（前震）	
	平成28年4月16日1時25分（本震）	
地震の概要	地震規模（前震）	マグニチュード6.5
	最大震度（前震）	震度7
	地震規模（本震）	マグニチュード7.3
	最大震度（本震）	震度7
人的被害	死者（人）	273
	重軽傷者（人）	2,809
住家被害	全壊（棟）	8,667
	半壊（棟）	34,719
	一部損壊（棟）	163,500

出典：内閣府 防災情報のページ 災害復興対策事例集



大規模斜面崩壊による主要道路の寸断



2度の揺れによる家屋倒壊

高知県中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念からみた取組

命を守る視点

- 地すべり対策
- 寸断された道路の早期の全線開通

生活を再建する視点

- くまもと型伝統構法による被災者向け住宅プラン
- 高齢化が進む中山間地域のすまいの選択肢を提示

なりわいを再生する視点

- 農地の大区画化・汎用化
- 水田の汎用化による高収益作物の導入

歴史・文化を継承する視点

- 阿蘇の美しい景観の再生

地域の課題等の解決につなげる視点

- 人口減少時代の到来を見据えた地域産業・地域経済の復旧

空間単位	周辺集落	災害リスク	土砂災害 建物倒壊	集落再生の選 肢	集落に戻る
------	------	-------	--------------	-------------	-------



出典：国土地理院 標準地図に加筆

住民の思い

- 当初は集団移転も選択肢として検討した。
- しかし、専門家の評価（断層活動周期は、約2千数百年）をふまえ、現位置再建を基本とした。

生活再建

- 災害公営住宅
- 支援を受けて再建

なりわいの再生

- なりわいの継続

集落再生の流れ



世帯数の変化

被災前の世帯数		復興後の世帯数	
布田集落			
震災前世帯 ¹⁾	206世帯	震災後世帯 ²⁾	153世帯
大切畑集落			
震災前世帯 ¹⁾	55世帯	震災後世帯 ²⁾	36世帯

出典：1)統計局 平成27年国勢調査 小地域集計
2)統計局 令和2年国勢調査 小地域集計

布田集落

被災前（平成 20 年 5 月）



出典：国土地理院に加筆



布田集落全景

撮影：令和 7 年 9 月



集落内の拡幅された道路

撮影：令和 7 年 9 月

大切畑集落

被災前（平成 25 年 8 月）

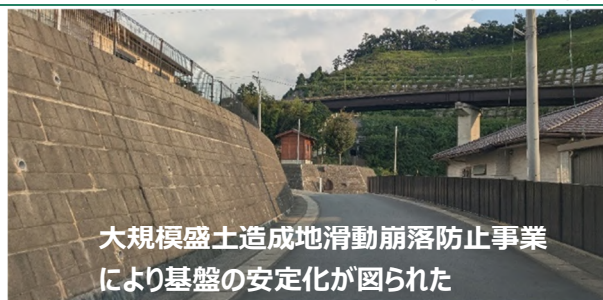


出典：国土地理院



大切畑集落全景

撮影：令和 7 年 9 月



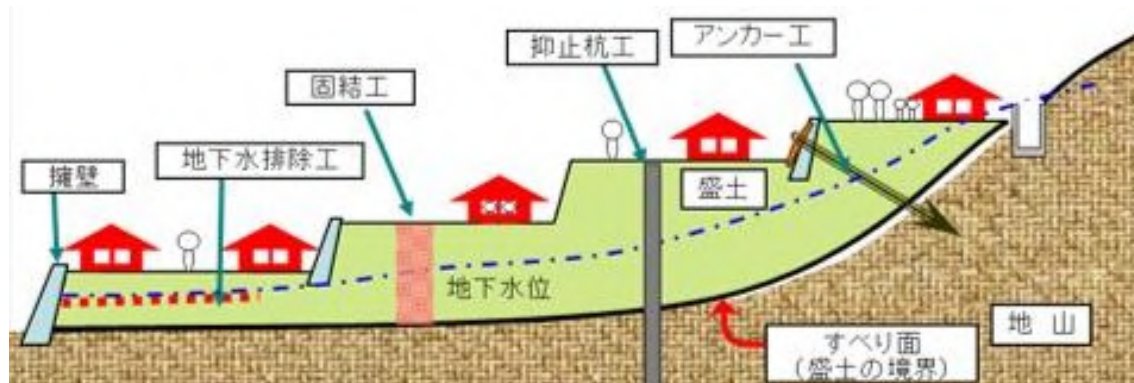
大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により基盤の安定化が図られた

撮影：令和 7 年 9 月

活用された復興事業等

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

集落の安全な基盤整備に大地震等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するために行われる事業を適用した。



事業イメージ

出典:国土交通省都市局 ホームページ

災害公営住宅整備

西原村河原地区では、県産材を使用した復興住宅、移住者向け宅地、過疎化対策の村営住宅が一体的に整備された一方、人口が減少する山間部から利便性の高い(小学校などに近い)旧中心地へ人を集め、一つの拠点として地域が維持されている。



西原村第2 河原団地



西原村山西団地

課題

- » 被災前の集落は狭い道路で形成されており、問題解決が積年の課題であった。現位置での集落再生にあたって、道路拡幅による安全性と生活環境の向上を図った。

教訓

- ☑ 平時の備えとして、**集落内道路の拡幅が望ましい箇所などを整理し、実施に向けた合意形成を図っておく**ことが早期復興と集落環境の改善に繋がる。

Column : 平成 28 年熊本地震

「元に戻すだけ」ではない、集落の価値を高めるインフラ整備

地区が被災前から有していた課題の解決

西原村の震災前の布田集落は、狭い道路で形成され、安全性や生活環境の面で課題があった。集落を再生するにあたって、道路の拡幅は個々の土地の資産価値、ひいては集落の価値に直結し、将来新しい住民を呼び込めるか否かを左右する重要な要因になると考えた。地域の新たな価値を創造する取組として、道路（水路）の拡幅やオープンスペースの確保、集会施設の整備などに取り組んだ。その結果、復興事業の対象エリアは、住環境が大幅に改善された。一方で、対象外のエリアでは昔ながらの狭い道が今も残っており、今後の改良が望まれる。

平時から描く「地区発展道路計画」

平時の備えとして有効と考える取組は、「地区発展道路計画」を作成し合意形成を図っておくことである。これは、集落内道路の現状を把握し、拡幅が望ましい箇所などをあらかじめ整理しておくというものである。幹線となる道路は、平時から地域の協力を得てセットバックを進めておけば、発災後の迅速な復興に繋がる。

災害が起きてからではなく、平時から「将来の地区のイメージ」を概略的にでも描いておくことが極めて重要である。

内田 安弘氏（元西原村副村長）ヒアリング調査より（令和 7 年 9 月）

事例 4 : 平成 28 年糸魚川市大規模火災

■ 主な被害状況

発生日時	平成 28 年 12 月 22 日 10 時 20 分頃 (発生) 平成 28 年 12 月 23 日 16 時 30 分 (鎮火)		
焼失面積	約 40,000m ² (被災エリア)		
焼損面積	30,213m ²		
	焼損車両 (台)	41	
人的被害	死者 (人)	0	
	負傷者 (人)	17 (一般 2 人 消防団員 15 人) ※中等症 1 人 軽症 16 人	
焼損棟数	火元建物	全焼 (棟)	1
	延焼建物 (棟)	全焼 (棟)	119
		半焼 (棟)	5
		部分焼 (棟)	22

出典:新潟県糸魚川市 糸魚川市駅北復興まちづくり計画 平成 29 年 8 月



大火後の様子

出典:新潟県糸魚川市 糸魚川市駅北大火からの復興まちづくり

■ 高知県中山間地域における事前復興まちづくり計画策定の基本理念からみた取組

命を守る視点

- 建物の不燃化
- 市道拡幅

生活を再建する視点

- 従前よりも安全で快適な生活基盤
- 復興住宅整備によって被災後も住み続けられるまちを形成

なりわいを再生する視点

- 地域の主要な産業の担い手である事業者を中心とした早期再建

歴史・文化を継承する視点

- 雁木の再生など、糸魚川らしいまちなみを維持

地域の課題等の解決につなげる視点

- 狭あい道路等の解消など、持続可能な都市構造へ転換

集落再生の選択肢【新潟県糸魚川市】

空間単位

中心集落

災害リスク

火災（風害）

集落再生の選択肢

面的整備

第3章

地震等による大規模災害の復興から学ぶ



出典：国土地理院 標準地図に加筆

住民の思い

- 地域の主要な産業の担い手である事業者を中心として早い段階で早期の再建を望む者が多かった。
- 当初、全面的な面整備による復興も検討。
- しかし、ほとんどの区画で既存の基盤整備が一定の水準に達していたため、修復型のまちづくりを採用。

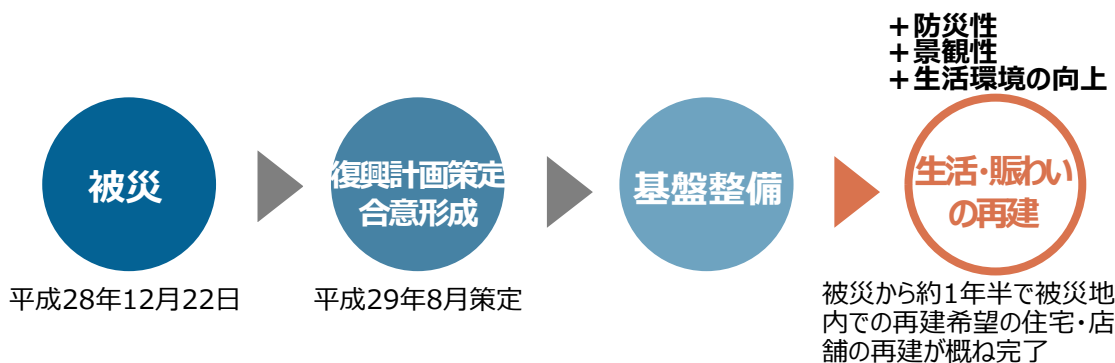
生活再建

- 災害公営住宅
- 支援を受けて再建

なりわいの再生

- なりわいの継続

集落再生の流れ



被災者等の再建意向

被災者の再建意向（令和元年9月1日時点）

大火時に実際に居住	108世帯	被災地内	69世帯	※ほかは市外転出・大火後における病気等での死亡等
		被災地外	35世帯	

被災事業所の再建意向（令和元年9月1日時点）

被災事業所	56事業所	被災地内	22事業所	※ほかは、廃業等
		被災地外	24事業所	

出典：新潟県糸魚川市 糸魚川市駅北大火からの復興まちづくり② 新都市 vol.73 No.10 掲載

復興まちづくりにおける土地利用の考え方

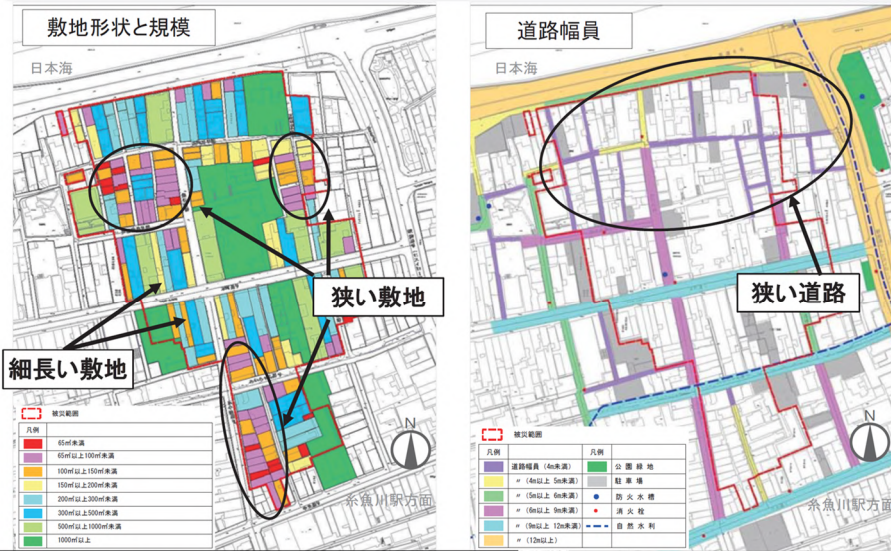
従前よりも安全で快適な生活基盤

土地区画整理事業や市道拡幅等により、従前の狭あい道路解消や不整形な敷地を整地することで、安全で快適な生活基盤を整備した。

住み続けられるまち

高齢や経済的な理由などにより、自己再建を断念したものの、被災地で住み続けたいという被災者のために小規模住宅地区改良事業により糸魚川市が復興住宅を整備した。

小規模で柔軟な区画整理



細長い敷地や狭い敷地に建物が隣接

4m未満の狭い道路

出典:糸魚川市 太田亘 糸魚川市駅北大火からの「復興まちづくり」について 平成30年5月24日



出典:国土地理院に一部加筆
※赤線範囲は右図を参考に転記

出典:糸魚川市 駅北大火復興情報サイト HOPE 糸魚川
パンフレットに一部加筆



出典:UR都市機構 ホームページ



出典:UR都市機構 ホームページ

活用された復興事業等

敷地整序型土地区画整理事業（市の単独事業）

■ 復興まちづくりの進め方

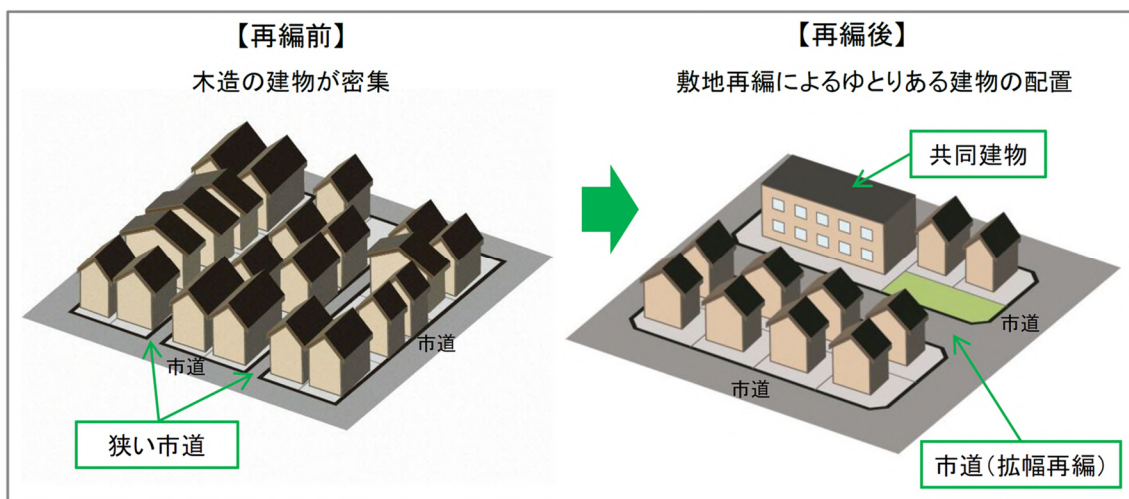
- ・ 都市再生区画整理事業の採択要件（面積 0.5ha 以上）を満たさないため、市単独事業として実施。
- ・ 手法として、組合設立等が不要な「個人施行」方式を採用。
- ・ 糸魚川市が「同意施行者」となり、地権者全員の同意のもとで迅速に事業を進めた。
- ・ 従前からの課題であった狭あい道路（4m 未満）の 6m への拡幅と、間口が狭く奥行きが長い不整形な敷地の整形を 5 ブロックで実施した。

■ 特徴

- ・ 地権者へ減歩や事業費の負担は求めず、糸魚川市が転出意向のあった土地を先行取得し、これらの用地を道路や広場などの公共用地へと換地した。

■ 土地の利用

- ・ 土地の集約により生まれた広い土地は、復興市営住宅の用地（借地）として供給されたほか、「にぎわい創出広場」として整備され、市街地の活性化に活用されている。



出典：糸魚川市 糸魚川市駅北復興まちづくり計画 平成 30 年 5 月改訂版

復興まちづくりの課題と教訓

課題

- ≫ 従前からある防災上の脆弱性の解消と、スピーディーな生活・営業再建をいかに両立するかが課題であった。そのため、小規模な土地区画整理事業や道路拡幅事業等を組み合わせた必要最小限の敷地整序を実施した。

教訓

- ☑ 糸魚川市の被災地は中山間地域ではないものの、木造家屋の密集や狭あいな道路といった都市構造は、高知県の中山間地域の中心集落が抱える防災上の脆弱性と酷似している。
- ☑ 被災状況と従前の中心集落（市街地）の基盤整備状況に応じて、柔軟に事業を適用することが重要である。

事例5：令和6年能登半島地震

■主な被害状況

発生日時	令和6年1月1日16時6分～	
地震の概要	地震規模	マグニチュード7.6
	最大震度	震度7
人的被害	死者(人)	634
	重軽傷者(人)	1,398
住家被害	全壊(棟)	6,532
	半壊(棟)	23,680
	床上浸水(棟)	6
	床下浸水(棟)	9
	一部損壊(棟)	134,949
	合計(棟)	165,186

出典：内閣府 令和6年能登半島地震に係る被害状況等について
(令和7年8月5日)



石川県能登町内での土砂災害

出典：石川県ホームページ



石川県内灘町内での液状化現象

出典：石川県ホームページ

■復興に向けての基本理念

3. 基本方針

- 基本方針1 より強靱で安全な、災害に強い地域づくり
- 基本方針2 暮らしとコミュニティの再建
- 基本方針3 生産性の向上を図るなりわいの再建
- 基本方針4 自然と文化を活かし、これまでの取り組みを発展させた魅力ある地域の再生
- 基本方針5 DXの推進による「つながる社会」の実現



6.2.2.1.1.1 新・輪島 | 輪島市復興まちづくり計画

珠洲市復興計画

出典：珠洲市 珠洲市復興計画

輪島市復興計画

出典：輪島市 輪島市復興計画

現在の状況【石川県珠洲市】

空間単位	地区ごとの復興プランを作成中	災害リスク	土砂災害 建物倒壊 火災	集落再生の選択肢	地区ごとの復興プランを作成中
------	----------------	-------	--------------------	----------	----------------



出典：国土地理院 標準地図に加筆

■被害状況

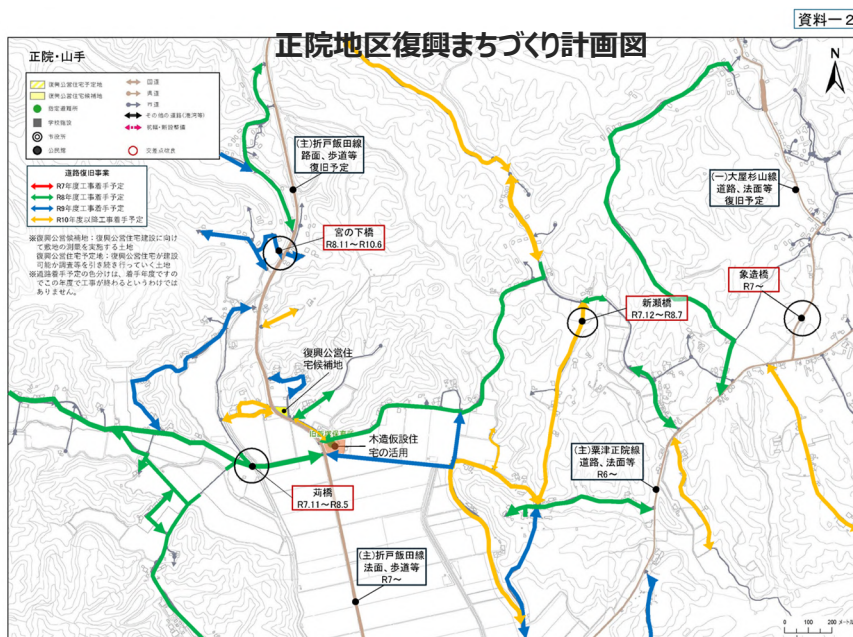


出典：珠洲市「珠洲市における被害の概要」

珠洲市の今

珠洲市では、「新たなまちのかたち」の構築に向けた議論を段階的に開始している。令和7年8月には、水道、下水道、道路の総合的な復旧や小規模な区画整理などの面的整備の可能性がある先行4地区において、意見交換会を実施した（下図は、正院地区の資料を例示）。

現在（2025年10月時点）は、この議論を市内全域に拡大し、全10地区において「新たなまちのかたち」に関する検討を本格化させている。令和7年11月には、全10地区を対象とした「地区別プラン策定」に関する意見交換会を開催し、地域の実情に応じた復興計画の具体化を図った。



出典：「新たなまちのかたち」に関する意見交換会 資料 正院地区 令和7年8月21日

現在の状況【石川県輪島市】

空間単位	地区ごとの復興プランを作成中	災害リスク	土砂災害 建物倒壊 火災	集落再生の選択肢	地区ごとの復興プランを作成中
------	----------------	-------	--------------------	----------	----------------



■被害状況



撮影: 令和6年4月

出典: 国土地理院 標準地図に加筆

輪島朝市

R7年9月末には市有地を明確化。
R8年4月頃から事業者の復旧開始。

・輪島朝市は火災により約240棟、約49,000㎡が焼損した。創造的復興に向け道路整備等のインフラ整備の検討が進められている一方、輪島市本町周辺地区まちづくり協議会の実施したアンケートでは、地権者の3割弱が今後の土地利用を不明としている。



出典: 日経済産業省中部経済産業局北陸支局長 向野 陽一郎
IETI BBL 奥能登復興の現状・課題と今後の支援方針 2025年7月18日

輪島朝市の産業復興ビジョン

輪島市の日でも早い復旧・復興が実現できるよう、将来（30年後）の輪島市を支える産業とこれらの基盤となるまちのありたい姿をイメージし、そこに至るまでの具体的方向性や取り組みを産業面に特化してまとめられたものである。

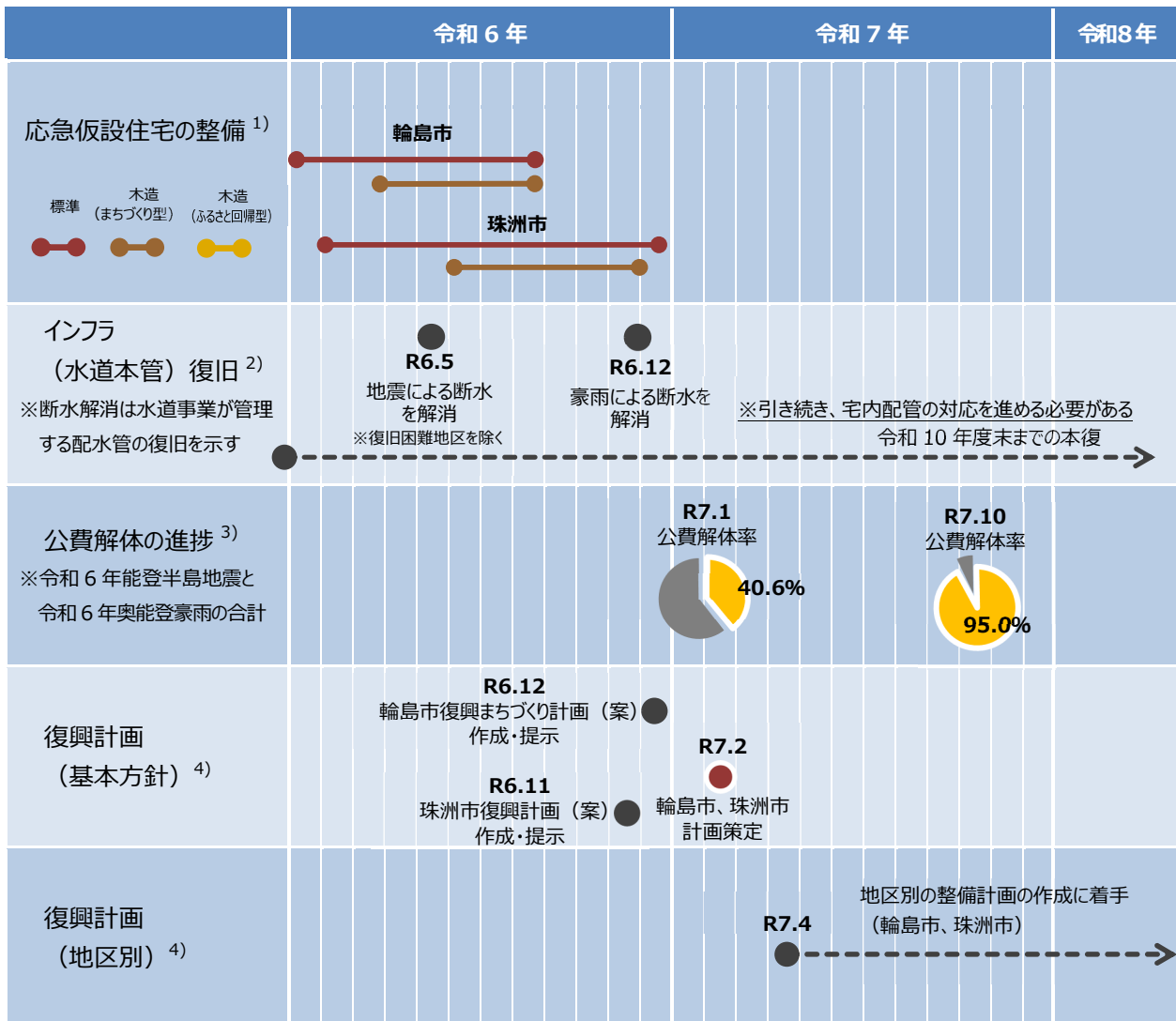


(注) あくまで30年後の「ありたい姿」をイメージしたもので、特定の場所を示したり、本市の将来を予測するものではありません。

出典: 輪島商工会議所 輪島市の産業復興ビジョン ～ローカルファーストによる新たな価値の創造～令和6年10月

石川県珠洲市、輪島市の復興の進捗タイムライン

下表は珠洲市と輪島市の復興の進捗タイムラインである。
公費解体は、令和7年10月時点で公費解体率が95%、復興計画は、令和7年2月に策定されている。復興計画（地区別）は、4月から地区ごとの復興プランの作成が開始される。



- 出典： 1) 石川県「応急仮設住宅の整備状況(2024年12月23日時点)」
 2) 石川県「生活環境部関係の令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に係る復旧・復興の進捗状況について(令和7年1月15日)」
 3) 石川県「被災建物の解体・撤去(公費解体)について(令和7年10月末)」
 4) 国土交通省「令和6年能登半島地震からの復旧・復興状況と今後の見通し(令和7年9月末時点)」

第4章

中山間地域における

事前復興まちづくり計画の考え方

1. 中山間地域における復興まちづくりの目標
2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方
3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性
4. 中山間地域で活用できる復興事業

第4章 中山間地域における事前復興まちづくりの考え方

1. 中山間地域における復興まちづくりの目標

- ▶ 事前復興まちづくり計画によって地域の将来像をあらかじめ描き、大規模災害後の人口減少（社会減）を可能な限り抑制する。
- ▶ 人口減少下においても、被災を乗り越えて、誰もが質の高い生活と豊かさを実感できる、強靱で持続可能な地域社会の構築を目指す。

2. 中山間地域における事前復興まちづくり計画の基本的な考え方

災害リスクを捉える

災害リスクの情報を重ね合わせて見える化

- 災害リスクは、地震の揺れに起因する災害を基本とする。ただし、降雨を起因とする土砂災害を想定した土砂災害警戒区域等は、以下の理由により計画策定に考慮する。
 - ▶ 過去の大規模な地震災害では、土砂災害警戒区域等において土砂災害が多数発生している。
 - ▶ 地震発生後に豪雨による土砂災害によって二次災害のおそれがある。
- 想定されている災害リスク情報を重ね合わせ、地域ごとのリスク特性を多角的に評価・把握する。その上で、土地の特性に応じた安全な利活用の計画と復興事業を検討する。

住民参画で描く

地域の宝（歴史、文化、なりわい）を復興の旗印に

- 地域で育まれた歴史や文化、なりわい、生活、それらを通じた地域への思いは復興の原動力となる。
- 計画策定にあたっては、年齢を問わず多様な役割を果たしている地域住民の参画によって、「地域の宝」や地域への思いを復興の旗印として共有し、計画に反映する。
- 事前復興の取組を通じて、「自分たちのまちや村を自分たちで考えた」という気持ちが伝わるような計画の策定を目指す。

柔軟な選択肢を持つ

被害状況に対応できる複数のシナリオを用意

- 事前復興まちづくり計画は、被害の状況と地域住民の意思に応じて、複数の選択肢からまちの将来を選択できる柔軟な計画とすることが望ましい。
- 例えば、より良い復興の視点に立ち、集落全体で宅地や公共施設等の再配置による面的な再生を図る場合や、被災箇所を中心に単なる原状回復に留まらない改良を加える場合などを想定しておくことが考えられる。

変化に対応する

「固定的な計画」とせず、成長し実効性を高める計画へ

- 事前復興まちづくり計画は、市町村の総合計画等とも連携し、人口動態や被害想定など、社会の大きな変化に対応して改訂する。令和6年能登半島地震からの復興などで得られる新たな知見を取り入れて実効性を高めていく。

平時の活動とつなげる

平時の活動を復興のエンジンに

- 平時から取り組まれている集落活性化に向けた活動は、それ自体が大規模災害を乗り越え、復興を成し遂げるための原動力となる。平時の活動拠点である「集落活動センター」と、培われた「組織」「人的ネットワーク」が、災害時に機能すれば、復興の中心的な担い手として重要な役割を果たす可能性がある。
- 事前復興まちづくり計画は、平時の活動と大規模災害からの復興を繋ぐ役割を果たせるよう取組を進めていく。

3. 集落の特性と被害想定に応じた復興の方向性

(1) 現状分析・被害想定抽出

市町村における中山間地域の「現状」を知る

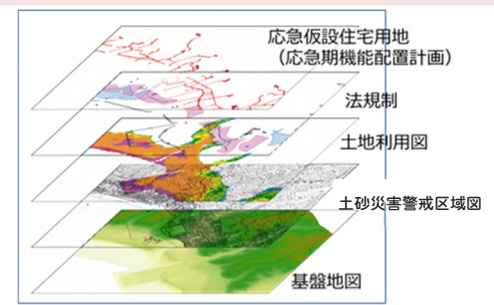
- **中山間地域の概況・なりたちの把握**
 - ✓ 人口動態（高齢化率、世帯構成）
 - ✓ 産業構造（農業、林業、観光など）
 - ✓ 土地利用の変遷と集落の形成史
 - ✓ 中山間地域全体における集落の立地状況
 - ✓ 集落ごとの基礎情報
- **関連計画・既存の取組の整理**
 - ✓ 総合振興計画や産業振興計画、都市計画マスタープラン、防災計画等との整合
 - ✓ 既存の地域振興策や地域おこし協力隊、防災活動等の取組状況
- **潜在的課題の抽出**
 - ✓ 空き家、耕作放棄地、担い手不足
 - ✓ インフラ老朽化、コミュニティ機能の低下
 - ✓ 医療・介護

「被害想定」を知る

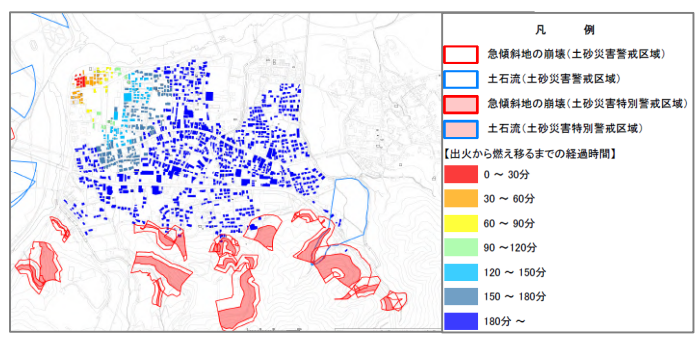
- **対象とする災害の定義**
 - ✓ 地震時に起因する大規模災害
 - ✓ 降雨を起因とする土砂災害を想定した土砂災害警戒区域等（地震発生後に豪雨による土砂災害によって二次災害が発生するおそれがあることを考慮する）
- **想定される具体的な被害（リスクの可視化）**
 - ✓ 面的被害：建物倒壊、地震火災、液状化
 - ✓ 中山間地域特有の被害：大規模な土砂災害（地すべり、深層崩壊）、道路網の寸断による「集落の孤立」
 - ✓ インフラ被害：ライフライン（電気、水道、通信）の広域的・長期的な寸断

情報の重ね合わせ、課題分析（イメージ）

- **中山間地域の現状**
 - ✓ 地域の概況・なりたち
 - ✓ 関連計画・課題・取組
- **被害想定**
 - ✓ 地震動に起因する大規模災害を対象



被害想定を重ね合わせ（イメージ） 例：地震火災、土砂災害



(2) 復興基本方針の検討

集落ごとの計画に先立ち、市町村の復興基本方針（ビジョン）を検討する。

復興基本方針を検討する際の視点

命を守る視点

- 庁舎、学校、消防署、診療所等の地域の拠点となる施設ならびに宅地は、土砂災害のリスクが低い、安全なエリアへの配置を基本とする。
- やむを得ず土砂災害のリスクがあるところへ配置する場合は、砂防堰堤や擁壁の整備といった対策工事と、危険が迫った際の避難計画を一体的に検討する。

生活を再建する視点

- コミュニティの再生を念頭に置いて計画する。
- 点在する複数の小規模集落については、公共サービスの効率性やインフラ維持の観点から中心集落への集約化も選択肢としつつ、住民の意向を丁寧に把握し、柔軟な選択（現位置再建、集団移転など）ができるよう検討する。
- 医療と介護サービスは、高齢化率が高い中山間地域において、住民が安心して暮らすために不可欠なインフラである。入所系サービス、在宅系サービスを含めた医療・介護の確保を検討する。
- 周辺集落や山間（奥部）の集落の復興にあたっては、道路網や地域公共交通の確保に加え、衛星通信等を活用した情報通信網を整備し、外部との接続性を確保する。

なりわいを再生する視点

- 農業や林業は、安全な居住地となりわいの場を分離する「職住分離」も選択肢として検討する。その際、なりわいの場へのアクセス性（農道・林道の確保）についてもあわせて検討する。
- 居住を伴わない事業系の施設（製材所、選果場、加工場など）を、やむを得ず土砂災害のリスクがあるところへ配置する場合は、砂防堰堤や擁壁の整備といった対策工事と、避難計画を一体的に検討する。

歴史・文化を継承する視点

- 地域で育まれた神楽、祭り、伝統芸能、景観などの「地域の宝」を、復興の精神的な支えとなるシンボルとして再生・活用する。
- 計画の策定にあたっては、住民参画によって、地域への愛着や思いを復興の原動力に変えていく。
- 平時から行われている「集落活動センター」等の住民主体のまちづくり活動を尊重し、その担い手が復興の主役となるよう支援する。

地域の課題等の解決につなげる視点

- 災害を機に、被災前から存在した過疎・高齢化、インフラの老朽化といった課題の解決を目指す。
- 集落への集約化も選択肢のひとつとして捉え、持続可能で暮らしやすい地域を再構築する。
- 高度化した情報通信技術（ICT）を積極的に導入し、遠隔医療、オンライン教育、リモートワーク等が可能な新しい生活スタイルを構築することで、以前よりも豊かで便利な暮らしを目指す。

(3) 空間単位の考え方

中山間地域を「中心集落」「周辺集落」「山間（奥部）」の3つのエリアに類型化し、それぞれの役割（機能）に応じて、被災後の復興における選択肢を示す。

この空間単位の考え方を基本として、集落の規模や機能、立地状況などを踏まえて、計画の対象範囲などを検討する。



中心集落： 暮らしを守り、集う



中心集落イメージ

- 居住機能と行政、医療、福祉、教育、商業等の機能が共存するエリア。
- 災害時には、地域内外からの支援を受け入れる「広域防災拠点」としての役割を担う。
- 市街地を形成し都市計画区域に指定された地区も含む。

周辺集落： なりわいを育み、繋がる



周辺集落イメージ

- 農業・林業など、地域の基幹産業を担う「生産機能」の中心エリア。
- 豊かな自然や地域資源を生かし、都市部住民等と交流する「関係人口の受入拠点」としての機能を持つ。
- 世帯数は、数 10～100 世帯程度の規模を想定。

山間（奥部）： 自然と共生し、守る



山間（奥部）イメージ

- 水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全といった「国土の多面的機能」を維持する重要なエリア。
- 世帯数は、数世帯～10 世帯程度の規模を想定。

(4) 集落ごとの復興まちづくり計画の検討

下図は、「集落ごとの復興まちづくり計画の検討」の流れを示した図である。

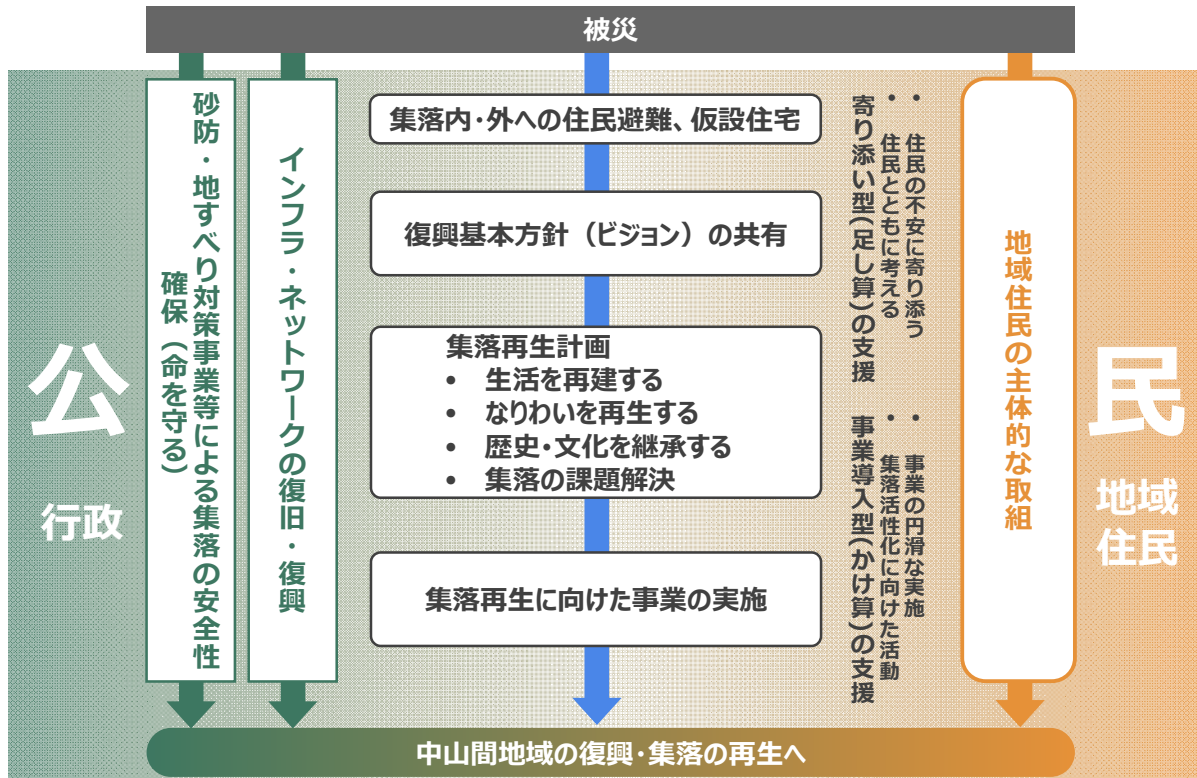
左側の「公（行政）」は、「砂防・地すべり対策等による安全性の確保」と、「インフラ・ネットワークの復旧・復興」を主体的に担っている。

中央の集落再建に向けた取組は、公と民が連携して実施する。

右側の「民（地域住民）」の、主体的な取組を進めるにあたって、寄り添い型の支援や事業導入型の支援がある。これは中越地震で得られた教訓である。

まずは、地域住民の不安に寄り添い、住民とともに考える支援によって、地域住民の主体性を醸成し、再建に向けた事業の円滑な実施段階にあたっては、専門家などによる事業導入型の支援が有効であるとの考え方である。

これらの連携した取組によって、中山間地域の復興・集落の再生を進める。



① 集落再生の選択肢：中心集落

中心集落では、建物倒壊や地震火災、斜面に近接したエリアの土砂災害などが想定される。

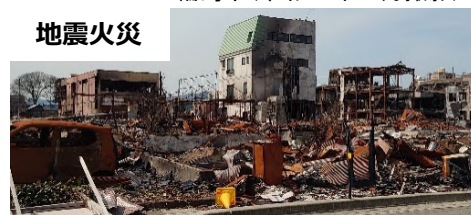
この場合の復興の選択肢として、選択肢①は、「宅地や公共施設等の再配置による面的な再生」である。このメリットは、中心集落全体の防災性・利便性を抜本的に向上できること、また、土地の集約により、新たな公共施設用地等の創出が可能であることが挙げられる。選択肢②は、「被害箇所を中心に単なる原状回復に留まらない改良」である。このメリットは、自力再建の意向を持つ住民・事業者の速やかな再建・営業再開が可能である。また、事業範囲が限定的で、合意形成が迅速に進むことが挙げられる。

中心集落（市街地）での想定される主な被害

建物倒壊、地震火災、斜面に近接したエリアの土砂災害などが想定される



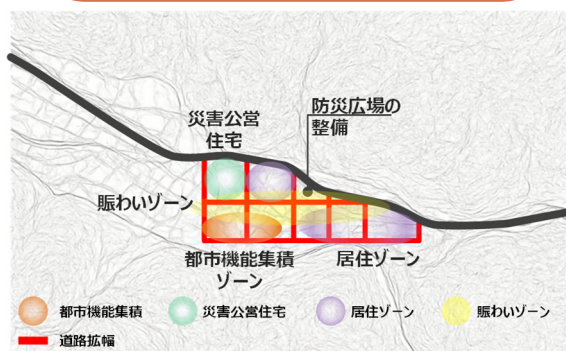
輪島市(令和6年4月撮影)



輪島市(令和6年4月撮影)

選択肢の検討イメージ

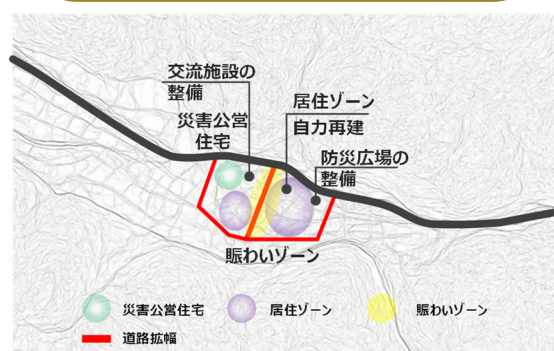
選択肢① 宅地や公共施設等の再配置による面的な再生



選択肢①の優位性

- 中心集落全体の防災性・利便性を抜本的に向上できる
- 土地の集約により、新たな公共施設用地等の創出が可能

選択肢② 被害箇所を中心に単なる原状回復に留まらない改良



選択肢②の優位性

- 自力再建意向を持つ住民・事業者の速やかな再建・営業再開が可能
- 事業範囲が限定的で、合意形成を迅速に進めることができる

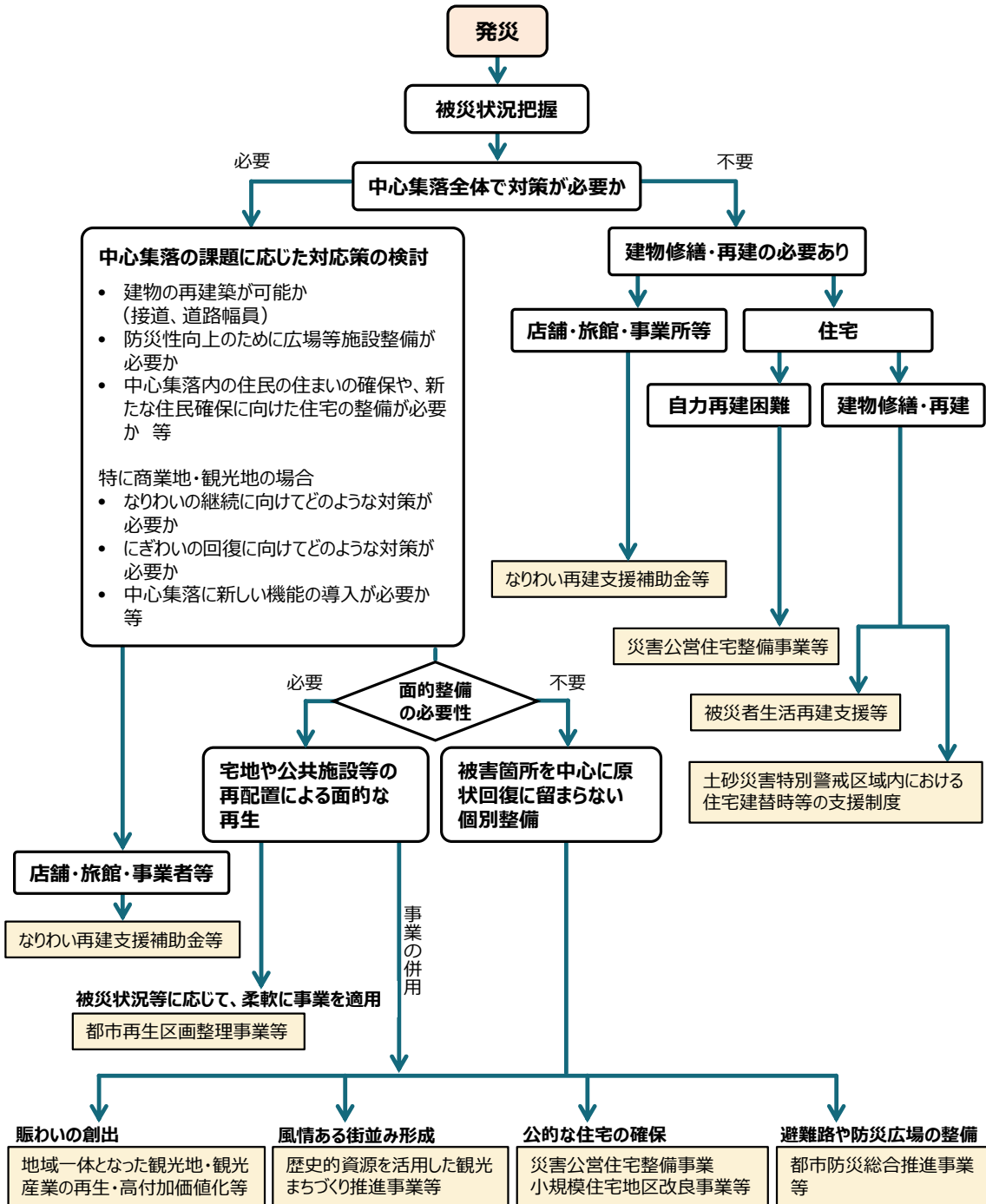
被害想定や基盤整備の状況をふまえて、選択肢①と②を部分的に組み合わせた折衷案などについて柔軟に検討する

土砂災害・地震火災等による建物被害を受けた中心集落の再生検討フロー

下図は中心集落の再生検討のフローである。

発災後、被災状況を把握し、中心集落全体で対策が必要かを検討する。不要であれば、建物の修繕や再建に向けた支援が想定される。

一方、中心集落全体で対策が必要な場合は、建物の再建築の可否、防災性向上の必要性、住民の住まい確保の必要性などを踏まえて検討する。特に、商業地や観光地の場合は、なりわいの継続やにぎわいの回復に向けた対策の必要性なども踏まえて検討する。その結果、面的整備の必要性の可否を踏まえ、柔軟に事業を適用する流れが想定される。例示した復興まちづくりのための支援施策については、参考資料に事業概要を示す。



○○○ : <復興まちづくりのための支援施策(例)>

復興まちづくりのための支援施策概要は、参考資料 3 に添付

② 集落再生の選択肢：周辺集落、山間（奥部）

周辺集落、山間(奥部)では、建物倒壊や土砂災害、河道閉塞などが想定される。

復興の選択肢として、選択肢①は、「居住地または居住地周辺での再建」である。くらしの機能として安全性が確保できれば「現位置での再建」、できない場合は「近傍で再建」する。このメリットは、住み慣れた土地で生活となりわいを継続できること、集落のコミュニティ、相互扶助機能を維持できることである。

選択肢②は、「居住地の移転による再建」である。くらしの機能は、市街地へ移転し、安全で利便性の高い居住空間を実現する。なりわい機能は、ふるさとの山へ通う（職住分離）となり、そのためのアクセス道路の確保が必要となる。このメリットは、将来にわたって安全で利便性の高い居住空間を確保できる。また、林業・農業といった「動かさない土地」でのなりわいを継続できる。

周辺集落、山間（奥部）での想定される主な被害

建物倒壊、土砂災害、河道閉塞などが想定される



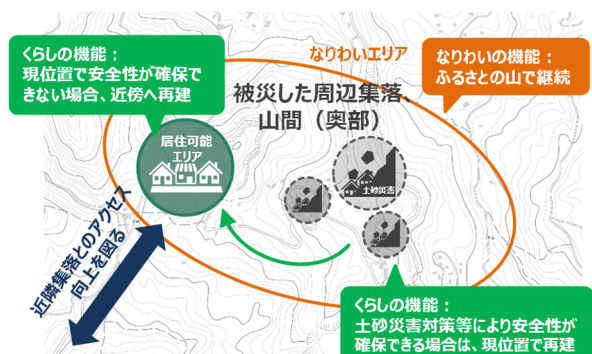
輪島市(令和6年4月撮影)



出典：内閣府防災情報のページ

選択肢の検討イメージ

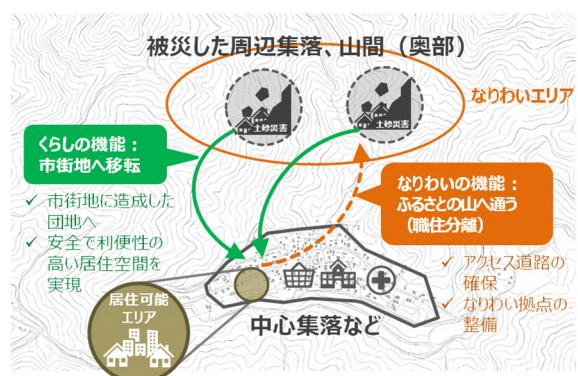
選択肢① 居住地・居住地周辺での再建



選択肢①の優位性

- 住み慣れた土地で生活と生業を継続できる
- 集落のコミュニティ、相互扶助機能の維持

選択肢② 居住地の移転による再建



選択肢②の優位性

- 将来にわたって安全で利便性の高い居住空間を確保できる
- 林業・農業といった「動かさない土地」での生業を継続できる

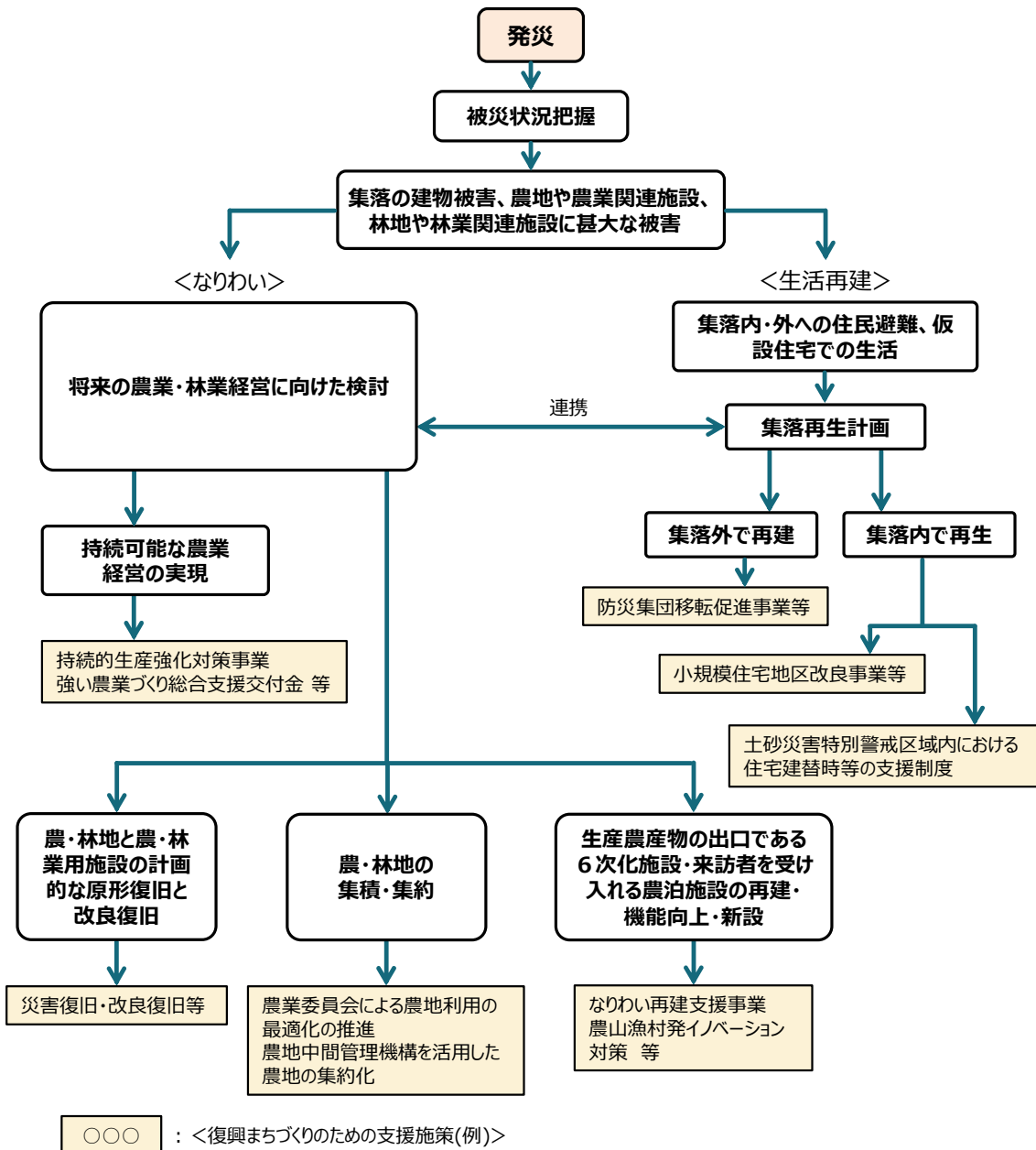
土砂災害等による建物等の被害を受けた周辺集落・山間（奥部）の再生検討フロー

周辺集落と山間（奥部）の再生検討フローを示す。発災後、被災状況を把握し、生活の再建となりわいの再生を並行して検討していく必要がある。

生活の再建は、「集落再生計画」を作成し、集落内外での再建を行う。

なりわいについては、将来の農業・林業経営の検討を行い、農地の原形・改良復旧や「集積・集約化」などにより再生する。

支援施策については、目的に応じて活用する。これらの支援施策も参考資料に事業概要を示す。



住民の意思が形成されたプロセス

「山古志へ帰る」という強い意志

多くの住民が抱いた最も強い思いは、「山古志へ帰る」という純粋な愛着と意志であった。震災の惨状をヘリコプターから見た子どもたちが「それでも帰りたい」と口にしたことが、その親たちに「子どもたちがそう言うんだったら、俺たちももう1回一苦労してみようか」と決意させる大きなきっかけとなった。



平成16年10月23日



写真出典：やまこし復興交流館おらたる展示物

仮設住宅におけるコミュニティ維持の工夫

仮設住宅の建設にあたり、元の集落単位を維持し、誰が誰の隣人になるかまでを事前に決定した上で入居割り当てを行った。団地内には駐在所や診療所、社協などを移転させて生活機能を確認するとともに、希望者には「生きがい農園」を提供することで、住民の経済的負担の軽減、日々の生活リズムの維持、そして交流の促進が図られた。

長岡市
(旧山古志村)



位置図

青木勝氏（元山古志村総務課長）ヒアリング調査より（令和7年9月）

第3章 P.19「集落再生の選択肢【新潟県 長岡市（旧山古志村）】」参照»

地域として「何を大切に残すか」という価値観の共有

震災復興を通じて失ってしまったもの

震災後の復興事業を振り返ると、地域の歴史や文化の一部が失われたと感じている。

- 永年にわたって築かれた風景の一部であった石積みや建物基礎の石材を廃棄してしまった
- 応急危険度判定の「赤紙」を「真に危険な建物」とであると誤解し、修復できる良質な住宅までもが公費解体の対象になった

地域のアイデンティティを守るために、事前にできること

災害復興の過程で地域のアイデンティティが失われることを防ぐには、発災前に「地域で守り、残していくもの」に対する価値観を共有しておくことが重要である。

地域の歴史的な建物、美しい石垣、集落の原風景は、一度失われると二度と元には戻らない地域の財産である。平時からハザードマップだけでなく「地域の宝マップ」のようなものを作成し、守るべきものについての住民合意を形成する必要がある。この事前合意が、発災後の混乱の中で地域のアイデンティティを守り、より質の高い復興を実現するための拠り所となる。



位置図



阿蘇の美しい風景と大切畑集落

出典：熊本災害デジタルアーカイブ 提供者：熊本県

内田 安弘氏（元西原村副村長）ヒアリング調査より（令和 7 年 9 月）

第 3 章 P.32「集落再生の選択肢【平成 28 年熊本地震】」参照»

復興のシンボルから世界を魅了する NISHIKIGOI へ

養鯉業は、震災により養鯉池や越冬施設が損傷するなど、深刻な打撃を受けた。しかし、その苦難を乗り越えた錦鯉は、復興の象徴、そして地域の宝として小千谷市を代表するシンボルとなっている。現在、錦鯉は、海外の愛好家にも広く親しまれる国際的な産業へと発展し、その成長は目覚ましい。錦鯉は、新潟県の令和 6 年度県産農林水産物（一次産品）の輸出額において、全体の 62.9%（39.0 億円）を占め、県を代表する米 36.3%（22.5 億円）を大きく上回っている。



位置図



小千谷市塩谷集落の養鯉池と施設

佐藤 瑞穂氏（小千谷市議会議員 元復興支援員）ヒアリング調査より（令和 7 年 9 月）

第 3 章 P.22「集落再生の選択肢【新潟県 小千谷市】」参照»

長岡市（旧川口町）小高集落におけるコミュニティの再構築

集落に合わせた柔軟な選択肢

旧川口町小高地区は、町南部の中山間地域に位置する。被害は、25 世帯の集落が全壊 24 戸、大規模半壊 1 戸と壊滅的なものであった。この地区は、地すべり防止区域であり、集落の上流部には、崩壊した土砂によって河川が堰き止められる土砂ダムが発生したことなどから、集落の集団移転を決定した。

移転先における「心の拠り所」の再建

集団移転を選択した小高地区では、住民の精神的な結びつきを維持するため、元の集落にあった薬師堂を移転先に再建した。この薬師堂は、住民が再び集う「心の拠り所」となり、新たな地域コミュニティを形成していく上で重要な役割を果たした。

阪神・淡路大震災の教訓を生かしたコミュニティの維持

過去の震災の教訓から、物理的な住宅の再建と同時に、コミュニティの「分断」を防ぐことが最重要課題の一つとされた。このため、仮設住宅と復興住宅の建設においては、従来の世帯ごと・抽選による配置ではなく、元の集落コミュニティがそのまま維持できるよう「集落単位」でまとまって入居できるような配慮がなされた。

長岡市
(旧川口町)

位置図



移転先に再建された薬師堂

中林 道泰氏（NPO 法人くらしサポート越後川口 元復興支援員）ヒアリング調査より
(令和 7 年 9 月)

(5) 各エリアを繋ぐインフラ・ネットワーク

各エリアを繋ぐインフラ・ネットワークについて、基本的な考え方を示す。

水道（上下水）インフラの強靱化

水道インフラ（上下水）が寸断され、断水や下水処理の機能不全が長期化すれば、住民生活が困難なことによる帰還の遅れ、現地での支援作業の遅れなど、復興の長期化と住民の地域外流出に直結する。老朽化対策、耐震化、集落単位の上下水インフラ整備（自律分散化）などの強靱化を推進する。

道路インフラの強靱化

道路が寸断されれば、人・モノの円滑な移動に大きく影響するため、災害に強い道路ネットワークの整備や橋梁の耐震補強や老朽化対策などの推進によりインフラの強靱化を図る。

路線の優先度の検討と事前共有

道路等のインフラは、国、県、市町村など所管が分かれて管理されている。しかし、ひとたび発災すれば、所管に関わらず、住民の生活再建や地域産業の再生（例：基幹産品である柚子の出荷ルート確保）にとって不可欠な「生命線」となる路線・施設が存在する。このため、市町村は、平時から国や県、地域住民、事業者と連携し、地域の実情に即した優先復旧インフラ（路線等）をあらかじめ検討し、地域としての合意形成を図っておく必要がある。

段階的な道路復旧の検討

災害からの復旧は、必ずしも時間とコストを要する「全面的な本復旧」のみが選択肢ではない。住民の早期帰還や、なりわいの継続といった目的を達成するため、最低限の機能を確保するための復旧レベルを事前に検討しておくことが望ましい。

本復旧： 災害前と同等以上の恒久的な復旧。

最低限の機能の確保を主眼とした応急復旧：

幅員や舗装は限定的でも、四輪駆動車などが通行可能な状態を迅速に確保する復旧。

仮復旧： 仮設の橋や道路による一時的な復旧。

地域の実情に応じた移動手段の確保

市町村営型交通の導入等、地域の実情に応じた移動手段の確保に向けた取り組みを推進する。

(6) 都市部との連携

中山間地域は、都市部との相互依存関係にあり、この関係性を平時から強化し、災害時に生かす視点が不可欠である。

「災害時の連携」として、南海トラフ地震発生時には、沿岸の都市部で甚大な被害が想定されるため、津波のない中山間地域は、土砂災害などで自らも被災するなか、復興の支援拠点の役割を担う可能性が想定される。

このため「平時からの連携」として、顔の見える関係や、交流事業、経済連携を通じ、地域と多様に関わる「関係人口」を増やし、多様な主体が交わる「プラットフォーム」を平時から用意しておくことが重要である。



中山間地域と都市部の役割

- 中山間地域は、国土保全や食料・水の供給拠点としての役割を担う。
- 都市部は、経済・消費を支え、多様な人材・物資・情報の供給拠点となる。

災害時の連携

- 高知県は、南海トラフ地震発生時に沿岸の都市部で甚大な津波被害が想定される。
- 津波のない中山間地域は、土砂災害などで自らも被災するなか、復興支援の人的・物的リソースが滞在する支援拠点の役割を担う可能性がある。
- 被災した中山間地域の復興は、県外の都市部から、復興支援の人材・物資を受け入れて早期の復興を目指す必要がある。

平時からの連携

- 災害時の連携は、平時の交流による顔の見える関係が土台となる。
- 交流事業（農業体験等）や経済連携（産直等）を通じ、地域と多様に関わる「関係人口」を増やすことが重要である。
- 多様な主体が交わる「プラットフォーム」を平時から用意しておく必要がある。

事例：都市部との連携における事例

中越地震では、新潟県の復興基金を活用し、全国初の制度として「地域復興支援制度」が創設された。復興支援員が行政と住民の「橋渡し役」を担い、住民に寄り添う支援によって、住民の主体性が醸成され、住民主体の復興まちづくりが実現するきっかけとなっている。

Column：平成16年新潟中越地震

復興支援員の役割と活動

地域復興支援員制度の創設

「地域復興支援員制度」は、新潟県の復興基金を活用し全国初の制度として創設された。長岡市旧川口町は、その先駆けとなった。復興支援員は、行政と住民の間に入り、両者の橋渡し役を担った。住民との対話は、説明会のような一方通行の形式ではなく、膝を突き合わせて行った。復興事業に関する制度を住民に分かりやすく噛み砕いて説明したり、住民の意見を集約して行政に届けたりするなど、伴走型の支援を展開した。

田麦山地区の住民の主体性醸成と伝統芸能の復活

田麦山地区は、地震で建物の9割5分が全壊する壊滅的な被害を受けた。集落再生に向けたデザイン策定事業が開始されたが、当初は住民の否定的な意見もあり活動は停滞した。しかし、復興支援員やコンサルタントを交えたワークショップを重ねた結果、「自分たちの村をどうしたいか」という住民の主体性が引き出された。最終的に、廃校を活動拠点として整備し、途絶えていた伝統芸能を50年ぶりに復活させるなど、住民主体のまちづくりが実現した。

外部との連携がもたらした住民の意識変化

震災前の状況

旧川口町は、中山間地域に多くの集落が立地している。集落の住民の多くは、なにか問題が起これば行政に頼るといふ「行政依存」の考え方を持っていた。

危機感の共有と「ふるさとへの思い」の顕在化

住民の意識は、震災を機に大きく変化したと感じている。その要因は、被災によって若者世代の流出や人口減少が加速し、「このままでは集落がなくなってしまう」という危機感が共有されたことにある。住民は、なぜこの場所に住み続けたいのかを自問し、「ふるさとへの思い」やアイデンティティを再認識するきっかけとなった。

外部との連携がもたらした「よそ者の視点」

旧川口町は、延べ1万2,000人以上のボランティアの支援を受けた。当初住民は、外部の人間を受け入れることに抵抗感を持っていた。住民意識の変化は、復興支援員も交えた交流が深まるにつれ顕在化した。住民が当たり前だと思っていた雪国の暮らしや文化は、「地域の宝（資源）」であることに気づかされ、宝を活かす発想が生まれた。そのきっかけは、学生ボランティアなどからの素朴な質問から始まる対話であった。この「よそ者の視点」は、復興まちづくりへの新たな活力を生んだ。

中林 道泰氏（NPO 法人くらしサポート越後川口 元復興支援員）ヒアリング調査より
（令和7年9月）

復興後期の活動支援を通じて

復興支援員の立場と役割

復興支援員の活動は、震災から8～9年が経過した時期に経験した。復興のハード対策は、ほぼ完了していた。主な業務は、首都圏などからの外部人材の受入などを担った。支援員は、県の復興基金を財源とする財団から雇用され、現在の「地域おこし協力隊」のような立場であった。イベント開催以外の平日は、高齢者との膝をつき合わせたコミュニケーションが主となり、地域の困りごとや情報を集約し、行政と地域をつなぐ役割を果たした。

活動を通じて感じた集落の変化

震災は、多大な被害をもたらした。一方で、「地震があったから活性化した」という側面は事実として存在する。震災前の集落は、閉鎖的な面があったが、ボランティアや物資の受け入れを通じて外部と関わらざるを得なくなった結果、地域が開かれるという変化があった。震災復興という極限状況を乗り越えた住民は、修羅場をくり抜けた人たちが有する独特の懐の広さ、他者を受け入れる度量が備わっていたと感じている。

佐藤 瑞穂氏（小千谷市議会議員 元復興支援員）ヒアリング調査より（令和7年9月）

芽を出すため(復興準備期)の支援

地域の主体性を醸成する。

誰がやるわけではない、自分がやるんだという気持ちを育てる。

自分たちの地域の見方を変える。

否定的な見方からアイデア・発想が生まれる肯定的な見方。

信頼関係の醸成(個人的・社会的)

がんばれば支えてくれる人がいるという気持ちを作る。

参加の場(関係性)作り

やりたい人がやれる、やりたい人がやりたい人を作る場づくり。
後ろ向きな人が、前向きな人の行動を阻まない関係性作り。
自分の役割を認識し、主体的に動ける関係作り。

「考え方の軸を変えていく」お手伝い

ひとりひとりの小さな声を復興の大きな流れへ
中越復興市民会議



出典：兵庫県立大学大学院 澤田雅浩 中越地震の復興プロセス

4. 中山間地域で活用できる復興事業

(1) 被災後の復興事業

中山間地域において復興まちづくりの検討を行うにあたって現時点で参考となる資料は、以下に取りまとめられている。別冊施策関係資料集には、適用できる可能性がある施策の概要が示されている。市町村において、対象集落の復興まちづくりを検討する際に、地域住民の思いを実現するための手段として参考となる。

指針の P. 54、P. 56 に示す集落の再生検討フローに記載した復興まちづくりのための支援施策（例）は、参考資料編に概要を添付した。

復興まちづくりに当たっての参考資料 ～令和6年能登半島地震からの被災地再生へのみちしるべ～

令和6年2月22日 内閣府

石川県において復興のビジョンが策定され、それも踏まえて市町村が復興まちづくりの計画を策定し生業・にぎわいの再生に取り組まれるに当たって参考となるよう、被害の状況や立地特性に応じて活用可能なまちづくりの考え方を整理したもの

- 別冊施策関係資料集

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/fukko_machidukuri.html

(2) 事前復興として活用できる事業

事前復興まちづくり計画の取組を通じて、被災後の復旧・復興事業の迅速化に繋がる事業や、地域の様々な思いを実現できる事業の掘り起こしを進めていく必要がある。

例えば、土地の境界等が明確になることで、被災後の復旧・復興事業の迅速化が可能となる。国土交通省では、災害のおそれのある地域での地籍調査を重点的に支援することとしている。

また、「被災が想定されている山沿いの災害リスクの高いエリアから安全な場所にあらかじめ移転したい」との意見が挙げられた場合に、選択肢となりうる事業として以下が挙げられる。

- 防災集団移転促進事業
- 小規模住宅地区改良事業
- がけ地近接等危険住宅移転事業

第5章

市町村における

中山間地域事前復興まちづくり計画

策定の進め方

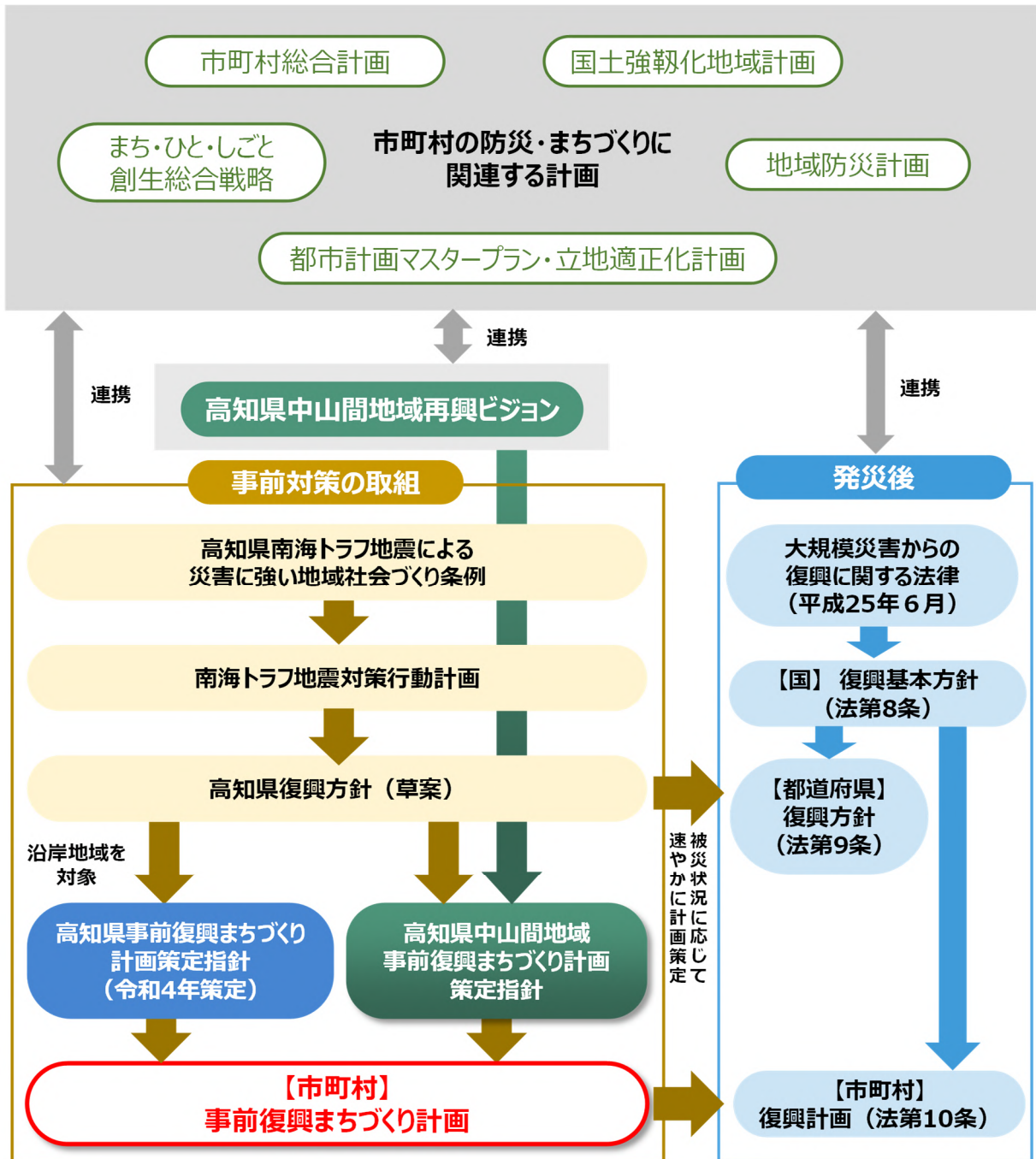
1. 事前復興まちづくり計画の位置付け
2. 取組の手順
3. STEP1 行政内部の検討
4. STEP2 地域住民等の参画
5. STEP3 事前復興まちづくり計画に基づく事業の事前着手

第5章 市町村における中山間地域事前復興まちづくり計画策定の進め方

1. 事前復興まちづくり計画の位置付け

「市町村中山間地域事前復興まちづくり計画」は、市町村総合計画や地域防災計画など、既に取り組みが進められている防災やまちづくりに関する計画と密接に連携するものである。発災後、被災状況に応じて迅速に「復興計画」を策定するための事前対策として位置付けている。

■ 中山間地域事前復興まちづくり計画の位置付け



土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が多数指定されている中山間地域特有の課題

中山間地域特有の課題は、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンが多数指定されていることである。令和6年能登半島地震によって被災したレッドゾーン内の建物再建は、土砂災害防止法に基づき、新規の住宅建設や建て替えに厳しい構造規制があり、通常の再建が困難であること、避難・仮設住宅入居の過程でコミュニティが離散してしまった集落では、再建意向の集約が困難となっていること、などの問題に直面している。

レッドゾーン内の被災住宅再建支援事業について、石川県へのヒアリングによって令和7年12月時点の実施状況を把握した。支援内容は、被災住宅の早期の再建を図るため、住宅の移転に要する費用や現地建替えに要する費用の一部を支援するものである。ヒアリング時点において、事前相談が75件あり、申請が25件、支払い実績は7件である。相談内容は、移転に係るものが72件と多くを占めている。

令和6年能登半島地震の教訓

令和6年能登半島地震によって被災した土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の建物再建については、以下のような課題に直面している。

① 法的制約

- ・ レッドゾーンでは土砂災害防止法に基づき、新規の住宅建設や建て替えに厳しい構造規制があり、通常の再建が困難。

② 複合災害リスクの上昇

- ・ 地震により地盤が緩んだエリアでは、降雨等による土砂災害リスクが更に高まっている。

③ 地域コミュニティの離散

- ・ 避難・仮設住宅入居の過程でコミュニティが離散してしまった集落では、再建意向の集約が困難となり、地区ごとの復興事業の進捗の遅れにつながる。

④ 財政的負担

- ・ 移転や防災工事には多額の費用がかかり、被災者の自己負担が大きい。

土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業の実施状況 (石川県へのヒアリングによる)

- 土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）において、令和6年能登半島地震による被災住宅の早期の再建を図るため、住宅の移転に要する費用や現地建替えに要する費用の一部を支援。
- R6.9に開始。財源は県の復興基金。県が補助要綱を作成し、10市町で実施中。
- 実績（R7.12現在）：
 - 事前相談：75件（うち輪島市62件）
 - 申請：25件（うち輪島市21件）
 - 支払い実績：7件（住宅移転、うち輪島市7件）
- 相談内容：
 - 住宅移転：72件
 - 住宅補強（レッドゾーンで再建）：3件

本県も急峻な地形で同様の課題が想定されるため、コミュニティの維持に留意し、再建に向けた意向集約を迅速に行い、意向に応じて柔軟に対応できるよう備えておくことが重要である。

本県の現状

山地面積比：約 85%（平坦な土地が少ない） レッドゾーン指定箇所数：約 1 万 8 千箇所

- ▶このような地形的特徴および建物の立地状況により、本県においても同様の課題に直面するおそれがある。
- ▶避難・仮設住宅入居の過程からコミュニティの維持に留意し、再建に向けた意向の集約が迅速にできるよう備えておくことが重要である。
- ▶計画策定においては、課題解決に向けて、コミュニティや住民の意向に応じて柔軟に対応できるよう備えておくことが重要である。



土砂災害特別警戒区域で発生した土砂災害(平成 30 年 7 月豪雨)

2. 取組の手順

(1) 取組の基本的な手順（3つのSTEP）

取組の手順は、復興において行政と地域住民等の役割分担を明確にすることも念頭に置いて3つのSTEPで整理した。

STEP1の「行政内部の検討」は、市町村の復興基本方針（案）の作成、区域ごとの事前復興まちづくり計画（案）の作成を行う。行政内部の復興体制づくりは、関係各課が連携する体制を事前に構築しておくことが重要である。

STEP2は、地域住民の皆様方を含めた多様な意見を集約し、計画に反映するための様々な取組内容について記載している。既に沿岸地域で取組を進めている市町の取組事例も紹介している。

STEP3は、計画に基づいて、被災後の復旧・復興事業の迅速化につながる事業、地域の様々な思いを実現できる事業について、実施可能な事業から優先的に実施することとしている。

これらの取組を通じて明らかとなる市町村単独で解決できない課題は、広域連携の視点で解決に取り組んでいく必要がある。

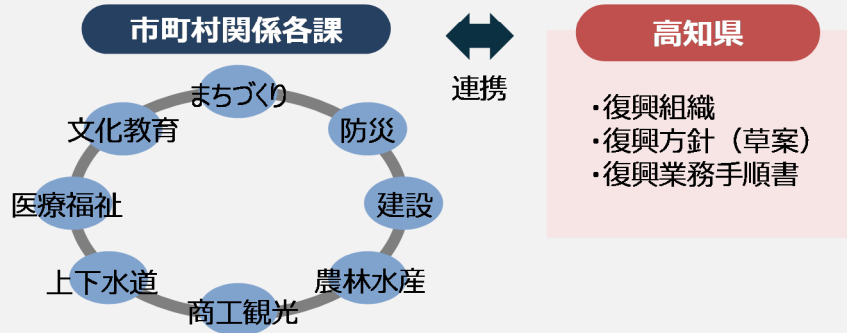
この手順は、画一的なものではなく、STEP1と並行して地域住民の緩やかな参画を図るなど、柔軟な取組が可能である。

取組の基本的な手順（3つのSTEP）

STEP1

- (1) 市町村の復興基本方針（案）の作成
- (2) 区域ごとの事前復興まちづくり計画（案）の作成

- 行政内部の復興体制づくり
 - ・ 復興方針、復興組織、復興業務手順書



行政内部の検討

STEP2

- (1) 多様なメンバーによる検討会
- (2) 住民との合意形成
- (3) 事前の取組事例

- 検討メンバーの選定
- 合意形成の手順・取組
 - ・ 多様なメンバーによる検討会の設立、ワークショップ、アンケート調査などの手法を用いて、幅広い意見を計画に反映できる仕組みを構築
- 事前復興まちづくり計画の策定



写真：高知市 高知市事前復興まちづくり計画（ワークショップ）

地域住民等の参画

STEP3

- (1) 被災後の復旧・復興事業の迅速化につながる事業
- (2) 地域の様々な思いを実現できる事業
- (3) 地域課題の解決に向けた取組の継続

- 実施可能な事業から優先的に実施
 - ・ 災害のおそれのある区域から安全な区域への移転
 - ・ 災害のおそれのある地域での地籍調査の重点的な実施
 - ・ 沿岸地域など甚大な被災地の後方支援
 - ・ 関係人口の増加

広域連携

市町村単独で解決できない課題への取組

事前復興まちづくり計画に基づく事業の事前着手

(2) 沿岸地域から中山間地域に取組を展開する場合の考え方

沿岸地域で既に計画策定に取り組んでいる市町村は、復興方針、復興組織、復興業務手順書の作成など、行政内部で検討を進めている。これらの市町村で中山間地域に取組を展開する場合は、既に検討した内容を基本として、中山間地域の課題などをふまえて内容を再検討する必要がある。

事前復興まちづくり計画策定の基本理念は 5 つの共通する柱で構成されている。基本的な枠組みを中山間地域にも適用することで、効率的な計画策定が実施できる。

■ 取組の手順（沿岸地域から中山間地域に取組を展開する場合）

沿岸地域で着手済

沿岸地域の計画対象地域で策定した 事前復興まちづくり計画

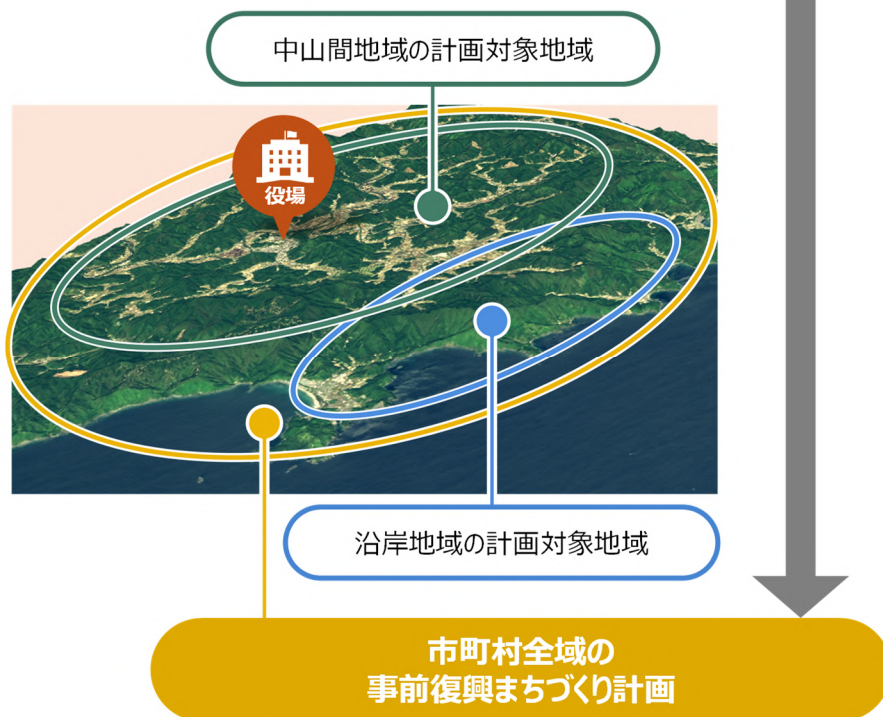
- 復興方針
- 復興組織
- 復興業務手順書
- 地区の復興まちづくり計画

留意点

沿岸地域で構築した内容を基本として中山間地域の課題等をふまえて改訂

中山間地域の計画対象地域で策定する 事前復興まちづくり計画

- 復興方針
- 復興組織
- 復興業務手順書
- 区域ごとの復興まちづくり計画



(3) 市町村の特性をふまえた取組の選択肢

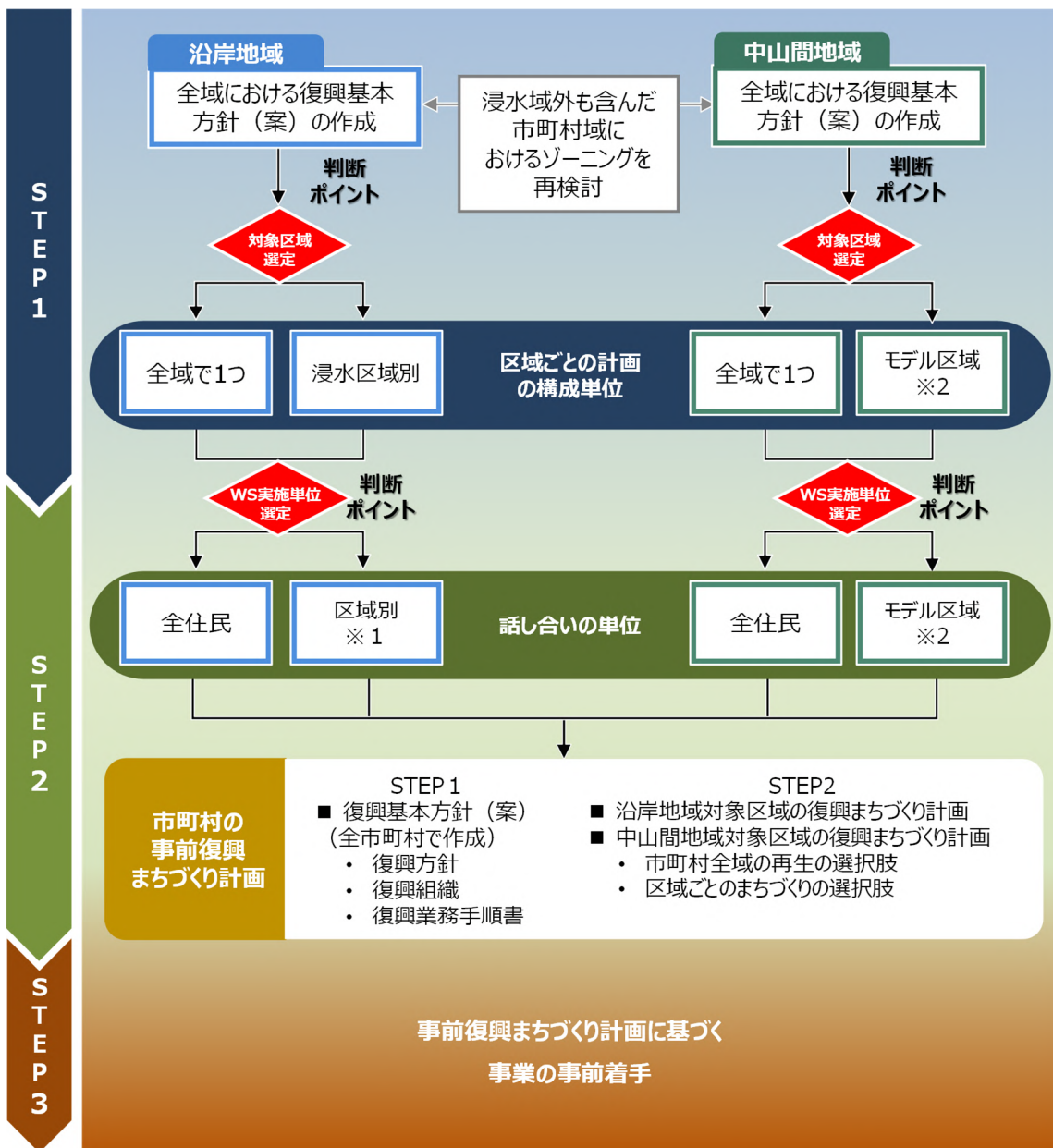
市町村における取組は、取組のSTEPを事前にどの段階まで備えるか、対象区域を全域とするか集落単位、生活圏単位、文化圏単位とするかなど、人口規模や地域の成り立ちによって対応方針が異なることが考えられる。

沿岸地域と中山間地域で甚大な被害が想定される高知県において、STEP1（行政内部の検討）は、全ての市町村で取組を進める。

STEP2（地域住民等の参画）、STEP3（事前復興まちづくり計画に基づく事業の事前着手）については、市町村内の地域特性や被害想定に応じて、可能な限り取組を進めていくことが望ましい。

区域ごとの計画の構成単位と話し合いの単位は、必ずしも同一のものではなく、市町村内における対象区域の位置づけや意見集約の手法をふまえて柔軟に設定することができる。

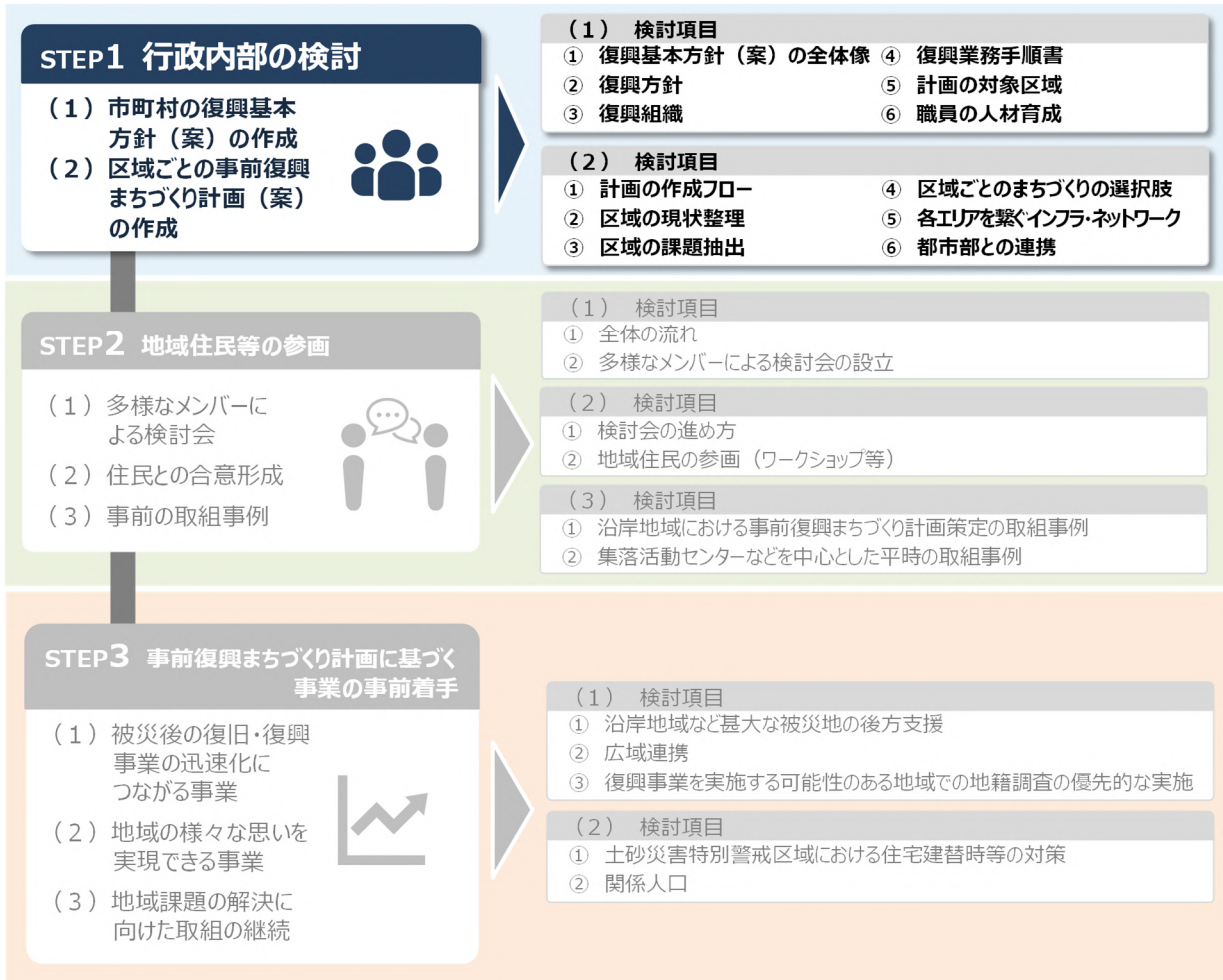
市町村の特性をふまえた取組の選択肢



※1 旧市町村、小学校区、町内会等
 ※2 モデル区域は、対象区域を類型化して設定する

3. STEP1 行政内部の検討

事前復興まちづくり計画は、地域住民等の参画を得て計画づくりに取り組むことを念頭に置く必要がある。そのためには、まず行政内部で復興の基本となる事項について考え方を整理しておくことが必要である。STEP1では、市町村の復興基本方針（案）や地域住民等の意向に応じた区域ごとのまちづくりの選択肢について検討する。

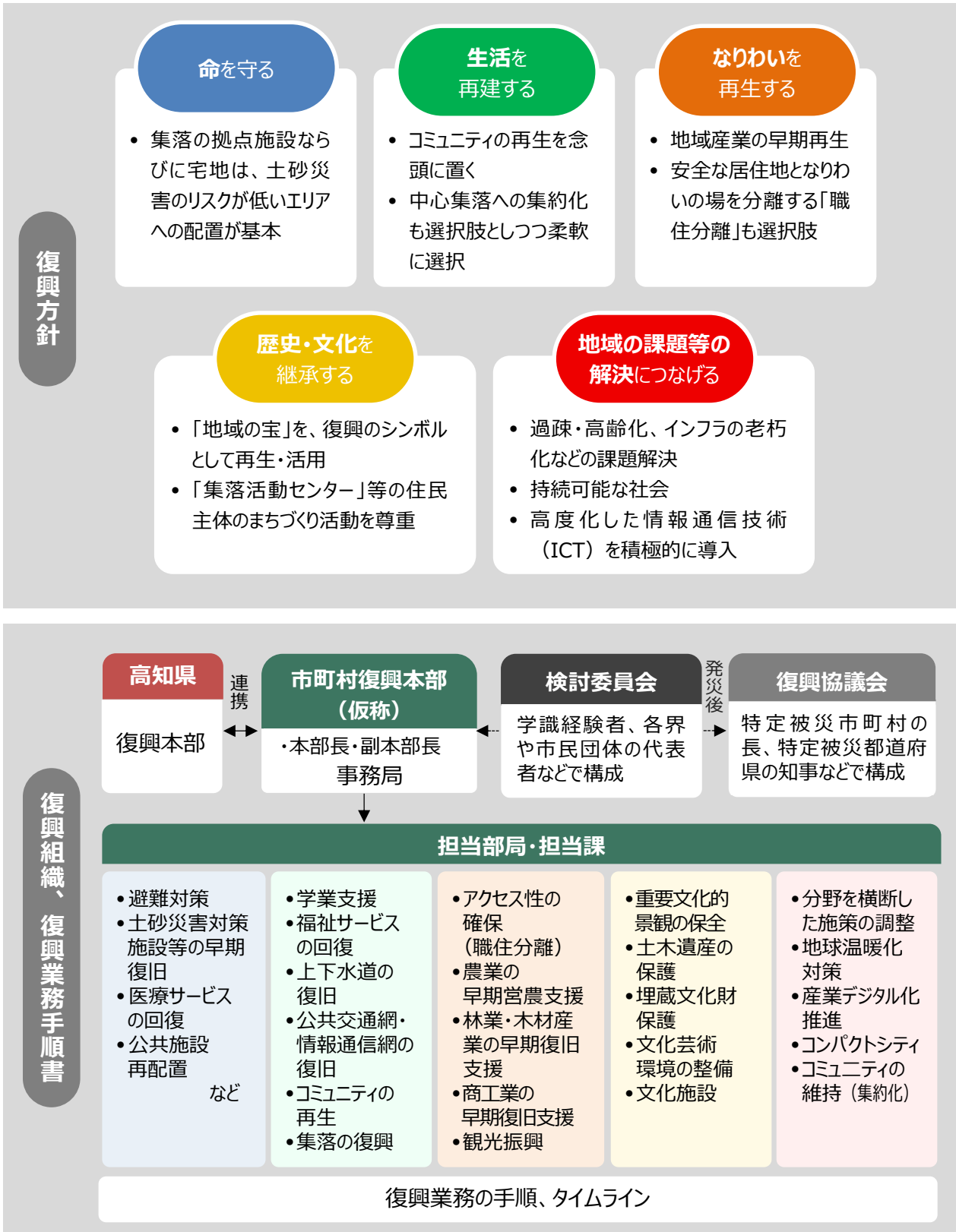


(1) 市町村の復興基本方針（案）の作成

① 復興基本方針（案）の全体像

市町村の復興基本方針（案）は、復興方針、復興組織、復興業務手順書に加えて計画の対象区域の設定等を含めたものとする。

■復興方針、復興組織、復興業務手順書の関係(イメージ)



② 復興方針

復興方針は、本指針に示す 5 つの基本理念を念頭に置いて各市町村の復興業務を洗い出し分野別に整理するなど、基本理念を実現するための方針と目標などを示す。

【参考】高知市 復興方針

目指すべき姿



基本理念と復興に向けた取組（抜粋）

基本理念 2 住まいと暮らしの再建

誰もが再び日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う復興を目指します。

復興に向けた取り組み

- 持続可能なまちづくりの推進
- 交通ネットワークの確保
- 事業効果を踏まえた土地利用の検討
- 人口減少の克服
- 早期帰還の対策
- 教育・医療・福祉の対策

出典：高知市事前復興まちづくり計画 復興基本方針

【参考】令和 6 年能登半島地震被災市町村における復興方針・目標

輪島市



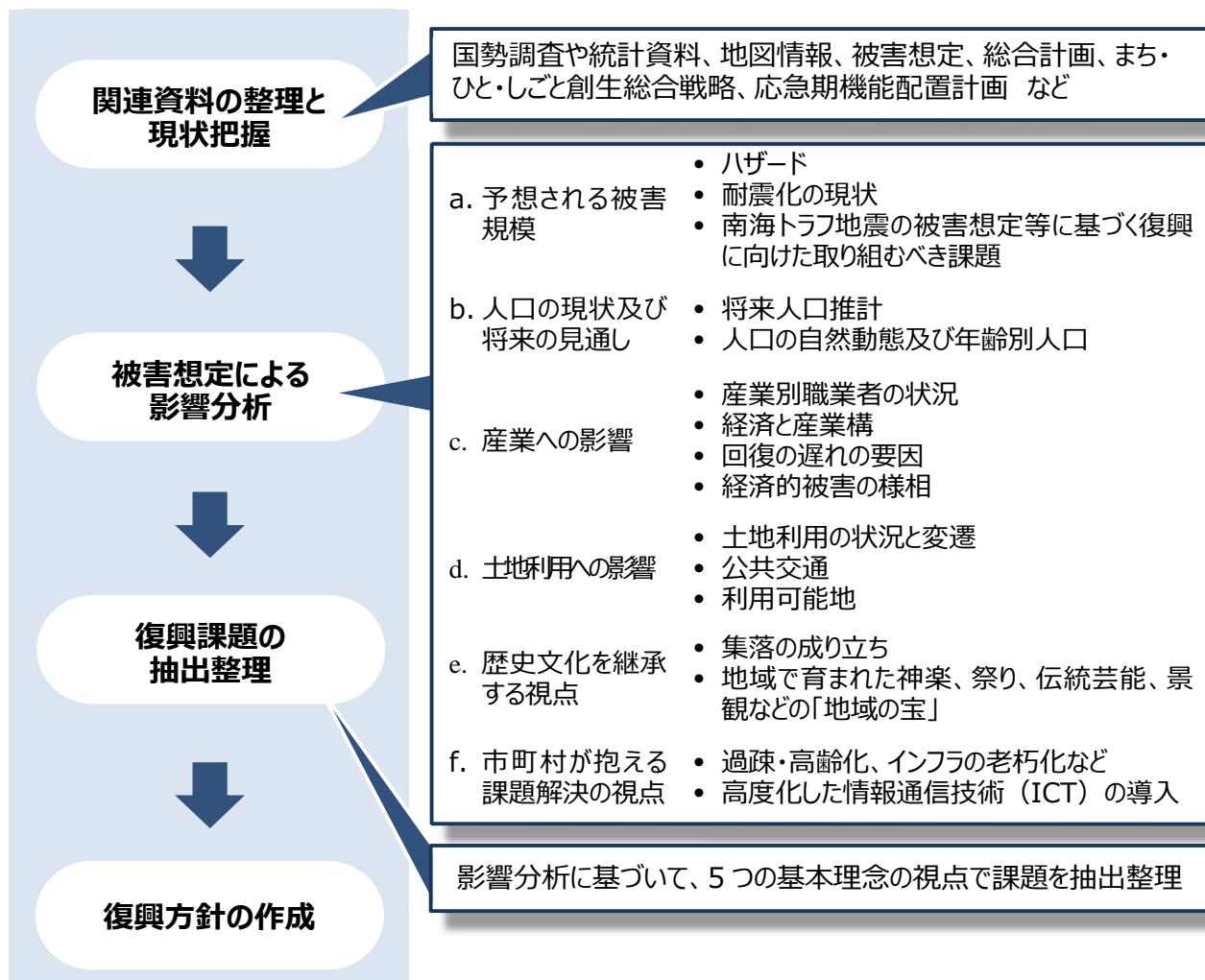
◆被災者の生活再建（輪島市）

日常生活を支える地域コミュニティの再建

- 従前からの居住地や仮設住宅、災害公営住宅等、様々な場所での生活を支えるため、被災した集会所等の再建・修復等、地域コミュニティの再構築・育成を図ります。
- 安全・安心な場所への居住に関する地域からの希望に対応した居住地を確保します。
- 将来持続可能な公共交通による移動環境を確保するとともに、人工知能(AI)等の新技術や市民が参画する新たな交通手段の導入により利便性の向上を図ります。

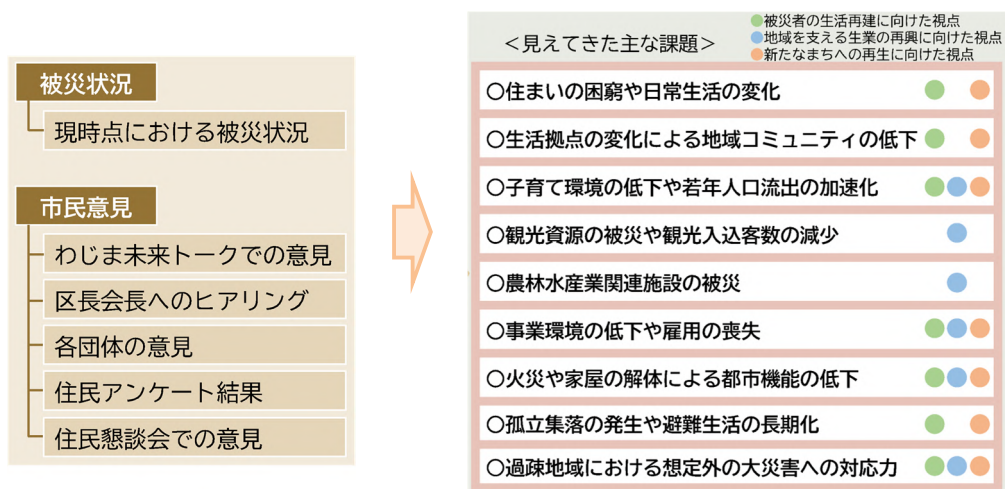
出典：輪島市復興まちづくり計画

復興方針の作成方法の流れを以下に示す。



【参考】令和6年能登半島地震の事例

輪島市復興まちづくり計画では、被災状況や市民意見などをふまえて以下のような復興課題を抽出している。



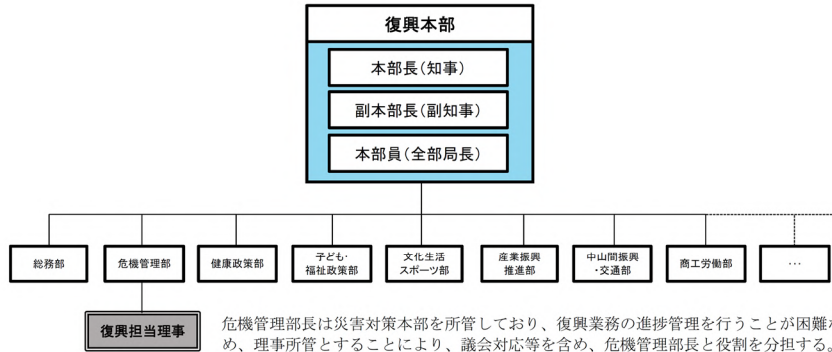
出典：輪島市 輪島市復興まちづくり計画基本構想

③ 復興組織

南海トラフ地震からの復興は、その被害が広範囲となり被災施設も多岐にわたると想定されるため、部局の横断的な対応が必須となる。

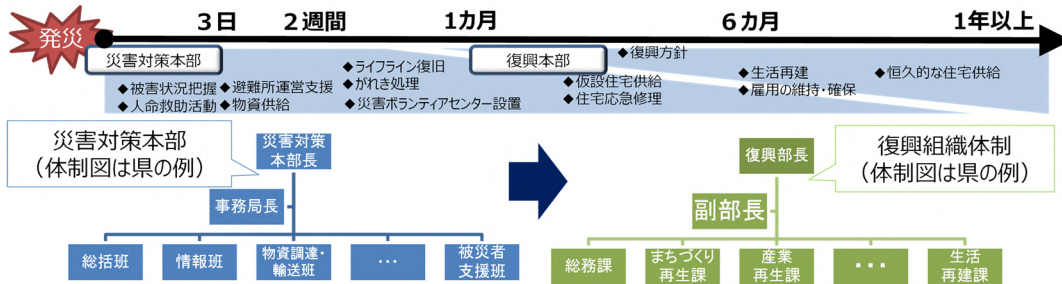
復興計画の策定や事業の実施に当たって、発災後に災害対策本部とは別に復興本部を設置し、計画策定や復興事業を円滑に遂行するための体制づくりを検討しておく。

【参考】高知県の復興体制（イメージ）



出典：高知県復興組織体制（草案）

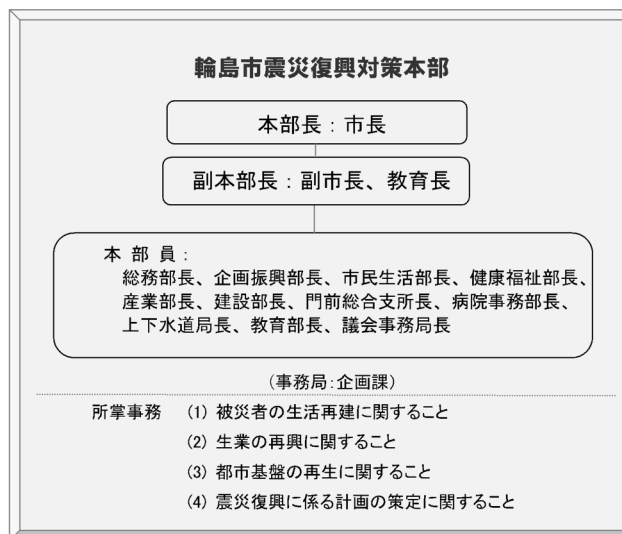
対応フェーズの移行イメージ



出典：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課【高知県】災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引き (Ver.1) 令和6年4月より一部改変

【参考】令和6年能登半島地震 被災市町村における復興計画策定体制

輪島市震災復興対策本部の体制組織図



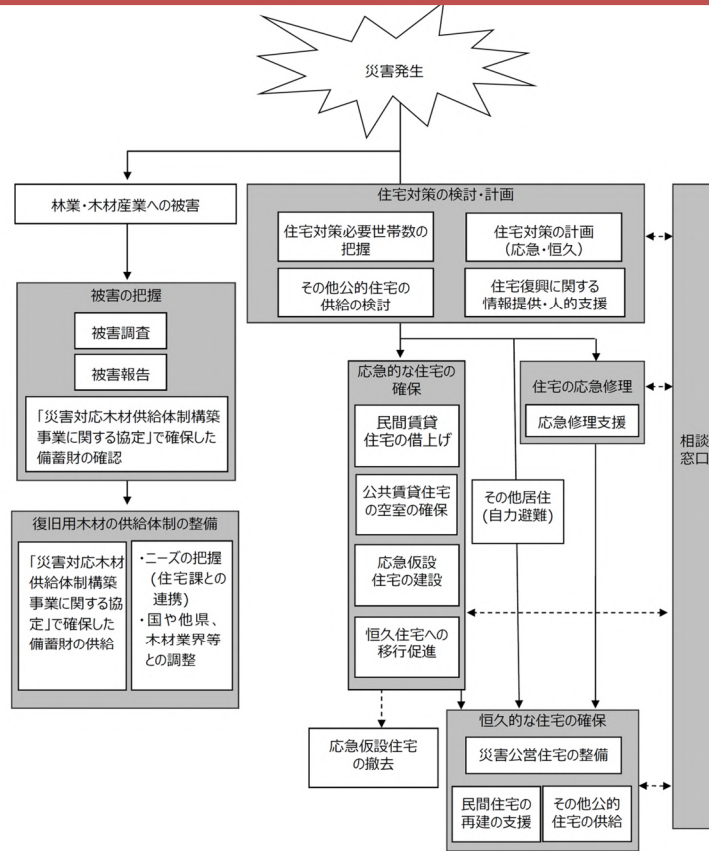
必要に応じて、関係部課長等で構成する専門部会を置くことができる。

出典：令和6年能登半島地震 輪島市震災復興対策本部会議 資料 令和6年3月1日

④ 復興業務手順書

復興業務手順書は、対策分野ごとの復興に向けた業務の進め方、到達目標を設定するとともに、タイムライン等について整理しておく。

【参考】高知県の復興業務手順書（住宅分野のイメージ）



■タイムライン

復興に向けた業務	～半月後	半月後 ～1ヶ月後	1ヶ月 ～半年後	半年後 ～2年後	2年後～
2-2-1 復旧用木材の供給体制の整備		ニーズの把握（住宅課との連携）	木造応急仮設住宅用備蓄材の供給		
2-2-2 住宅対策の検討・計画	住宅対策必要世帯数の把握	応急的な住宅の供給計画の検討	恒久的な住宅の計画	相談窓口の設置	その他の公的住宅の供給の検討
2-2-3 応急的な住宅の確保	民間賃貸住宅の借り上げ	公共賃貸住宅の空室の確保	応急仮設住宅の建設	恒久住宅への移行促進	
2-2-4 住宅の応急修理	応急修理の実施準備	応急修理の実施	応急修理業務の終了		
2-2-5 恒久的な住宅の確保			災害公営住宅の整備	民間住宅の再建の支援	その他の公的住宅の供給

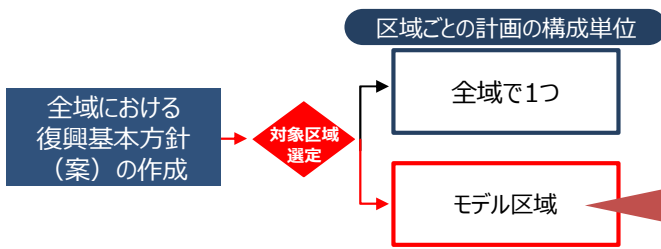
出典：高知県 高知県南海トラフ地震復興手順書 Ver.2 令和6年2月

⑤ 計画の対象区域

復興基本方針（案）の対象は、被災による人口流出が市町村全体の存続に影響を及ぼすため、市町村全域とすることを基本とする。

区域ごとの事前復興まちづくり計画は、被災箇所単独ではなく、生活機能や交通ネットワークにおいて密接な関係にある区域（日常生活圏域等）を念頭に置く必要がある。その際、対象区域の設定や計画作成の優先順位については、各市町村の地域実情や行政判断に基づき柔軟に決定するものとする。

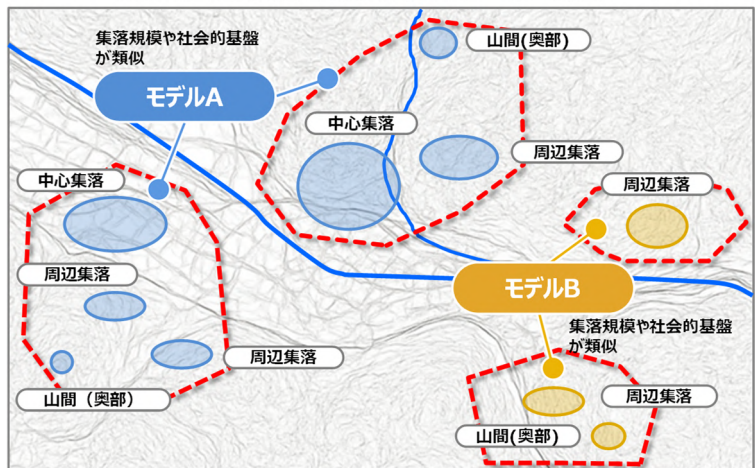
■ 計画の対象区域の例



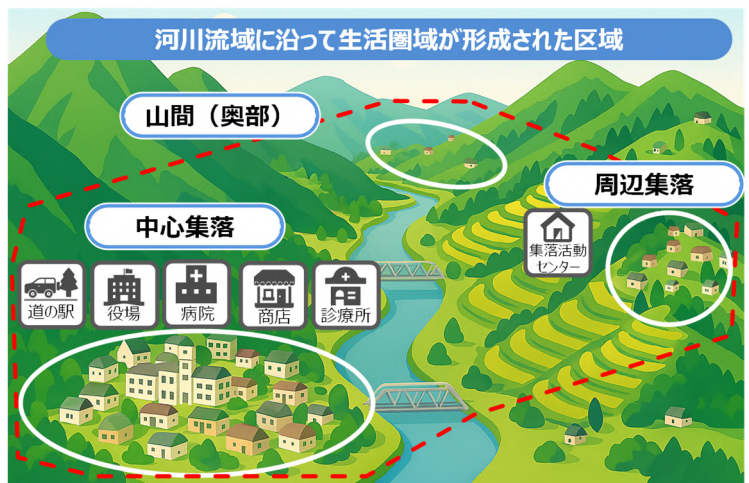
類型化によるモデル設定の考え方（例）

- 地域特性を精査し、集落規模や社会的基盤が類似する「モデルA」および「モデルB」の2グループに類型化
- ここで設定した2つのモデル区域を「町全体の標準モデル（プロトタイプ）」と位置づけ
- この標準モデルを他区域へ展開するなど、実情に応じた効率的なアプローチを選択

〇〇町のモデル区域の設定イメージ（例）



区域設定のイメージ（例）



⑥ 職員の人材育成

事前復興には全庁的な連携が不可欠であるが、平時の意識醸成や人事異動によるノウハウ喪失が課題である。このため、全庁横断的なプロジェクトチームの設置等により、組織的な検討体制を構築することが望ましい。被災地の現地研修や机上訓練の継続を通じて、事前検討の意義を組織全体で共有し、異動に左右されない判断力と知見の継承を図るものとする。

行政組織の意識啓発と人材育成（四万十町・室戸市）

■ 庁内プロジェクトチームの設置と机上訓練（四万十町）

庁内における復興基本方針検討組織は、庁内の横断的な連携を図るため、各課から選抜されたメンバーで構成するプロジェクトチームを設置した。

検討手法は、グループワークを実施して多様な意見抽出に努めた。検討会では、復興のプロセスや自治体や地域が抱える問題点の理解を深める必要がある。そのため被災地における復興事例の情報共有を図った。復興事例は、市町村や対象地区の地域特性や被害想定などが類似した被災地を選定した。



机上訓練の状況(四万十町)

第1回チーム会議

- ✓ 事前復興まちづくり計画策定の取組について
- ✓ 被災地における復興方針とまちづくりの事例
- ✓ 復興手順書の概要と作成手順について

第2回チーム会議

- ✓ 復興方針（素案）の検討
- ✓ 復興手順書（素案）の確認



第3回チーム会議

- ✓ 復興方針（案）
- ✓ 復興手順書（案）
- ✓ 地区別事前復興まちづくり計画（素案）作成方針（案）

復興方針（案）の策定

出典：四万十町 第1回プロジェクト会議資料

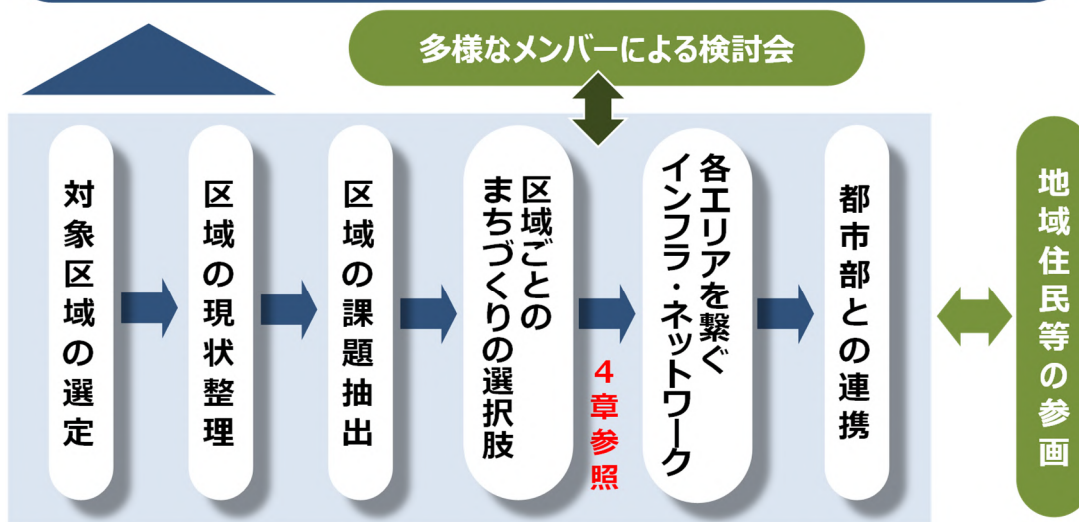
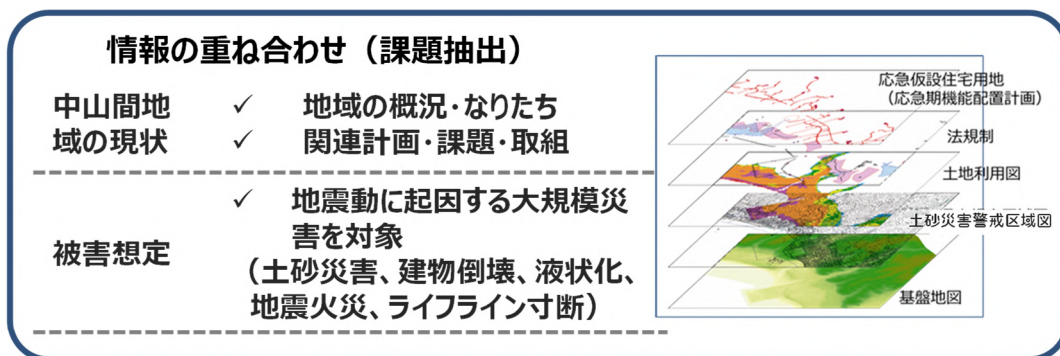
■ 被災地復興の視察研修（室戸市）

室戸市では、プロジェクトチームメンバーが被災地復興の視察研修を実施し庁内で情報共有を図った。研修に参加した職員からは、防潮堤の高さや造成地の規模を目の当たりにし復興に携わった関係者の話を直接聞くことによって、復興の問題点や事前に検討する意義が実感できた、との意見が得られた。現地研修等で得られた知見は、グループワークの討議にも活かされた。

(2) 区域ごとの事前復興まちづくり計画（案）の作成

① 計画の作成フロー

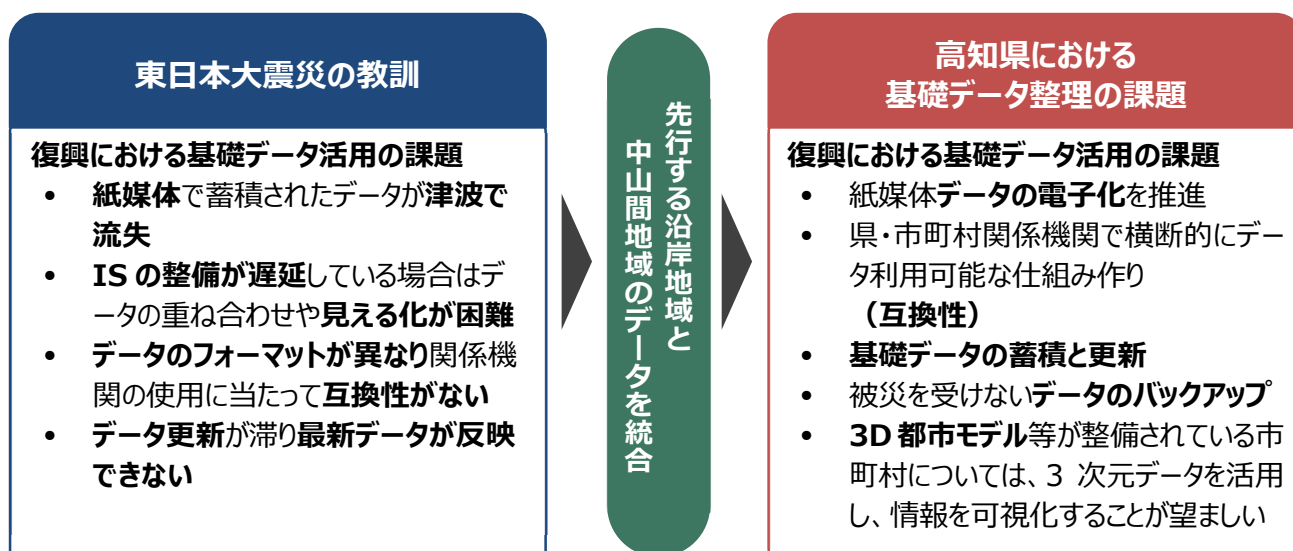
対象区域の特性に応じて以下の流れで検討する。



② 区域の現状整理

区域の現状を把握する基礎データとして、国勢調査や統計資料、地図情報、被害想定、応急期機能配置計画（市町村）、都市計画基礎データ等のこれまでの取組で蓄積された以下のデータを整理する。

項目	管理者	基礎データ
人口	国・市町村	国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所資料、住民基本台帳
産業	国・県	市町村経済統計、市町村民経済計算、高知県産業振興計画
地形・地質	国土地理院	土地条件図、シームレス地質図
基盤地図	国土地理院	数値地図、航空写真、標高データ
	自治体・民間	航空写真、住宅地図等
法規制	国土地理院	都市計画法、土地利用規制法、自然公園区域、農業振興地域、農用地区域 等
南海トラフ地震対策	県・市町村	土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域、避難場所、避難路、道路啓開計画、地震火災対策計画 応急期機能配置計画 ・避難所 ・応急救助機関の活動拠点 ・応急仮設住宅用地 ・災害廃棄物仮置場 ・医療救護所 ・物資集積所 ・仮埋葬地 ・遺体安置所 ・ライフライン復旧活動拠点
都市計画基礎データ	県・市町村	人口、産業、土地利用、建物、都市施設、交通、自然的環境等、災害、その他（景観・歴史・資源等）
歴史・文化	国土地理院 県・市町村	旧版地図 指定、登録文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地の分布図、江戸時代等の古絵図、市町村史、郷土史等の文献資料、観光マップ、名所図、地域史に詳しい専門家や古老等への聞き取り
過去の災害履歴	国・県・市町村	過去の災害履歴や集落移転の記録（市町村史、四国災害アーカイブス、高知県災害異誌など）
復興まちづくり利用適地	市町村	公有地、未利用地、空き家等



③ 区域の課題抽出

事前復興まちづくり計画を策定するためには、人口・産業や土地利用、地域の歴史文化などの概況と被害想定などを重ね合わせて問題を可視化・分析することによって、復興まちづくりの課題を明らかにすることが不可欠である。大規模災害発生時は、現状の問題（人口減少や産業の衰退等）が加速化するため、災害の発生を見据えた「より良い復興」を目指す課題を抽出することが重要である。

■問題の可視化・分析および課題抽出（イメージ）

対象区域が抱える問題の可視化



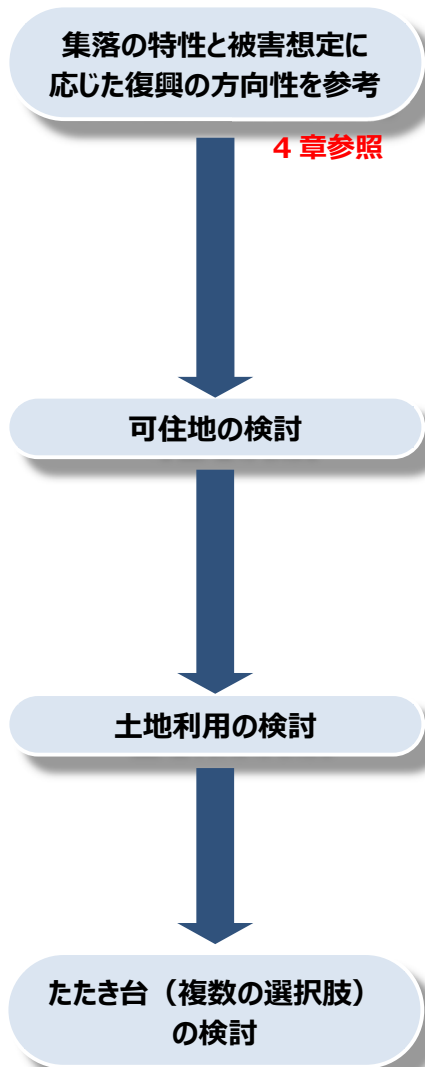
課題抽出

命を守る	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域等に立地する人家等の安全確保 狭い道路の解消、地震火災対策 洪水浸水リスクの低減・回避
生活	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅用地と復興住宅用地の調整 公共施設、公共交通の機能確保 コミュニティの維持
なりわい	<ul style="list-style-type: none"> 中心集落の活力維持 農地・農業施設の復旧・高度化
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物・土木遺産（神社、仏閣、酒蔵などが立地する古い町並み、鉄道遺構、山間部における石積み技術など）の保全 祭事の復活
課題解決	<ul style="list-style-type: none"> 過疎・高齢化対策 インフラ維持管理の最適化

④ 区域ごとのまちづくりの選択肢

中心集落、周辺集落、山間（奥部）それぞれの被害想定や特性に応じた復興の方向性は、第4章を参照して検討を行う。そのうえで、区域全体で、「安全な居住空間を求めニーズに対応したまちづくり」、「区域の現況機能をできるだけ維持するまちづくり」など、複数の選択肢について事前に検討しておくことが重要である。

■ 検討手順



◆ 集落の規模等

空間単位	被害想定
中心集落	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊 土砂災害 河道閉塞 地震火災 地盤の液状化 洪水（二次災害）
周辺集落	
山間（奥部）	

◆ 可住地の検討

- 土地利用区分の再編
- 地域資源の活用
- 法的規制・支援制度との整合
- 段階的な土地利用転換
- 持続可能な土地利用モデル

◆ 土地利用の検討

- ハザードマップの詳細分析
- インフラ復旧・整備の可能性
- コミュニティの継続性
- 防災機能の強化
- 自然環境・生態系との調和

安全な居住空間を求めるニーズに対応したまちづくり



区域の現況機能をできるだけ維持するまちづくり



⑤ 各エリアを繋ぐインフラ・ネットワーク

インフラ・ネットワークの復興は、集落の再生と併せて中心集落や周辺集落、山間（奥部）の役割分担を明確化し、限られた資源を効率的に活用してネットワークの最適化を図る必要がある。

能登半島地震からの復興において活用が進む新技術の動向をふまえて、地域の実情に応じて具体策の検討を進めていく。

ライフラインの復興と高度化

■ 水供給システムの再構築

- ・ 分散型の水道施設の導入

■ 分散型エネルギーシステムへの移行

- ・ 地域資源（小水力、バイオマス等）を活用した自立型システムの構築
- ・ 集落間でのエネルギー融通が可能なスマートグリッドの導入

■ 情報通信基盤の強化

- ・ 光ファイバー網の拠点間冗長化
- ・ 5G等の無線技術を活用した周辺集落への接続
- ・ 災害時情報共有システムの整備

事前復興まちづくり計画と道路インフラ維持管理の連携

■ 道路機能の多様化と地域価値の向上

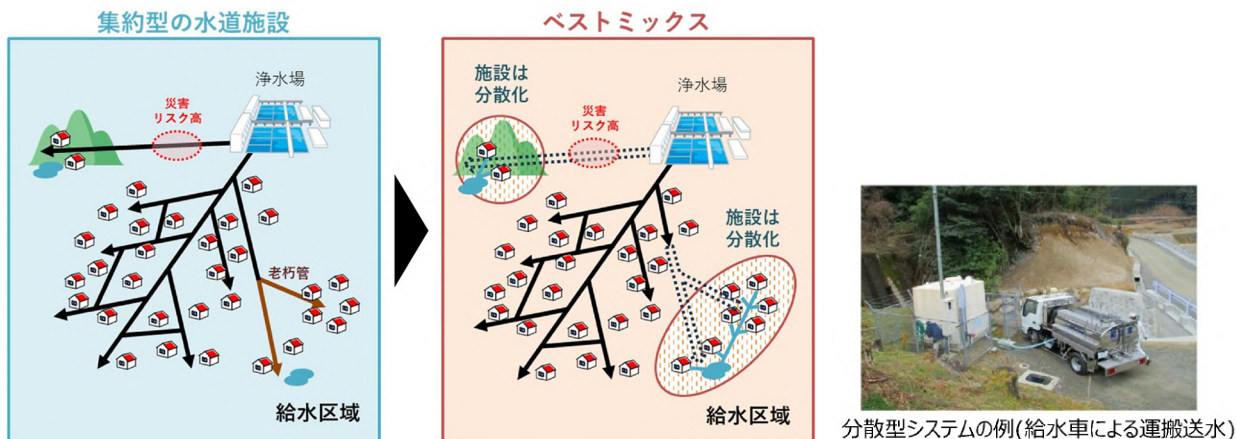
- ・ 農林業や観光業など地域産業の特性に合わせた道路機能の付加により地域の持続可能性が高まる
- ・ 集落間交流や祭事など文化的側面と道路の維持管理を結びつけることにより地域アイデンティティが維持される

■ 維持管理の最適化

- ・ 住民の居住・産業継続意向を踏まえた道路の優先順位付けにより、限られた維持管理資源の最適配分が可能となる

【参考】令和6年能登半島地震の事例

人口減少や今後の災害も見据え、地域の実情に応じて、集約型の水道施設と分散型の水道施設のベストミックスを図っていくことが重要であり、今後、水道事業者による分散型の水道施設の導入を推進していく。



出典:国土交通省「令和6年能登半島地震から2年」の復旧・復興状況と今後の見通し 参考資料(令和7年末時点)

⑥ 都市部との連携

事前復興まちづくり計画は、中山間地域が持つ森林などの自然資源や農業による食料生産能力、沿岸都市部の復興のバックヤードとしての可能性など、都市部にはない価値を再確認するものである。

中山間地域と都市部の連携は、一方的な依存関係ではなく、互いの強みを活かした相互補完関係の構築を目指し、具体策の検討を進める。

津波被害が想定される沿岸の都市部との相互補完、県外の都市部からの受援を想定した具体策

■ 応急期から復興に至る機能の配置検討

- ・ 応急期の仮設住宅については、沿岸部で不足する用地確保が必要となる可能性がある
- ・ 応急期の仮設住宅や廃棄物仮置き場などの跡地利用を検討
- ・ 用途は、復興資材の集積拠点や復興工事作業員等の宿泊施設・用地など、受援を想定した復興拠点機能の配置を検討

■ 資源供給による復興支援

- ・ 中山間地域の森林資源を活用した住宅資材の供給体制

■ 復興雇用創出

- ・ 沿岸地域の被災者を中山間地域の産業（林業・農業等）で一時雇用することを想定した仕組みづくり

■ 復興人材の育成

- ・ 平時から都市部との交流によって中山間地域のコミュニティ支援に携わる人材の事前復興まちづくり計画への参画



【参考】東日本大震災の事例

Value the hotel 東松島 矢本

- 震災後、急増した工事作業員等を受け入れるため、客室 455 室の Value the hotel 東松島 矢本が開業
- 一度に多くの宿泊者が食事を取ることができるレストラン会場も整備
- 現在も当該ホテルは営業中であり、スポーツ合宿などの際に団体を収容することも可能
- 迅速な復興のために、日本全国からの**応援職員や工事作業員の宿泊施設の確保**も重要



大人数収容のレストラン会場



455 部屋の客室

4. STEP2 地域住民等の参画

事前に作成する区域ごとのまちづくり計画は、被害想定に基づくものであり、発災時には被災状況に応じて計画の見直しが必要となる。計画策定は、必ずしも一つの案で合意形成を求めるものではない。被害の状況と地域住民の意思に応じて、複数の選択肢からまちの将来を選択できる柔軟な計画とすることが望ましい。繰り返し検討することが、発災後により良い復興まちづくりの合意形成を迅速に導く下地づくりとなる。



(1) 多様なメンバーによる検討会

① 全体の流れ

区域の事前復興まちづくり計画は、多様な意見を反映して検討する。特に被害のイメージを共有することが難しい中山間地域では、計画の検討に先立って、復興に関する学びや、地域の原風景やアイデンティティ等が共有できる場を設けることが望ましい。このような対話の場や、多様なメンバーによる検討会の設立、ワークショップ、アンケート調査などの手法を用いて、幅広い意見を計画に反映できる仕組みを構築する。

■ 留意点

- ・ 行政が検討した選択肢は、多様な意見に対して、検討を円滑に進めるための材料の一つであり、選択肢のどれかに決めるものではない。
- ・ 「何が起こるか（被害想定）」の議論に終始せず、「地域にとって本来大切にしてきたものは何か」という視点から逆算して、将来のまちの姿を検討する。
- ・ 発災後は、被災状況や住民の意向の変化に応じて計画を見直す必要がある。



地域住民を対象とした全体説明会・報告会のイメージ

【参考】令和6年能登半島地震の事例

地区ごとのプランの作成（珠州市）

- 市内10地区を24エリアに分けて「新たなまちのかたち」の議論が開始されている。
- 基本的に、各地区の区長を通じて、区や集落単位でご意見をとりまとめ、可能な限り地区の復興プランに反映させていくこととしている。
- 「新たなまちのかたち」に関する意見交換会 令和7年8月18日～24日開催。
- 「地区別プラン策定」に関する意見交換会 令和7年11月6日～27日開催。

地区名	エリアの分け方
宝立	「柏原・小屋・馬渡」「南黒丸・宗玄」「鶉飼・春日野」
上戸	「上戸」
飯田	「飯田」
若山	「上黒丸」「大坊」「東若山」「三郷」
直	「直」
正院	「岡田・飯塚・平床」「正院・小路・川尻」
蛸島	「蛸島」
三崎	「寺家」「粟津」「本」「小泊」
日置	「狼煙」「川浦・折戸」「東山中・唐笠」
大谷	「馬縹～笹波」「高屋」「大谷」「片岩～真浦」

出典：復興珠州市ホームページ 能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・地区ごとの復興プランの作成

② 多様なメンバーによる検討会の設立

本計画は、対象区域を含む中山間地域の将来について検討するものである。地域に根ざして「自分たちのルーツや守るべき地域」に対する思いを持った参加者の参画を促す。集落の代表者だけでなく、若い世代や女性などの多様な主体の参画を促す。市町村に駐在し市町村と連携しながら地域の振興や活性化に向けた取組を支援している地域支援企画員や、農業振興センター、福祉保健所等の地域に精通したメンバーも参画することが望ましい。大学など集落活動センターを中心に平時から地域と交流しているメンバーは、将来の復興まちづくりにおいても重要な役割を担う可能性がある。構成メンバー（例）と期待される役割を下表に示す。

構成メンバー(例)	期待される役割
学識経験者	防災、地盤工学、都市計画、交通等の専門的な知見
町内会長、区長、自主防災会長等の集落の役員の方	地区のまとめ役
集落のなりわいに係る代表者	応急期から各産業（商工農林）をできるだけ早く立ち上げるための意見
障害者福祉団体の代表	災害時要配慮者に対する支援に関する意見、それぞれの障がい特性に応じた生活再建のためのニーズを把握
女性代表	子育てなど生活環境の復興に向けた意見
青年代表（PTA 等、おおむね40歳以下）	次の世代から将来にわたるまちづくりへの意見
アドバイザー、ファシリテーター	中山間地域振興アドバイザーなど 公平な意見を引き出し、とりまとめ
地域支援企画員等の支援員	平時からの行政と地域のパイプ役
大学などの関係者	平時からの交流を復興に生かす
行政職員	法令や国の制度、予算等に関する知見



多様なメンバーによる検討会のイメージ

(2) 住民との合意形成

① 検討会の進め方

検討会の流れを示す。事前の検討においては、市町村と区域の実情に応じて開催期間と回数を設定する。

土砂災害の発生箇所や規模など、被災状況の想定に不確実性があることも考慮し、複数の選択肢を作成するなど、繰り返し検討を重ねることが望ましい。これによって発災後により良い復興まちづくりの合意形成を迅速に導き、集落の存続や早期の生活再建に向けた下地づくりとなる。

■ 検討会の進め方（案）



■ 検討会の組み立て方（例）

「地域の思い」「日々の暮らし」を汲み取る、共有、集約する

- 平時の取組（地区長会、学生の活動等）を活用し、地域の思いをヒアリング
- 多世代で「日々の暮らし」や「紡がれてきた知恵」、「守りたいもの」を共有する
- 災害等への「不安」や今の生活に関する「困りごと」を共有する
- 現住民の思いを集約する方法を検討する

「事前復興」の取組を周知・共有

- 取組の必要性や進め方を理解し、検討する

災害リスクや復興事例の学習

- 土砂災害等の災害リスクについて知る
- 他県の復興まちづくりの事例から選択肢を学ぶ

課題と選択肢の共有

- 集落再生の選択肢を学び、検討する
- 被災を乗り越えて将来残したい「地域の宝」について考える
- 土砂災害等のリスクから集落を守る対策を考える

将来像の集約

- 将来のまちづくりに向けた目標やイメージの共有する
- 地区発展道路計画、移転団地の面積・場所、応急期後の跡地利用、公共施設の集約化・複合化、居住誘導など、要否を含め検討する

② 地域住民の参画（ワークショップ等）

合意形成にあたっては、高齢化の進行や集落機能の状況を踏まえ、区域の状況に応じて柔軟に実施する。検討会の他に、以下に示すワークショップや学校境域と連携した担い手世代の参画、アンケート調査などの手法によって、幅広い意見を集約する。

手法	内容等
ワークショップの開催	チラシ等によって呼びかけ 小人数の班で意見交換
担い手となる世代の参画 （学校教育との連携）	防災活動や地域学の間を 活用して復興まちづくり について学ぶ
アンケート調査	意向の把握



出典：高知市 高知市事前復興まちづくり計画
（ワークショップ）

■ 具体的な話し合いのテーマ（例）

地域の誇り（アイデンティティ）と復興の拠り所の確認

- 地域にとって本来大切にしてきたもの（石垣、寺社仏閣、伝統行事など）は何か
- 大切なものが損壊した場合、元の場所で直すべきか、安全な場所へ移してでも守り継ぐべきか

集落再生のために必要な地域の骨格の検討

- 地域の大切な場所とハザード情報を重ね合わせ、復興の選択肢について議論
- もし被災しても、これだけは元の形や場所に残したい、あるいは再生したいものは何か
- 発災後、道路が寸断されても維持すべき「命の道」はどこか

被災後の将来のまちへの期待

- 「20年後も住み続けられるまち」を創るために、被災をきっかけとして、この地域がどのようになっているしてほしいか。
- 「地区発展道路計画」の実現

視覚情報の活用

- 古い写真やイラストで過去の被災経験（昭和の南海地震や豪雨災害）を語り継ぎ、中学生などの若手世代と「災害に強いコミュニティ」のあり方を共有する

(3) 事前の取組事例

① 沿岸地域における事前復興まちづくり計画策定の取組事例

沿岸地域は、南海トラフ地震による津波の危険性が高く、中山間地域よりも早くから事前復興の検討を進めてきた。これらの取組は、大きな被害が予想されるという厳しい状況の中で、住民が「住まいの再建」や「地域のつながり」をどう考え、話し合いを重ねてきたかを知るための先行事例となる。

宿毛市西地域における全6回のワークショップ展開

■ リスクの共有と居留意向の確認（第1回・第2回）

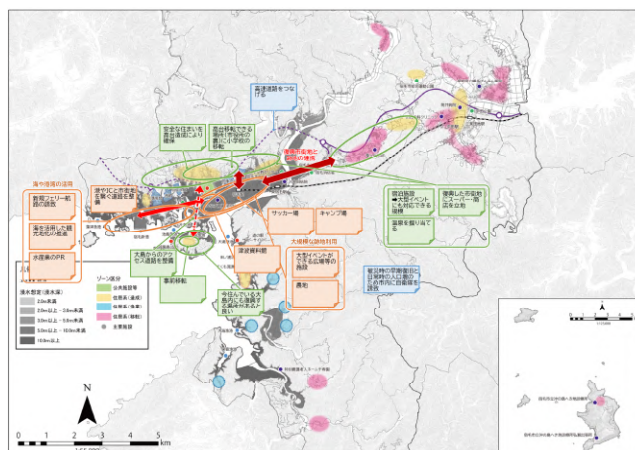
- ・ **第1回**：「津波からの安全な避難」と「避難のあとの生活」をテーマに議論し、自宅の津波浸水深が2m以上となる方が全体の8割に及ぶという現実が共有された。
- ・ **第2回**：応急期・復興期の住まいの場を検討した際、地域内居住を希望する人が8～9割であった。浸水被害の想定を踏まえ、現実的には市内の他の安全な場所を想定する意見も出されている。

■ 再建パターンの検討と空間イメージの作成（第3回～第5回）

- ・ **第3回**：住まいの再建を「地域内」「市内（他地域）」「市外」「自力」のパターンに分類し、コミュニティ維持や造成の必要性といった課題が整理された。
- ・ **第4回・第5回**：守りたいものや生活に欠かせないものが議論され、それらを反映した「復興まちづくりのイメージ（案）」を地図として可視化されている。

■ 計画案の確認と「自分・地域が主役の取組を宣言」（第6回）

- ・ **第6回**：西地域の事前復興まちづくり計画（案）が確認された。行政への要望（公助）だけでなく、「体力をつける」や「近所とのつながりを大切にする」といった住民一人ひとりの「宣言」を行うことで、「自分事化」へと繋げている。



出典：宿毛市事前復興まちづくり計画 第4回西地域ワークショップ日より

② 集落活動センターなどを中心とした平時の取組事例

集落活動センターとは、地域住民が主体となり、旧小学校や集会所などを拠点として、地域の課題に応じた生活・福祉・産業・防災などの活動に総合的に取り組む組織である。高知県では、このセンターを核とした集落維持の仕組みづくりを推進している。事前復興の観点では、平時からの住民同士のつながりや拠点施設の活用が、被災後の早期再建に向けた重要な基盤となる。

地域と学生の協働による絆づくり（高知県立大学 立志社中プロジェクト）

高知県立大学では、「域学共生－大学が地域を変える。地域が大学を変える」という理念のもと、学生が地域住民と深く関わり、生活、健康、防災といった多角的な視点から「地域文化の振興・再生や地域の課題解決」を目指すプロジェクトを展開している。

■ 広域的なネットワークの構築（チーム名：Pシスターズ）

- ・ 安芸市や三原村など県内 5 地域において、住民のニーズに応じた活動を協働で展開している。学生が地域間のつなぎ役となり、住民同士の交流も深めている。

■ 地域文化の継承と多世代交流の促進（チーム名：おおとよ探検隊）

- ・ 大豊町立川地区において、国の重要文化財を舞台とした音楽祭やサマーセミナーへの参画を通じ、地域文化の継承と活性化に取り組んでいる。

■ 日常の場を通じたリスクの共有（チーム名：いけいけサロン活動）

- ・ サロン活動での信頼関係を基盤に、住民と一緒に地域の危険箇所を確認してマップにまとめるなど、日頃から災害への備えを考える仕組みを構築している。

■ 地域の活性化となりわい支援（チーム名：かんきもん、活輝創生）

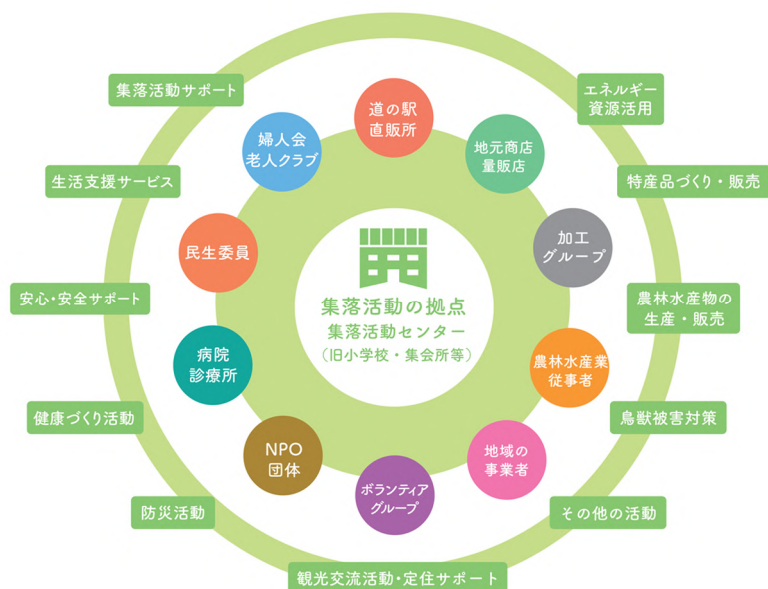
- ・ 農業の手伝いや見守り、地域の祭りの運営等を通じて地域の「潤滑油」として活動している。



出典：高知県立大学

集落活動センターの拠点化

- 本山町の「集落活動センター汗見川」は、昭和 47 年結成の「汗見川を美しくする会」を源流とし、清流保護という住民共通の意志を軸に、50 年以上にわたり体験交流やマラソン大会等の地域活動を継続している。
- 平成 11 年の活性化推進委員会発足時、過密な会合による住民負担が課題となったが、事業を 5 部会から 3 部会へ再編。この組織運営が、現在のセンターの基盤となっている。
- 県内第 1 号の開設以来、地元企業との特産品開発や大学との専門人材育成を推進している。長年の交流事業を通じて培った外部ネットワークを背景に、多角的な連携を展開している。



主な活動

- ① 宿泊体験施設「清流館」の運営・そば打ちなどの体験メニューの実施
- ② しそ・そばの栽培・しそ原液の加工販売
- ③ 地域ファンクラブ会員拡大のための活動
- ④ 定期的な体験イベントの実施・移動店舗の出店

「しそごち」
(さめうらフーズ)

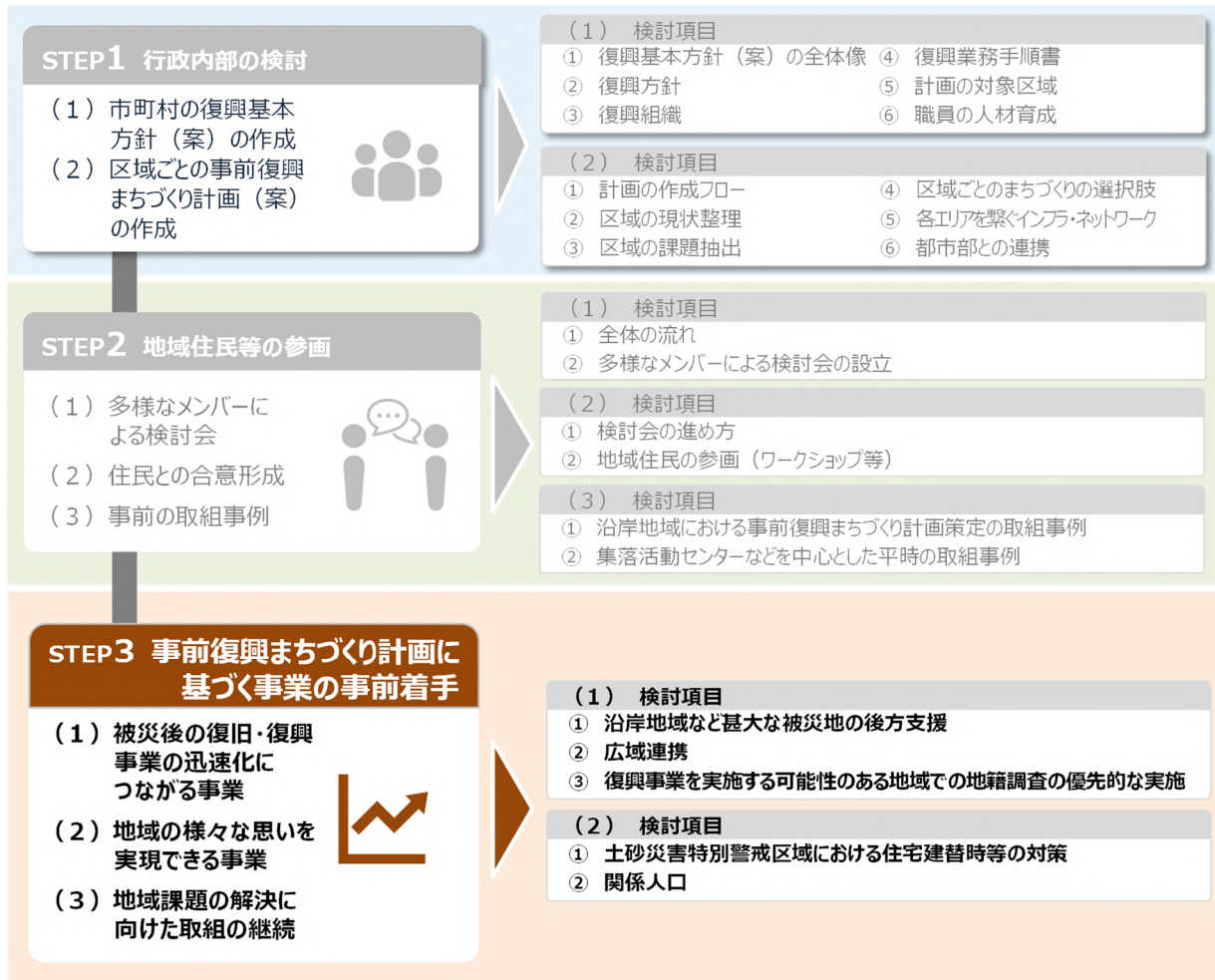


- 集落活動センターが核となり、住民約 20 名が栽培したシソを仕入れ、抽出した原液を地元の「さめうらフーズ」へ供給。
- 地域一体となった加工・販売体制を構築している。

出典: 高知県 中山間地域対策課 高知県集落活動センター ハンドブック 地域の元気・未来づくりヒント集 令和 3 年 3 月

5. STEP3 事前復興まちづくり計画に基づく事業の事前着手

STEP3 は、計画策定に基づいて事前に着手できる事業として、被災後の復旧・復興事業の迅速化に繋がる事業、地域の様々な思いを実現できる事業について、整理した。



(1) 被災後の復旧・復興事業の迅速化につながる事業

① 沿岸地域など甚大な被災地の後方支援

復旧フェーズにおける後方支援の特徴

- **長期間の支援体制が必要**：数ヶ月～数年にわたる継続的な支援が求められる
- **多様な主体の調整**：行政、民間企業、NPO、ボランティアなど複数の主体間の連携
- **計画的な復興支援**：被災地の復興計画に合わせた計画的な支援体制の構築
- **段階的な自立支援**：被災地の自立を促す形での支援が重要

後方支援に関する事前の検討

- **応急期機能配置計画との調整**
- **支援者向け宿泊施設の確保**
 - 宿泊機能を持つ道の駅の整備：平時は観光客向け、災害時は支援者向けに転用
 - 廃校・遊休施設の活用：中山間地域の廃校等を改修した支援者宿泊施設の整備
 - 空き家バンクと連携した支援者住宅：平時は移住者向け、災害時は支援者向け住宅として活用
 - モジュール型宿泊施設の導入：組立・解体が容易なプレハブ型宿泊施設の備蓄
- **復興資機材のバックヤード確保**
 - 主要幹線道路沿線への配置
 - 段階的ストックヤード（広域支援と地域内支援）
- **体制の構築**
 - 段階的医療支援体制の構築：被災地近傍、中山間地域、県外への段階的な患者搬送体制
 - 地域の基幹病院の機能強化：災害対応機能の強化

【参考】東日本大震災の事例

人・モノ・情報の集積拠点「遠野モデル」（岩手県遠野市）

- **事前の準備**

2007 年から「地震・津波災害における後方支援拠点実施整備構想」を打ち出し、合同訓練などを実施。
- **東日本大震災による被災状況**

震度 5 強の揺れにより本庁舎が被害を受け、倒壊の恐れのため駐車場前に市災害対策本部を設置。大槌町からの支援要請などによって被災直後から支援が開始された。
- **支援人員の宿泊・活動拠点の確保**

遠野運動公園（29ha）を中心に、サッカー場、高校、地区センターなどの公的施設や民宿、リゾート施設などの民間施設など、市内各地の施設でも受け入れし、中長期的な活動を支えた。
- **復興資機材のバックヤード機能**

市内の運動公園等を一次集積所として活用。建設業協会と連携し、重機や資機材を効率的に被災地へ配分する「中継拠点」として機能した。
- **医療の継続的な後方支援**

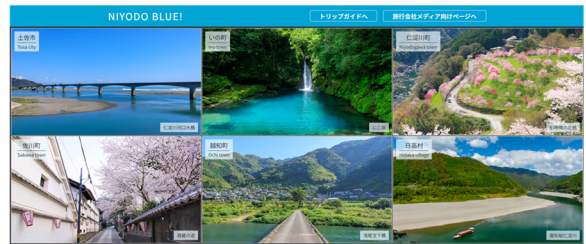
岩手県立遠野病院等が、患者の受け入れや被災地への医師・看護婦の派遣等の後方支援を行った。

② 広域連携

高知県内では、単一の市町村の枠組みを超えた流域単位や地域単位での機能連携が既に展開されている。これらは平時の地域振興や行政サービスの維持のみならず、災害時における相互補完体制の基礎となり得る。

流域・地域間の振興に関する広域連携

- 仁淀ブルーを核とした仁淀川流域（土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村）や、四万十川流域（四万十市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町）等では、観光振興と同時に、広域的な環境保全に取り組んでいる。
- 「れいほく体験博覧会」を通じた4町村（本山村、大豊町、土佐町、大川村）の連携、平時からの組織間ネットワークを構築している。



出典：土佐れいほく公式ガイドブック

沿岸地域と中山間地域を含む行財政運営の広域連携

- 中芸地域の各町村は、人口の減少と厳しい財政状況の中で、少子・高齢化や過疎化などの地域の課題を克服し、多様な住民ニーズに的確に対応することが求められてきた。
- そのため、平成10年7月からは広域連合制度を導入し、これまで以上に行財政運営の効率化を図り、消防、環境や福祉などの分野において行政サービスの充実に取り組むとともに、そのための指針となる広域計画を策定し、新たな広域行政を推進している。



出典：中芸広域連合ホームページ

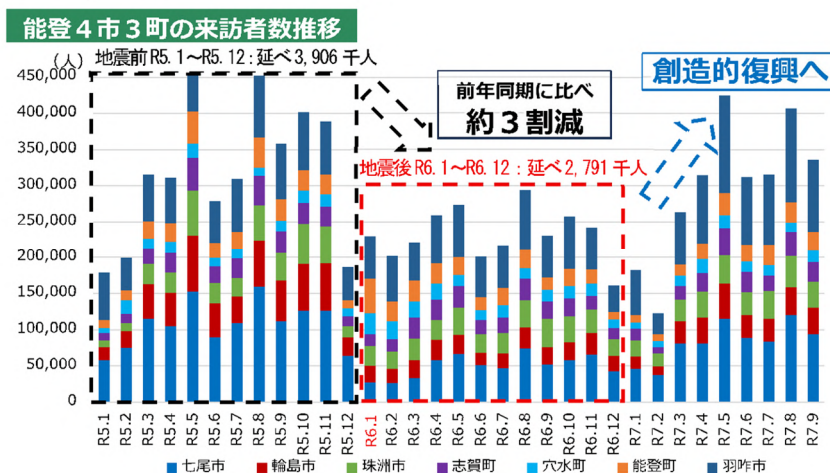
令和6年能登半島地震の事例

「能登半島絶景海道の創造的復興に向けた基本方針」は、観光、道の駅、サイクルーズ、風景街道等の様々な分野において、地域住民、事業者、行政等の多様な主体が連携し、地域全体で創造的復興に向けた取り組みを加速させていくことを目的としてとりまとめられている。

7市町が連携する「能登半島絶景海道」の創造的復興に向けた取組

珠洲市・輪島市・能登町・穴水町・志賀町・七尾市・羽咋市

- 統計データによれば、発災直後に大きく落ち込んだ来訪者数は、創造的復興の歩みとともに着実な回復傾向を示している。
- 平時からの「地域の磨き上げ」と「広域的な連携体制」が、有事の際の復旧・復興を加速させる最大の原動力になり得る。



出典：デジタル観光統計オープンデータを加工して作成(R7年10月作成)

○能登半島絶景海道周辺の主な観光資源

能登半島絶景海道の周辺は、日本の農村漁村の原風景ともいえる「能登の里山里海」の美しい景観に代表される様々な観光資源を有しています。



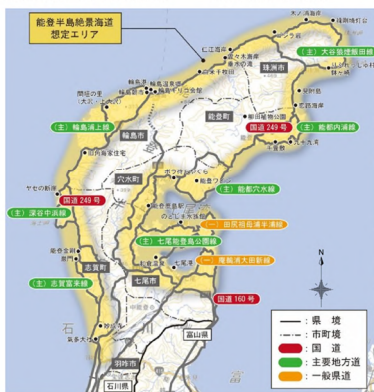
間垣の里 大沢・上大沢 (輪島市)



白米千枚田 (輪島市)



襟剛崎灯台 (珠洲市)



九十九湾 (能登町)



ボラ待ちやぐら (穴水町)



ヤセの断崖 (志賀町)



氣多大社 (羽咋市)



和倉温泉 (七尾市)

写真提供：石川県観光連盟

出典：能登半島絶景海道の創造的復興に向けた基本方針～ぐるっと感動 まるごと能登！～(案)

③ 復興事業を実施する可能性のある地域での地籍調査の優先的な実施

南海トラフ地震等の発生も懸念される中、事前防災としての地籍調査を速やかに実施する必要性が認識されている。事業予算が限られるなかで効率的な調査を実施するため、津波被害が想定される沿岸地域などで優先的に実施されている。

中山間地域においても、事前復興まちづくり計画によって、将来復興事業を実施する可能性のある地域で地籍調査を優先的に実施することが被災後の復旧・復興事業の迅速化につながる。

令和6年能登半島地震では地籍整備率が低い地域で被害が発生した。特に、液状化により不明確となっている土地境界を早期に確定するため「土地境界再確定加速化プラン」による取組などが進められている。地籍調査が未実施、または土地区画整理事業等で地籍が明らかになっていない場合は、土地にズレが生じた場合の再確定にさらなる時間を要する可能性があるため、液状化リスクがある土地など優先的に実施するエリアを特定し優先して調査を実施することが望ましい。

【参考】令和6年能登半島地震の事例

「土地境界再確定加速化プラン」(概要)

【再確定の具体的手法】

地籍調査によって、現況のズレの程度を把握した上で、以下の方法により対応。

- ①ズレの程度が小さい場合
→地籍調査により、元の境界などを確認し、登記
- ②ズレの程度が大きい場合
(土地所有者同士の譲渡合意による対応)
→地籍調査による分筆・登記、その後、土地所有者間所有権移転・登記
- (土地区画整理事業による対応)
→地籍調査成果を土地所有者の合意のもと、土地区画整理事業に引き継ぎ、換地処分・登記

【加速化に向けた対応】

地籍調査の短期集中実施に向けて、以下の観点から国、県、市町が連携して対応。

- ◆予算・人員の確保
 - ・監督や検査にかかる市町応援職員の確保。
 - ・国、県、市町による必要予算の確保。
- ◆民間事業者等の外部専門家のフル活用
 - ・外部委託制度(国土調査法10条2項包括委託)の最大限活用。
 - ・土地家屋調査士等の全国からの応援態勢を確保。

本プランに基づき、当初、現状を把握する地籍調査の実施だけで3～7年を要する見込みであったところ、

土地所有者の協力などを得て、境界確認等がスムーズに進んだ地域では、国、自治体、土地家屋調査士等の関係者が連携して取り組み、境界確定に向けた調査を最短で令和8年度中に完了することを目指す。

出典：国土交通省 土地境界再確定加速化プラン(概要) (令和7年9月1日公表)

(2) 地域の様々な思いを実現できる事業

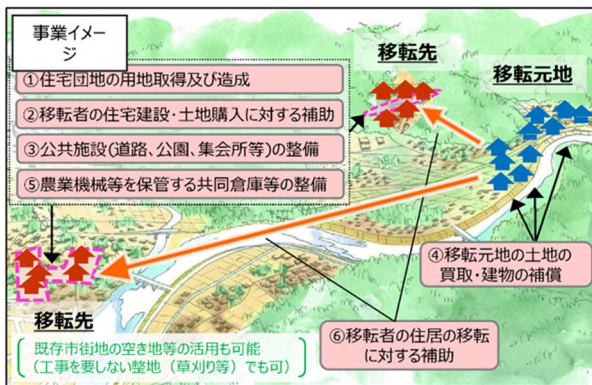
① 土砂災害特別警戒区域における住宅建替時等の対策

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にお住まいの方が、住宅建替を実施する場合には、以下の2つの選択肢が考えられる。計画策定を通じて、これらの支援策に対する理解を深めて行く必要がある。

災害リスクの高いエリアから安全な場所
にあらかじめ移転する

- 世代交代などの機会に、将来にわたって安全な居住地を選択する場合などが考えられる。
- 移転に関する支援は、以下の事業がある。
 - ・ 防災集団移転促進事業
 - ・ 小規模住宅地区改良事業
 - ・ がけ地近接等危険住宅移転事業

防災集団移転促進事業のイメージ



出典：内閣府（防災） 内閣官房 復興まちづくりに当たっての参考資料 ～令和6年能登半島地震からの被災地再生へのみちしるべ～ 令和6年2月22日

現在の場所で暮らし続けていくことを選択し、
建築物の構造規制に対応した防護壁等を設置する

- 同一地域での安全な居住地の確保が難しい場合や、コミュニティ維持などのため現位置で建替を希望する場合などが考えられる。
- 高知県では、住宅の建替等の際に安全対策のため必要となる防護壁等を設置する場合の費用の一部を助成する支援制度がある。

※支援制度の概要は、第2回高知県中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針検討会 復興まちづくりのための支援施策概要に添付

レッドゾーン内で住宅を建築する際に、支援制度を活用して防護擁壁を設置した事例

活用背景
レッドゾーンが一部にかかる所有していた土地での住宅建築を、他の土地で行うことが難しかったため、安全確保を目的とする防護擁壁を設置した事例です。

工事概要
鉄筋コンクリート防護擁壁
延長：22.0m
高さ：2.35m

設置費用
総額：約320万円
県の補助金：約160万円
市町村の補助金：約80万円
個人の負担：約80万円

出典：高知県土木部防災砂防課 ホームページ

② 関係人口

石川県では、国の支援を受けながら、二地域居住促進にあたっての様々な課題解決を図るため、官民連携の先導的プロジェクトによる取組を進めている。

こうした取組と並行し、能登の「キリコ祭り」に象徴される伝統行事を核としたつながりが重要な役割を担っている。伝統行事等に惹かれた人々が、震災後も長年にわたり地域課題の解決に関わり続けるなど、文化的な魅力が外部支援を呼び込む「受援力」として機能していく可能性がある。祭礼等を介した日常的な交流は、有事における人材の確保に直結する。

令和6年能登半島地震の事例

国土交通省

二地域居住促進先導的プロジェクト実装事業 石川県内採択一覧 (R6年度補正、R7年度当初)

概要	二地域居住促進にあたっての様々な課題解決を図るため、官民連携による先導的プロジェクトによるモデル的な取組を支援
----	---

①石川県、県内全市町村、(公社)石川県宅地建物取引業協会 等
関係人口・二地域居住登録システムの整備と地域仲介役団体の育成支援

②石川県珠州市、珠洲商工会議所、NPO法人能登すずなり 等
二地域居住向け住居のデザインコンテストの実施

③石川県中能登町、(一社)中能登スローツーリズム協議会 等
被災小規模自治体における二地域居住による復興支援

①②③を含む、
全国44件を採択 (交付額約3億円)

➡ 二地域居住の「能登モデル」の構築等を支援

出典:「令和6年能登半島地震から2年」の復旧・復興状況と今後の見通し (令和7年末時点)参考資料 国土交通省



出典: 珠州市のキリコ祭り 日本遺産「灯り舞う半島 能登～熱狂のキリコ祭り～」活性化協議会 珠州市

(3) 地域課題の解決に向けた取組の継続

事前復興まちづくり計画は、策定することで取組が完了するものではなく、将来のまちづくりに向けた取組の新たなスタート地点となるものである。

地域住民や行政職員などの関係者は、平時の取組に「復興まちづくり」の視点を加えることで、将来を見据えて、「事前にできること」を共有し、地域の課題解決に向けた取組を継続していく。

■ 地域における対話の継続



- ・ 様々な機会で地域の「日々の暮らし」や「将来のまちづくり」に関する対話を少しずつ重ね、地域に住み続ける意欲を醸成していく。
- ・ 多世代間の対話を念頭に置いて、デジタルツールを活用するなど多様な声を反映する。

■ 複合課題に柔軟かつ一体的に対応できる体制づくり



- ・ これまでに取り組みされた「防災」と「まちづくり」を「復興」の視点から融合し、平時から災害時にもつながる持続可能なまちづくりを推進する。
- ・ 復興において人的なリソースが不足することを念頭に置いて、地域住民や産学官のあらゆる関係者が連携して課題解決に取り組む体制を事前に構築しておく。

■ 復興のエネルギーを最小化する強靱な地域づくりへ



- ・ 地籍調査や住宅耐震化、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）における対策など、地域住民の意向をふまえて実施可能な事業に着手する。
- ・ 「将来のまちの姿」を見据えた事前の取組は、被害そのものを最小化する。それによって、「大規模な復興を必要としない」強靱な地域づくりにつなげていく。

参考資料

1. 復興まちづくりのための支援施策一覧
2. 復興まちづくりのための支援施策（例）

1. 復興まちづくりのための支援施策一覧

(1) 復興まちづくりに当たっての参考資料（国の補助事業）

※事前復興として活用できる事業

- ①都市防災総合推進事業※
- ②都市再生区画整理事業※
- ③災害公営住宅整備事業
- ④小規模住宅地区改良事業※
- ⑤被災者生活再建支援制度
- ⑥防災集団移転促進事業※
- ⑦がけ地近接等危険住宅移転事業※
- ⑧災害復旧等事業（山林施設）
- ⑨災害復旧等事業（農地等）
- ⑩農山漁村イノベーション整備事業
- ⑪持続的生産強化対策事業
- ⑫強い農業づくり総合支援交付金
- ⑬農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進
- ⑭農業委員会による農地利用の最適化の推進
- ⑮なりわい再建支援補助金
- ⑯地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化等
- ⑰歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業

(2) 令和 6 年能登半島地震に関するその他の参考資料（石川県の復興基金）

- ⑱土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

(3) 高知県における支援施策等（県、市の補助金）

- ⑲土砂災害特別警戒区域内における住宅建替時等の支援制度※

(4) 地籍調査に関する資料（国の補助事業）

(5) 平成 16 年新潟中越地震における基金を活用した重層的支援に関する資料

(6) 液状化災害の再発防止に向けた対策への支援

(7) 土地境界再確認プラン

2. 復興まちづくりのための支援施策（例）

(1) 復興まちづくりに当たっての参考資料～令和6年能登半島地震から被災地再生へのみちしるべ～ 令和6年2月22日内閣府（防災）内閣官房

① 都市防災総合推進事業

都市防災総合推進事業

1

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要		事業主体：市町村、都道府県 等	○ 地区要件
事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※5	施行地区 <事業メニュー① ③～⑤> ・災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3（⑤については市街地に限る） ・重点密集市街地を含む市 ・DⅡ地区 <事業メニュー⑥> ・大規模地震発生の可能性の高い地域※3 ・重点密集市街地を含む市 ・DⅡ地区、三大都市圏既成市街地 ・政令市、道府県庁所在市 <事業メニュー⑦> ・重点密集市街地 <事業メニュー⑧> ・激甚災害による被災地 等 ・事前復興まちづくり計画に基づき事業を実施する市町村※4
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1	
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R6年度まで1/2)	
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1	
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1/3	
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む））	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2	
	・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設等））	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2	
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2※1	
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1	
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2	
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1	

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
 ・①、③、⑤（地区緊急避難施設に限る）、⑦、⑧（復興まちづくり支援施設整備助成に限る）については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のみが低い額
 ・⑤を防災防災整備推進機構が行う場合には、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
 ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2
 ※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づき津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3
 ※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 ※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づき事業を実施する市町村
 ※5：予算の範囲内での支援

お問い合わせ先：国土交通省都市局都市安全課 電話：03-5253-8400

② 都市再生区画整理事業

都市再生区画整理事業

4

公共（交付金）

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

事業の概要	活用イメージ
都市再生区画整理事業 (調査) 都市再生事業計画案作成事業（国費率：1/3または1/2） 【事業計画の案の作成に関する事】 (事業) 都市再生土地区画整理事業（国費率：1/3または1/2） （都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ・地域生活拠点形成タイプ） 被災市街地復興土地区画整理事業（国費率1/2） 【大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地区画整理事業】 緊急防災空地整備事業（国費率1/2） 【事業認可前の地区において、土地を買い取ることで、認可後の減価償取期間を短縮する事業（買収した土地は将来道路等の公共用地に換地）】	<p>都市再生区画整理事業</p>
○ 交付対象費用 調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、減価補償費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、公園空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、浸水対策施設整備費、防災関連施設整備費、機械器具費、ERマネ活動拠点施設整備費 等	
○ 交付対象者 地方公共団体（土地区画整理組合等に対する間接交付を含む）	

お問い合わせ先：国土交通省都市局市街地整備課 電話：03-5253-8413

③災害公営住宅整備事業

災害公営住宅整備事業

- 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合において、地方負担を軽減する特例制度。
- 災害の規模(「一般災害」又は「激甚災害」)に応じて、2段階で公営住宅の整備費用に係る補助率の引き上げ等を行うこととしている。

	平常時の公営住宅	災害公営住宅	
		一般災害	激甚災害
指定要件		以下のいずれか ・被災地全域で500戸以上が滅失 ・一市町村の区域内で、200戸以上又は全住宅の1割以上が滅失	①災害指定要件(以下のいずれか) ・被災地全域で概ね4,000戸以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね2,000戸以上、かつ一市町村で200戸又は10%以上の住宅が滅失 ・被災地全域で概ね1,200戸以上、かつ一市町村で400戸又は20%以上の住宅が滅失 ②地域要件 ・100戸以上又は全住宅の1割以上が滅失している市町村
入居対象者	・収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者 ^{※1} ・収入分位50%以下で、地方公共団体が条例で定める収入基準以下の者 ・現に住宅に困窮していることが明らかであること	・当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者 ^{※1} ・現に住宅に困窮していることが明らかであること ※被災市街地復興特別措置法第21条の基準に適合する場合は、収入要件は適用されない
補助率	①整備事業 ^{※2} ・建設/買取 1/2 ②家賃低廉化事業 ^{※3} ・20年間* 1/2	①整備事業 ^{※2} ・建設/買取 2/3 ②家賃低廉化事業 ^{※3} ・20年間* 2/3	①整備事業 ^{※2} ・建設/買取 3/4 ②家賃低廉化事業 ^{※3} ・20年間* 2/3 (当初5年間は3/4) * : 用地取得を伴わない場合は10年間

※1 災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

※2 借上公営住宅については、共同部分等の整備費の1/3(平常時の公営住宅)、2/5(災害公営住宅)

※3 借上公営住宅については、借上期間の家賃低廉化に要する費用の1/2(平常時の公営住宅)、2/3(災害公営住宅(激甚災害の場合は当初5年間は3/4))

お問い合わせ先: 国土交通省住宅局住宅総合整備課 電話: 03-5253-8508

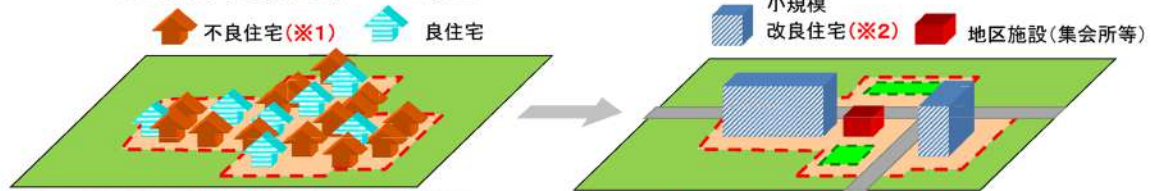
④小規模住宅地区改良事業(事前復興として活用できる事業)

小規模住宅地区改良事業(災害復興・事前防災への活用)

概要

大規模地震及び近年増加している豪雨災害等の被災地における復興まちづくりや、災害危険エリア等に含まれる地域において災害に強いまちづくりのニーズが高まっていることから、住み慣れたコミュニティを維持した地域再建等に向けた小規模改良住宅の整備、公共施設・地区施設整備等に対して、社会資本整備総合交付金(基幹事業)により支援を行う。

【対象地区】 不良住宅戸数 15戸以上 (過疎激甚又は災害救助法適用後3年以内の地域は、不良住宅戸数5戸以上に緩和)
地区内の不良住宅率 50%以上



(※1)・・・災害により著しく損壊した住宅や、地方公共団体が移転勧告等を行った住宅も不良住宅とカウント

(※2)・・・住民のニーズに応じて小規模改良住宅整備を行わないことも可

【補助対象】

- | | |
|--------------|--------------------|
| ・小規模改良住宅整備 | (2/3) |
| ・小規模改良住宅用地取得 | (1/2) |
| ・公共施設・地区施設整備 | (1/2) |
| ・津波避難施設等整備 | (1/2) |
| ・不良住宅の買収・除却 | (1/2) [※] |

※ 跡地を民間活用する場合は1/3



東日本大震災における活用(千葉県我孫子市布佐東部地区) ※平成23年3月11日発災

お問い合わせ先: 国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 電話: 03-5253-8508

⑤被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度の概要 15

1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

支援法適用 ←

都道府県の相互扶助において対応
(全都道府県の拠出による基金から支援金を支給)

↑

国から1/2補助(東日本大震災分は4/5)

→ 適用とならない災害

地方公共団体において対応を検討

2. 適用要件

- ① 災害救助法の適用基準のうち1号又は2号を満たす市町村
- ② 全壊世帯が10世帯以上の市町村
- ③ 全壊世帯が100世帯以上の都道府県
- ④ ①又は②の都道府県内で、全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①から③の区域に隣接し、全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①から③の都道府県が2以上ある場合、
 - ・全壊世帯が2世帯以上の市町村(人口5万人未満に限る)
 - ・全壊世帯が5世帯以上の市町村(人口10万人未満に限る)

3. 支援金の支給額

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

制度の対象となる世帯	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	補修	
・全壊 (損害割合50%以上) ・解体※1 ・長期避難※2	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
・大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
・中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※1 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 ※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

R2臨時国会で対象に追加(R2.7月豪雨も対象に含む。)

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等 (申請期間)基礎支援金: 災害発生日から13月以内
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等 加算支援金: 災害発生日から37月以内

[お問い合わせ先]内閣府防災(被災者生活再建担当) (03-3503-9394)

⑥防災集団移転促進事業(事前復興として活用できる事業)

防災集団移転促進事業

21

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者
市町村、都道府県(市町村からの申出に基づく)、都市再生機構(自治体からの委託に基づく)

移転元地(移転促進区域)
自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※1)
※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先(住宅団地)
5戸以上(※2)かつ移転しようとする住居の半数以上
※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
 浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

【国庫補助】(補助率 ①~⑥: 3/4, ⑦: 1/2)

補助対象経費区分	右以外の 場合	事前移転(※3) の場合
補助対象経費(①~⑦)の合計	合算限度額有り	-
① 住宅団地の用地取得及び造成(分譲の場合は補助対象外)	限度額有り	限度額有り
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(住宅ローンの利子相当額)	限度額有り	限度額有り
③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有り	限度額有り
④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	限度額有り
⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有り	限度額有り
⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有り	限度額有り
⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-

※3【事前移転の要件】
 イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
 ロ 移転元地防衛のための施設整備(ハード整備)を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
 ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

補助基本額(事業費)に対する財源内訳

国庫補助金 3/4	一般補助施設整備等 事業債(充当率90%)	一般財源
■: 国の負担分	▨: 地方の負担分	元利償還の80%を特別交付税措置 50%を特別交付税措置

注) 補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費、都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)
 その元利償還金の80%を特別交付税措置
 注) 事業計画等の策定に必要な経費の適償性に関しては、財政部局と協議すること
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。(⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様)

⑦がけ地近接等危険住宅移転事業（事前復興として活用できる事業）

がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

- (1) 除却等費
- 除却費
危険住宅の除却費
(限度額: 住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)
 - 引越費用等
引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他
(限度額: 975千円/戸)
- (2) 建物助成費
- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
(借入利率: 年8.5%を限度)
- 限度額【通常】4,210千円/戸(建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)
【特殊地域※】7,318千円/戸(建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)
- ※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全本家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
- 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注: 危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合するものでなければならない。

- ・土砂災害特別警戒区域外に存すること
- ・災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)外に存すること
- ・市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)に該当する区域外に存すること
- ・都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅を新築する行為が同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
- ・建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

補助要件

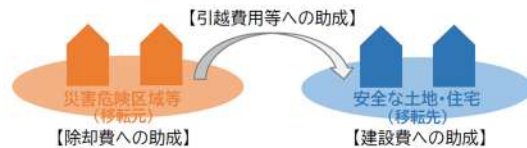
- (1) 対象地区要件(移転元)
- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
 - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
 - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
 - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
 - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
 - 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)
 - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)
- (2) 対象住宅要件(移転元)
- 既存不適格住宅※
 - 浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
 - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
 - ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国: 1/2、
地方公共団体: 1/2

事業実施主体

市町村
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)



⑧災害復旧等事業（山林施設）

災害復旧等事業（山林施設）＜公共＞

【令和6年度予算概算決定額 10,461(10,399)百万円】
【令和5年度補正予算額 33,245百万円】

<対策のポイント>

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

<政策目標>

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

<事業の内容>

1. 山林施設災害復旧事業 5,345(5,360)百万円
25,557百万円
- 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。
2. 山林施設災害関連事業 5,116(5,039)百万円
7,688百万円
- 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

<事業の流れ>



(山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による嵩上げ制度あり)

※ このほか、国有林野や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 (1) 林野庁治山課 (03-3501-4756)
(2) 林野庁整備課 (03-6744-2304)
(3) 林野庁業務課 (03-3502-8349)

⑨災害復旧等事業（農地等）

27

災害復旧等事業（農地・農業用施設等）＜公共＞

【令和6年度予算概算決定額 8,564 (8,513) 百万円】
 【令和5年度補正予算額 39,704百万円】

＜対策のポイント＞

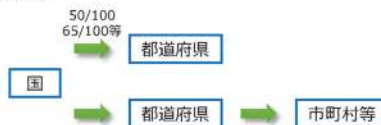
わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的としています。

＜事業目標＞

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

＜事業の内容＞		＜事業イメージ＞	
1. 災害復旧事業 8,234 (8,189) 百万円 地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。また、激甚災害等において復旧計画等の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。	1. 農業施設災害復旧事業 被災した農地・農業用施設の早期復旧 ●農地法面の復旧例  ●決壊したため池の復旧例  ●水路の復旧例 	2. 農業施設災害関連事業 再度災害防止のための施設改築・補強等 ●復旧と併せた区画整備例  ●復旧と併せたため池改修（緊急放流工の設置）例  ●農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例 	
2. 災害関連事業 330 (324) 百万円 農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。			

＜事業の流れ＞



※農家一戸当たりの事業費により、補助率の嵩上げ制度あり。

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2211)

⑩農山漁村イノベーション整備事業

38、51

農山漁村振興交付金（農山漁村イノベーション対策）のうち

農山漁村イノベーション推進・整備事業（地域活性化型、定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口の創出、二拠点居住・移住・定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業の内容＞		＜事業イメージ＞	
1. 活動計画策定事業（地域活性化型） ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画策定を支援します。 ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。 【事業期間（交付期間）：3年間（2年間※）、交付率：定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等※）】 ※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。	 地域の活動計画の策定（ワークショップの開催）	 体制構築及び実証活動（高齢者の移動確保）	
2. 農山漁村イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型） 都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農山漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。 【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】	定住促進・交流対策型 ○計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要 ○事業実施主体 都道府県、市町村、農山漁業者団体等  農林水産物直売所	 農校を利用した交流施設  集出荷・貯蔵・加工施設	
3. 農山漁村イノベーション整備事業（産業支援型） 農山漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。 （※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加） なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。 【事業期間：1年間、交付率：3/10等】	産業支援型 ○事業実施主体 農山漁業者団体、中小企業者※2 ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合事業計画の認定、農工商等連携促進法に基づき農工商等連携事業計画の認定又は都道府県長もしくは市町村が認定する取組に基づく事業計画の認定が必要  農林水産物処理加工施設  農家レストラン		

【お問い合わせ先】

(1、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)
 (2の事業) 地域整備課 (03-3501-0814)

⑪持続的生産強化対策事業

持続的生産強化対策事業

48

【令和6年度予算概算決定額 14,993 (16,032) 百万円】

<対策のポイント>

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者、農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組を支援するとともに、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を、関連事業における優先採択と併せて総合的に支援します。**

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 畜産物の生産量の増加（生乳生産量728万t〔平成30年度〕→780万t〔令和12年度まで〕、牛肉生産量 33万t〔平成30年度〕→ 40万t〔令和12年度まで〕） 等

<事業の全体像>

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」等、関連する事業メニューにおいて、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「輸出事業計画」等を策定した場合については、優先的に事業を実施することができます。

<主な支援メニュー>

<p>米・麦・大豆 野菜・果樹・花き 養蜂 茶・薬用作物 畜産 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略作物生産拡大支援 ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援 ・ 果樹農業生産力増強総合対策 ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 ・ 養蜂等振興強化推進 ・ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ・ 環境負荷軽減型持続的生産支援 ・ 畜産経営体生産性向上対策 等 	<p>農業者等向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。 <p>【品目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米・麦・大豆 ・ 野菜・果樹・花き ・ 養蜂 ・ 茶・薬用作物 ・ 畜産 等 	<p>都道府県向け事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。 <p>【メニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際水準GAP普及推進 ・ 畜産GAP拡大推進
<p>農作業安全 GAP 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業安全総合対策推進 ・ GAP拡大推進加速化 等 		

【お問い合わせ先】（事業全体について）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）

⑫強い農業づくり総合支援交付金

強い農業づくり総合支援交付金

49

【令和6年度予算概算決定額 12,052 (12,052) 百万円】

<対策のポイント>

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための**先駆的モデルや農業支援サービス事業者の育成等**を支援します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等**を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年〕→145万t〔令和12年まで〕）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

<事業の内容>

- 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成**
 - 先駆的モデル支援タイプ**
食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、**安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成**を支援します。
 - 農業支援サービス事業支援タイプ**
農業支援サービス事業の提供に必要な**農業用機械の導入**を支援します。
- 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）**
 - 産地収益力の強化、産地合理化の促進**
産地農業において中心的役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な**産地基幹施設等の再編等**を支援します。
 - 重点政策の推進**
みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進に必要な施設の整備等**を支援します。
- 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）**
品質・衛生管理の強化等を図る**卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等**に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

モデル等の育成・提供	<p>A 先駆的モデル支援タイプ</p> <p>助成対象：推進事業（農業用機械、実証等） 整備事業（農業用施設）</p> <p>・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円</p>	<p>産地生産者</p> <p>供給調整機能</p> <p>産地集荷</p> <p>生産安定・効率化機能</p> <p>実働者ニーズ対応機能</p> <p>【安定供給】</p>
	<p>B 農業支援サービス事業支援タイプ</p> <p>助成対象：農業用機械</p> <p>・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円</p>	<p>産地のニーズに合わせた農業支援サービス事業者</p> <p>【産地】</p> <p>【産地】</p>
産地競争力の強化	<p>C 産地基幹施設等支援タイプ</p> <p>助成対象：農業用の産地基幹施設</p> <p>・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等</p> <p>優先枠の設定 物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化、農畜産物の輸出入等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援</p> <p>重点政策の推進【3億円】 2.①のメニューとは別枠で、みどりの食料システム戦略、スマート農業技術の導入、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設を着実に整備</p>	<p>【都道府県向け交付金】</p>
	<p>D 卸売市場等支援タイプ</p> <p>助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設</p> <p>・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円</p>	<p>食品流通の合理化</p>

農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
農産局技術普及課 (03-6744-2221)
新事業・食品産産部食品流通課 (03-6744-2059)

⑬ 農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち

5.4

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和6年度予算概算決定額 4,613 (4,891) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 3,000百万円)

<対策のポイント>

農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等を加速するために、**目標地図の実現**に向けて地域内外から受け手を幅広く確保し、農地バンクを経由する農作業受委託を含め、**貸借を強力に推進する取組**を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

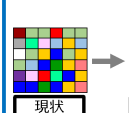
<事業の内容>

- 1. 農地中間管理機構事業** 4,013 (4,291) 百万円
 農地バンクの事業（農地賃料、保管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、遊休農地を積極的に借り受け、簡易な整備を行う取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。
- 2. 機構集積協力金交付事業** 600 (600) 百万円
 【令和5年度補正予算】3,000百万円
 地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組み地域に対し、協力金を交付します。

<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化



- ・ 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- ・ 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- ・ 農地バンクが、目標地図の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施
- ・ 農地バンクが設定する目標等を踏まえ活動を支援

<中間保有の強化>

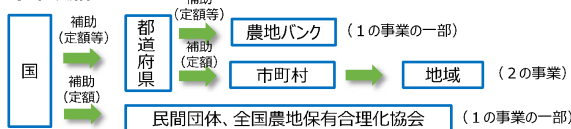
- 農地バンク自ら遊休農地を解消し、積極的な借受・転貸を行う取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援

<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【1.3万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
- ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

<事業の流れ>



⑭ 農業委員会による農地利用の最適化の推進

農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち

【令和6年度予算概算決定額 12,597 (13,146) 百万円】
 地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数
 (令和5年度補正予算額 143百万円)

農業委員会による農地利用の最適化の推進

<対策のポイント>

農業委員・農地利用最適化推進委員による、地域が目指すべき農地の将来像である**目標地図の素案作成**を含む、農地利用の最適化のための活動等に**必要な経費**を支援します。

5.5

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

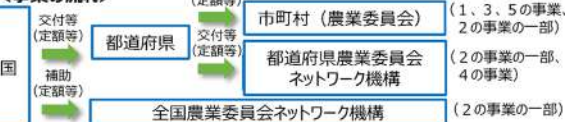
<事業の内容>

- 1. 農業委員会交付金** 4,718 (4,718) 百万円
 農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業** 2,748 (2,757) 百万円
 【令和5年度補正予算：農業委員会サポートシステム改修事業】143百万円
 遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
- 3. 農地利用最適化交付金** 4,560 (5,100) 百万円
 農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金** 523 (523) 百万円
 都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。
- 5. 農地調整費交付金** 47 (47) 百万円
 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

(関連事業)

地域計画策定推進緊急対策事業 1,359 (799) 百万円の内数
 地域計画の策定における**目標地図の素案作成**の取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

【T 農業委員会の活動事例】

- ・ 農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・ 調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：63.9%（令和4年度））

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会による目標地図の素案作成の推進（イメージ）

① 現状地図の作成



② タブレット等で農業者の意向等を把握し地図に反映



③ 目標地図の素案作成



最適化活動に係る経費を支援

推進委員等が行う目標地図の素案作成に係る経費を支援

都道府県農業会議の体制を強化し、管内の農業委員会の目標地図の素案作成等の業務を巡回サポートする取組を支援

【お問い合わせ先】 (1, 3, 4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)
 (2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
 (5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

⑮なりわい再建支援補助金

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ 7.3

令和6年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します

「なりわい再建支援補助金」

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】
石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】
工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】
・石川県内の事業者
⇒ 1.5億円、一部5億円まで定額補助※
・富山県・福井県・新潟県内の事業者
⇒ 3億円、一部1億円まで定額補助※
※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】
・中小企業・小規模事業者
⇒ 3/4以内、一部定額補助
・中堅企業等
⇒ 1/2以内、一部定額補助

※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【事前に準備いただきたい事項】

補助金の申請に備え、以下の書類等の保管・取得を推奨します
(以下の書類があると補助金申請手続きが円滑に進みます)

<公募開始前に復旧工事に着手される方>
※原則として、被災施設等と同等の施設・設備の復旧（原状回復）が補助金の対象復旧に要した見積書（原則相見積もり）
復旧が完了した方は、契約書、請求書、領収書の保管

<補助金の活用を予定している全ての方>
(1) 被災後の被害状況（施設・設備ごと）の写真の撮影・保管
(2) 被災（被災）証明書の取得（事業所所在の市町村）
(3) 被災施設・設備の所有を証明できる書類等の保管
例）固定（償却）資産台帳（車両の場合、任意自動車保険証）

※上記書類がない場合でも、専門業者による証明等で代替可能となる場合があります

中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036



⑯地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化等

地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化



○ 宿泊施設、観光施設等の改修、廃屋撤去、面的DX化などの取組の支援について、複数年度にわたり計画的・継続的に支援
⇒ 観光需要の拡大、収益・生産性向上等の実現を図り、地域・産業の「稼ぐ力」を回復・強化

① 地域計画の作成支援

※ 自治体・DMO等の地域を代表する団体等が作成

観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）の作成に向け、

○再生・高付加価値化のコンセプトづくり、○地域の合意形成、○個別施設の改修等の事業の内容の磨き上げ、○資金調達などの点について、地域の取組を国が支援（専門家派遣等、伴走支援の実施）

② 地域計画に基づく主な事業支援

宿泊施設の高付加価値化改修

観光地の面的再生に資する
宿泊施設の改修支援

補助上限1億円（補助率原則1/2（※））
※投資余力の乏しい事業者について、一定の条件を満たしたものは補助率2/3



廃屋撤去

観光地の景観改善等に
資する廃屋の撤去支援

補助上限1億円（補助率1/2）



観光施設の改修等

・観光地の面的再生に資する
土産物店や飲食店等の改修支援
補助上限最大2000万円（※）
（補助率1/2）

※面的DX化に参加する場合、
それ以外は補助上限1000万円

・公的施設への観光目的での改修支援
補助上限2000万円（補助率1/2）



面的DX化

観光地の面的再生に資する
面的DX化支援

補助上限最大5000万円（※）
（補助率1/2）


※面的DX化の効果等が特に大きい場合、
それ以外は補助上限2000万円



お問い合わせ先: 観光庁参事官(産業競争力強化) 電話: 03-5253-8948

⑰歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業

歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業

令和6年度当初予算額 1,400百万円  国土交通省 観光庁
8.6

事業目的・背景・課題

○3月末に閣議決定された観光立国推進基本計画に基づき、官民が連携して古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組について、**令和7年までに300地域に拡大**するとともに、**地域の高付加価値化を目指す面的展開地域を50地域展開**する必要がある。このため城や寺社等における宿泊・滞在型コンテンツを軸に、周辺の資源を面的に活用した観光コンテンツの造成等を図り、魅力的な観光まちづくりを進める。

○令和5年度に実施するSECスキーム等のフィジビリティを活かし、SECスキーム等を活用した民間投資を促すとともに、自立した地域経営の確立を促進し効果検証する必要がある。

事業内容

1) 調査事業 (10/10)

初動事業化 : 最大1,000万円×11地域 ①
地域経営モデル : 最大2,000万円×3地域 ①、②

- ①観光まちづくりにかかる専門家派遣による伴走支援
- ②歴史的資源等活用した地域経営確立のモデル創出
- ③指標地域実証及び取組展開地域調査

2) 補助事業

受入環境整備 (1/2) : 最大2,000万円×3地域 ①
大規模改修 (1/2) : 最大2億円×5地域 ② (面的展開で特に優良)

- ①城や寺社、古民家、モダン建築等を活用した宿泊等整備
- ②歴史的資源の面的活用等にかかる改修・再建築

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：調査事業（初動事業化・地域経営モデル）
間接補助事業（受入環境整備・大規模改修）
- ・事業期間：令和元年度～

お問い合わせ先：観光庁 観光資源課 電話：03-5253-8925(直通)

(2) 令和6年能登半島地震に関するその他の参考資料

⑱土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業

土砂災害が発生した場合に危険な区域（土砂災害特別警戒区域等）に立地する被災した住宅の再建・移転等に係る補助

輪島市土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金

令和6年1月1日以降の対象事業に適用可！

◆ 移転費支援：被災した土砂災害警戒等区域内の住宅の除却必須



◆ 補強費支援*



* 建築物の構造の確認が必要です。構造・補強内容等については特定行政庁である石川県（奥能登土木総合事務所分室建築課）へご相談ください。

土砂災害警戒区域等とは、
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域、同法第4条第2項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域のことをいう。

災害危険区域内外の確認サイト
【土砂災害情報システムSABOアイ】（石川県砂防課）
<https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp/sabo-/disp?disp=TOP> ▶QRコード

詳しくは、
上記及び裏面の要件等をご確認、ご相談ください。

補助要件のチェック

- 補助対象者
- 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅に区域指定前から居住していること
 - 被災住宅が「半壊」以上の判定を受けて、被災者生活再建支援制度の対象となったこと
 - 市税の滞納がないこと

事業条件

- 住宅移転費支援事業
- 被災住宅の除却を行うこと
 - イローゾーン（土砂災害警戒区域等）の区域外に移転すること
 - 移転先が石川県内であること
 - 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと
- 住宅補強費支援事業
- 被災住宅の存する敷地で建替え等（部分建替えを含む。）を実施すること
 - 建替え等に係る住宅又は住宅の部分が、レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域等）の区域に係る部分に補強工事を行うこと



< 窓口 > 輪島市建設部まちづくり推進課
輪島市ニツ屋町2-2-9 輪島市役所 本館2階
電話番号 (0768) 23-1156

実施状況（石川県へのヒアリングによる）

- R6.9に開始。財源は県の復興基金。県が補助要綱を作成し、10市町で実施中。
- 実績（R7.9現在）：
 - 事前相談：68件（うち輪島市 56件）
 - 申請：15件（うち輪島市 15件）
 - 支払い実績：2件（住宅移転、うち輪島市 2件）
- 相談内容：
 - 住宅移転：65件
 - 住宅補強（レッドゾーンで再建）：3件

(3) 高知県における支援施策等

⑬ 土砂災害特別警戒区域内における住宅建替時等の支援制度

土砂災害特別警戒区域内における住宅建替時等の支援制度のご案内

◆ 目的・概要
土砂災害特別警戒区域（通称「レッドゾーン」）内では、住宅の建て替え等の際に土砂災害に対して安全な構造とするよう建築物の構造規制が行われます。一方、県内の居住環境は、土砂災害のほかにも河川の増水・氾濫などによる浸水地域も多く、同一地域での安全な居住地の確保が難しいのが現状です。そこで、レッドゾーン内で暮らし続けていく方々への安全性の向上と地域への定住を支援するため、建て替え等の際に必要となる防護壁等の追加費用の一部を補助します。

◆ 制度の内容
レッドゾーン内で住宅の建て替え等を行う際に、建築基準法に基づく構造方法により、
①外壁を強化した場合
②防護壁を設置した場合
に、その費用の一部を県と市町村が補助します。

補助金は、①②の延長に以下の基準単価を乗じて算出した額に、設計費341,000円/箇所を加えて算出します。

基礎単価	① 121,000円/㎡
② 102,000円/㎡ (高さ2m以下)	131,000円/㎡ (高さ2m超)

補助金の額 = 補助対象経費*1 × 3/4*2
(千円未満切り捨て・1戸当たりの限度額252万円)

◆ レッドゾーン内の建築確認
都市計画区域内では、建築確認の際に、土砂災害を防止・軽減するための基準（建築基準法施行令第80条の3）を満たしている必要があります。また、これまで確認を受ける必要がなかった地域（都市計画区域域外）においても、確認が必要となる場合がありますので、ご注意ください。（※表参照）

◆ 補助の対象となるのは

＜補助の対象になる場合＞
① A、C（既存住宅）の建て替え
② A、C（既存住宅）の増築
③ Bの新築
④ CからDへの建替、Dの新築の際に予防のために外壁等を設置した場合

＜補助の対象にならない場合＞
⑤ E（既存住宅）の建て替え
⑥ A、C（既存住宅）が別の敷地で建て替えを行う場合

◆ レッドゾーン内の建築確認

建築物の位置	レッドゾーン内	レッドゾーン外	レッドゾーン内	レッドゾーン外
確認の必要	適用	適用	適用	適用
確認の手続き	必要	必要	必要	必要

(4) 地籍調査に関する資料

地籍調査事業の概要

事業主体(市町村等)が、土地登記簿及び登記所の地図をもとに、一筆毎の土地について、土地所有者等の立会を得て、所有者、地番、地目、筆界を調査するとともに測量を行い、その結果を地籍簿及び地籍図に取りまとめるものです。

高知県土木部用地対策課

【調査経費の負担割合】
※事業主体が市町村の場合
○国庫負担金 事業費の1/2
○県費補助金 事業費の1/4
○市町村費等 事業費の1/4
※市町村の調査経費は、特別交付税の対象となっており、最終的な実質負担額は5%

高知県の地籍調査市町村別実施状況【令和6年度未実施状況】

実施率別市町村数

市町村別	実施率	市町村数
100%	100%	18
90-100%	90%	10
80-90%	80%	5
70-80%	70%	3
60-70%	60%	3
50-60%	50%	3
40-50%	40%	3
30-40%	30%	3
20-30%	20%	3
10-20%	10%	3
0-10%	0%	3

地籍図原図

地籍簿案

字名	地番	地目	地積(㎡)	所有者の住所又は名称	地積(㎡)	所有者の住所又は名称	筆界	地目	地積(㎡)	筆界	地目	地積(㎡)
小松	560	山林	21.25	山前一郎	65	山前一郎	11.15	雑種畑	11.15	雑種畑	11.15	雑種畑
561	田	1.16	38	大下三郎	560	大下三郎	7.93	雑種畑	7.93	雑種畑	7.93	雑種畑
562	田	2.03	0		560		9.65	雑種畑	9.65	雑種畑	9.65	雑種畑
563	田	4.11			560		1.16	雑種畑	1.16	雑種畑	1.16	雑種畑
564	田	3.16	62	山下太郎	564	山下太郎	3.50	雑種畑	3.50	雑種畑	3.50	雑種畑
565	宅地	2.72	09	大山大郎	IV	大山大郎	1.16	雑種畑	1.16	雑種畑	1.16	雑種畑
566	宅地	2.92	105	山前一郎	IV	山前一郎	1.21	雑種畑	1.21	雑種畑	1.21	雑種畑

地籍調査前の土地の表示

字名	地番	地目	地積(㎡)	所有者の住所又は名称	筆界	地目	地積(㎡)
小松	560	山林	21.25	山前一郎	11.15	雑種畑	11.15
561	田	1.16	38	大下三郎	7.93	雑種畑	7.93
562	田	2.03	0		9.65	雑種畑	9.65
563	田	4.11			1.16	雑種畑	1.16
564	田	3.16	62	山下太郎	3.50	雑種畑	3.50
565	宅地	2.72	09	大山大郎	1.16	雑種畑	1.16
566	宅地	2.92	105	山前一郎	1.21	雑種畑	1.21

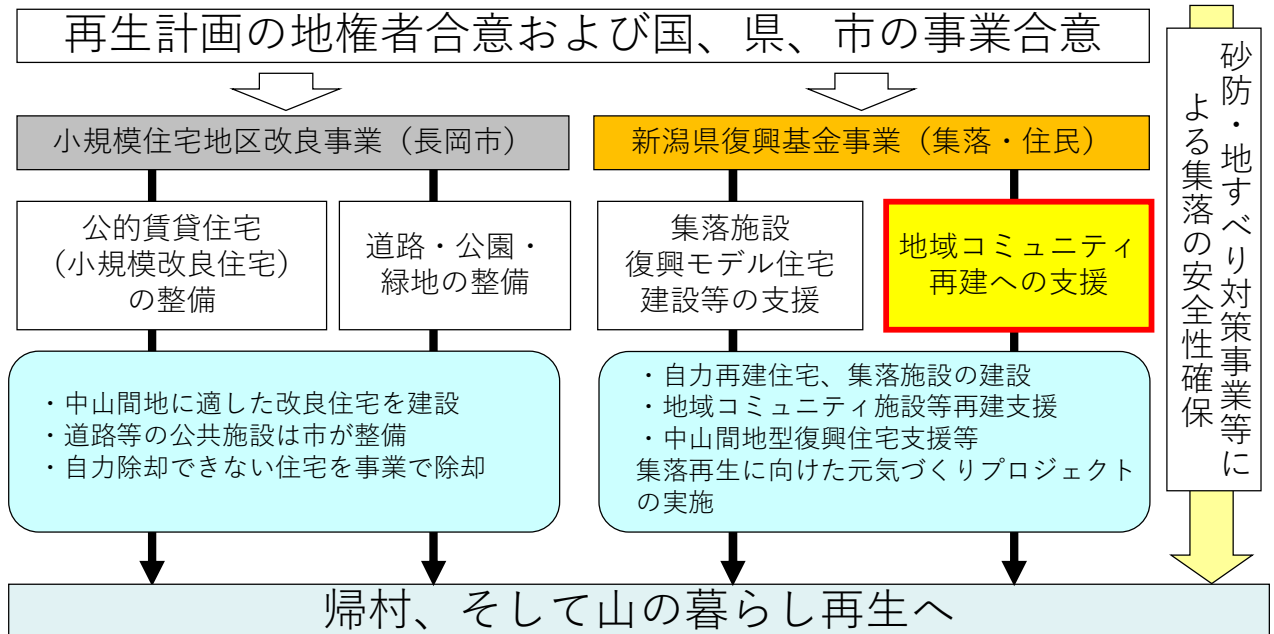
地籍調査後の土地の表示

字名	地番	地目	地積(㎡)	所有者の住所又は名称	筆界	地目	地積(㎡)
小松	560	山林	21.25	山前一郎	11.15	雑種畑	11.15
561	田	1.16	38	大下三郎	7.93	雑種畑	7.93
562	田	2.03	0		9.65	雑種畑	9.65
563	田	4.11			1.16	雑種畑	1.16
564	田	3.16	62	山下太郎	3.50	雑種畑	3.50
565	宅地	2.72	09	大山大郎	1.16	雑種畑	1.16
566	宅地	2.92	105	山前一郎	1.21	雑種畑	1.21

(5) 平成 16 年新潟中越地震における基金を活用した重層的支援に関する資料

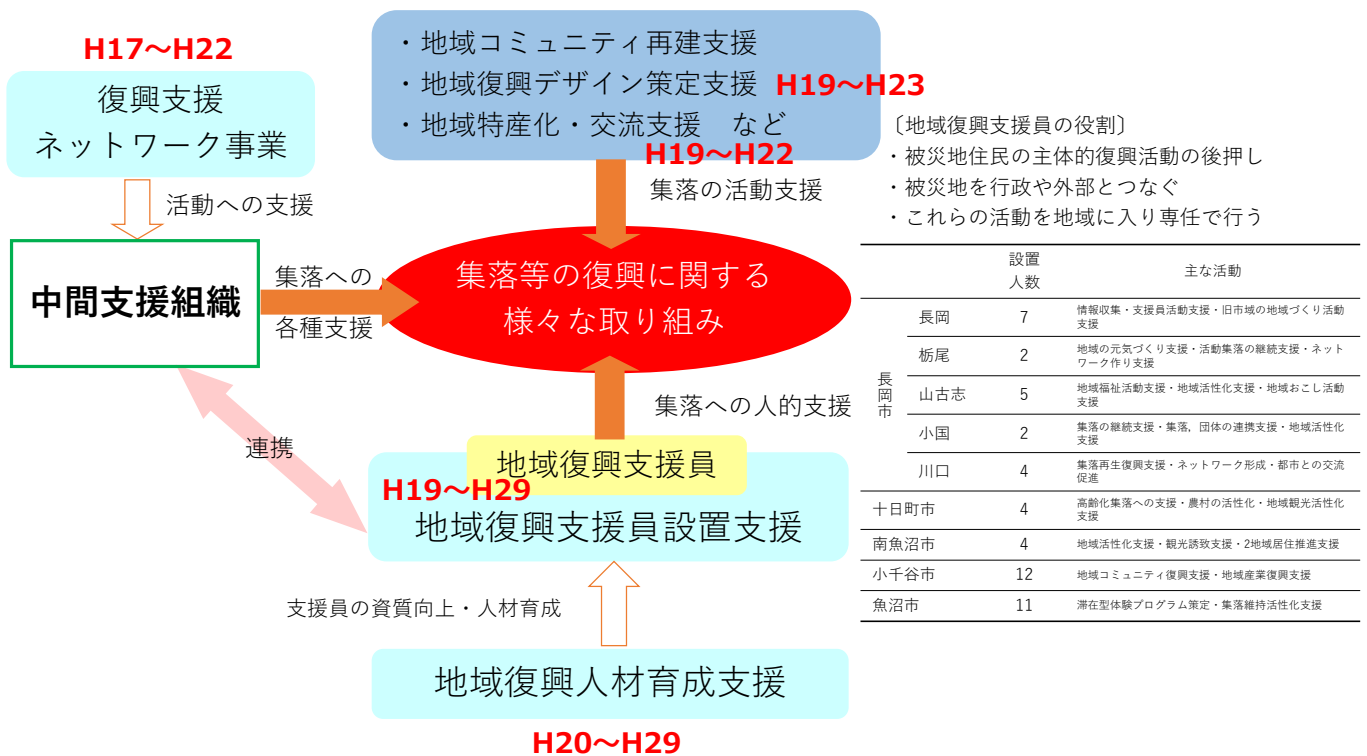
集落再生計画に基づく各種事業の実施

個々の住宅再建（修復）＋公的住宅＋コミュニティ施設を
安全な基盤上に整備



出典：中越地震の復興プロセス 兵庫県立大学大学院 澤田雅浩

基金を活用した重層的支援体制の構築

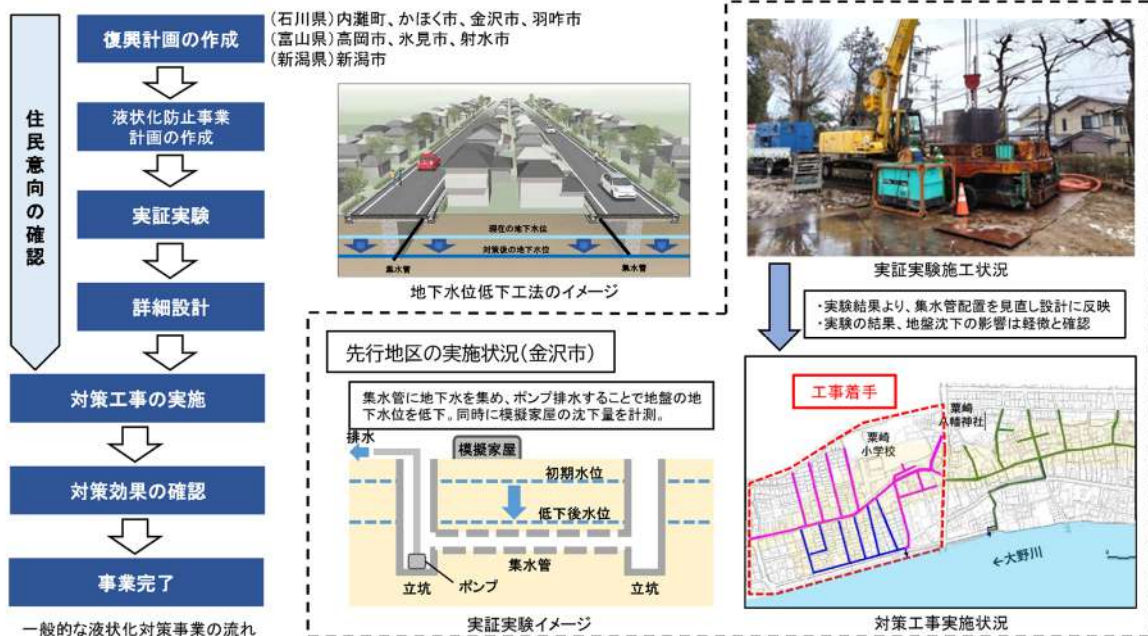


出典：中越地震の復興プロセス 兵庫県立大学大学院 澤田雅浩 赤で一部加筆

(6) 液状化災害の再発防止に向けた対策への支援

液状化災害の再発防止に向けた対策への支援

- 液状化災害の再発防止に向けた対策について、被災自治体において液状化対策を含む復興計画を作成し、順次、実証実験が進められ、早いところでは対策工事に着手されたところ。
- 被災自治体において、地元住民の合意形成のもと、順次、事業に着手される予定であり、引き続き事業実施に向けた支援を実施。



(7) 土地境界再確認加速化プラン

土地境界再確定加速化プラン(概要) (令和7年9月1日公表)

- 本年5月に設置した「能登半島地震に伴う土地境界問題対策プロジェクトチーム(P.T)」(※)において、液状化により不明確となっている土地境界を早期に確定するための具体的手法を検討してきたところ。
 - 今般、土地所有者の協力次第で、土地境界再確定に至る期間を大幅に短縮しうる実施方針として、P.Tにおいて「土地境界再確定加速化プラン」を策定。
 - 今後は、本プランの下、関係省庁、自治体、事業者等と一体となって、土地境界再確定に向けた取組を推進していく。
- (※)国土交通省、法務省、石川県、被災4市町(金沢市、羽咋市、かほく市、内灘町)及び土地境界専門家により構成。本年5月以降、計3回のP.Tを開催したほか、実務者WGも計3回開催。

「土地境界再確定加速化プラン」(概要)

【再確定の具体的手法】

地籍調査によって、現況のズレの程度を把握した上で、以下の方法により対応。

- ①ズレの程度が小さい場合
→地籍調査により、元の境界などを確認し、登記
- ②ズレの程度が大きい場合
(土地所有者同士の譲渡合意による対応)
→地籍調査による分筆・登記、その後、土地所有者間所有権移転・登記
(土地区画整理事業による対応)
→地籍調査成果を土地所有者の合意のもと、土地区画整理事業に引き継ぎ、換地処分・登記

【加速化に向けた対応】

地籍調査の短期集中実施に向けて、以下の観点から国、県、市町が連携して対応。

- ◆予算・人員の確保
 - ・監督や検査にかかる市町応援職員の確保。
 - ・国、県、市町による必要予算の確保。
- ◆民間事業者等の外部専門家のフル活用
 - ・外部委託制度(国土調査法10条2項包括委託)の最大限活用。
 - ・土地家屋調査士等の全国からの応援態勢を確保。

本プランに基づき、当初、現状を把握する地籍調査の実施だけで3～7年を要する見込みであったところ、

土地所有者の協力などを得て、境界確認等がスムーズに進んだ地域では、国、自治体、土地家屋調査士等の関係者が連携して取り組み、境界確定に向けた調査を最短で令和8年度中に完了することを目指す。